

ご契約のしおり・約款

無配当

平準定期保険

無配当

低解約返戻金型平準定期保険

無配当

無解約返戻金型平準定期保険

ご契約のしおり・約款をお読みいただく前に

この冊子はつぎの順番で記載されています。

ご契約のしおり

この保険の約款のなかで特に保険契約者にとって大切なことがら（重要事項、保障内容、諸手続き、税法上の扱いなど）を抜き出し、わかりやすくご説明しています。

普通保険約款（主契約）

生命保険会社と保険契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を規定しています。

特約条項（特約）

保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。

別表

普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。「別表1」から順に記載しています。

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金等のお支払などに関するご相談、
ご質問、苦情につきましては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサー
ビスセンターへご連絡ください。

カスタマーサービスセンター
パートナーフォーユー
0120-810740

営業時間 平日 8:00～21:00／土・日・祝日 9:00～17:00(元日除く)

目次

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	3
------------	---

ご契約に際して	6
---------	---

1 ご契約の申込書・告知書は保険契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください	6
2 保険証券と告知書（の写し）をお確かめください	6
3 生命保険募集人について	6
4 当社の組織形態（株式会社）について	7
5 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます（クーリング・オフ制度）	7
6 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	8
7 生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について	11
8 「生命保険契約者保護機構」について	12
9 新たな保険契約への乗換えについて	14
10 告知について	15
11 保障はつぎの時から開始されます（責任開始期）	18

主契約について	19
---------	----

1 平準定期保険	19
2 低解約返戻金型平準定期保険	22
3 無解約返戻金型平準定期保険	26

特約について	29
--------	----

1 特約の保障内容	29
解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）	29
過減定期保険特約	30
災害死亡給付特約	31
傷害特約	32
無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）	33
無解約返戻金型新手術給付特約	38
無解約返戻金型がん入院特約	42
無解約返戻金型先進医療特約	44
無解約返戻金型就労不能障害特約	46
無解約返戻金型就労不能障害一時金特約	49
2 疾病障害による保険料払込免除特約	51
3 リビング・ニーズ特約	53
4 保険金等の支払方法の選択に関する特約	56
5 新買増権保証特約	57
6 愛の割増年金特約（割増年金支払特約）	59
7 指定代理請求特約	61

ご契約後について	64
1 保険料のお払込みには、つぎのような方法〈経路〉があります	64
2 保険料のお払込みには、つぎのような方法〈回数〉があります	65
3 ご契約の効力が失われないよう保険料は遅くとも払込猶予期間中に払い込んでください	66
4 保険料のお払込みが困難になったときでもご契約を有効に続ける方法があります	68
5 ご契約の効力がなくなった場合でもご契約を復活できます	70
6 途中でお金がご入用のときは、貸付の制度があります（契約者貸付）	71
7 変換制度について	72
8 ご契約の更新について	74
9 解約と解約返戻金について	75
10 低解約返戻金型の保険における注意事項について	78
11 無解約返戻金型の保険・特約における注意事項について	79
お支払いについて	81
1 保険金・給付金などの支払事由等が生じた場合	81
2 「保険金即日支払サービス」について	82
3 「入院一時金簡易支払サービス」について	83
4 つぎの場合には保険金・給付金などをお支払いできず、また保険料のお払込みを免除できません	84
その他	93
1 生命保険には、税法上固有の取扱いがあります	93
2 保険金受取人の変更	96
管轄裁判所について	97
成年後見制度について	97
保険会社からのお願い	98
相談窓口とその連絡先	99
手続きのための必要書類一覧	100

約款

平準定期保険普通保険約款	107
低解約返戻金型平準定期保険普通保険約款	124
無解約返戻金型平準定期保険普通保険約款	142
解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項	155
遞減定期保険特約条項	166
疾病障害による保険料払込免除特約条項	173

目次

リビング・ニーズ特約条項	184
保険金等の支払方法の選択に関する特約条項	191
新買増権保証特約条項	199
割増年金支払特約条項	204
指定代理請求特約条項	211
特別条件付保険特約条項	216
特定障害不担保特約条項	224
団体扱特約条項	226
特別団体扱特約条項	228
集団扱特約条項	230
特別集団扱特約条項	233

別表

別表 1 対象となる高度障害状態	239
別表 2 対象となる不慮の事故	240
別表 3 対象となる身体障害の状態	243
別表 4 請求書類	246
別表 5 手術給付倍率表	255
別表 6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病	255
別表 7 手術	256
別表 8 公的医療保険制度	256
別表 9 診療報酬点数表	256
別表 10 対象となる感染症	256
別表 11 対象となる異常分娩	257
別表 12 医科診療報酬点数表	257
別表 13 就労不能障害状態	258
別表 14 特定障害状態	266
別表 15 就労制限障害状態	267

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

ご契約に関して普通保険約款および特約条項をご理解いただくために、主な保険用語についてご説明いたします。

か	
■解 除	保険期間の途中で、生命保険会社の意思表示で保険契約を消滅させることをいいます。
■解 約	ご契約を終了させ、その効力を将来にわたって消滅させることをいいます。
■解約返戻金	ご契約を解約した場合などに、保険契約者に払戻されるお金のことをいいます。
■契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。特に月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ月・半年ごとの契約日に対応する日をさします。 (契約日に対応する日がない場合は、その月の末日とします。)
■契約者貸付	契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内で、貸付を受けることができます。
■契約年齢	契約日における被保険者の年齢をいい、満年齢で計算します。 (例) 24歳7ヶ月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。
■契約日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、通常は責任開始日と同じ日となります。
■告知義務	保険契約者や被保険者は、ご契約のお申込みをするときなどに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのまま正確にもれなく報告していただくことを要します。これを告知義務といいます。
■告知義務違反	告知の際に、事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。

さ	
■失 効	ご契約の効力が失われることをいいます。
■主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。
■診 査	診査医扱のご契約に申込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。また健康診断結果表・人間ドック結果表を使用する方法もあります。
■責任開始期(日)	当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
■責任準備金	将来の保険金等のお支払いのために、当社が積立てておくべきお金のことをいいます。

た

■第1回保険料相当額	ご契約のお申込みの際にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
■特 約	さまざまな保障内容を充実させるためや、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加する契約内容をいいます。

は

■払込期月	毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。月払は月単位、半年払は半年単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。
■払済保険への変更	保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金をもとに、保険期間をそのままにした保障額の少ない保険に変更する方法です。
■被保険者	保険金・給付金などの支払事由の対象となる人のことをいいます。
■復 活	契約が失効した場合、保険種類ごとの当社所定の期間内であることなどを条件に、もとに戻すことをいいます。
■保険期間満了日	保険期間の満了する日をいいます。例えば、10年満了契約の場合は、契約日から10年後の年単位の契約応当日の前日、80歳満了契約の場合は、被保険者が80歳となった時以後はじめて到来する年単位の契約応当日の前日となります。(保険料払込期間満了日も同様とします。)
■保険金（給付金／年金）	被保険者が約款で定める支払事由に該当されたときにお支払いするお金のことをいいます。
■保険金（給付金／年金）受取人	保険契約者が指定した、保険金（給付金／年金）を受取る人のことをいいます。
■保険契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（たとえば、契約内容の変更などの請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
■保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などご契約の内容を具体的に記載したものです。
■保険年度	契約日から起算して満1か年を第1保険年度といいます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……となります。
■保険料	保険契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。
■保険料期間	保険料払込期間中の契約応当日（月払・半年払の場合、月単位・半年単位ごとの契約応当日）からつぎの契約応当日の前日までの期間をいいます。

ま

■無 効	保険契約申込時に錯誤があったためなど、契約要件を満たしておらず、有効契約として取扱うことが不能なことをいいます。
■免責事由	被保険者が支払事由に該当された場合でも、保険金・給付金などが支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

■約款	“ご契約からお支払いまたは満了までのとりきめ”を記載したものです。
■猶予期間	払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みを猶予する期間をいいます。

ご契約に際して

1

ご契約の申込書・告知書は保険契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください

- ご契約の申込書・告知書（告知欄）は、保険契約者および被保険者ご自身でご記入ください。また記入後は、内容を十分お確かめください。
- 告知の詳細については、〈告知について〉の項を参照してください。
- なお、ご契約の際にご印鑑をご使用の場合、そのご印鑑は、将来いろいろな手続きに必要となりますので、大切に保管してください。ご印鑑を紛失した場合は、諸手続きに際して、印鑑証明書と実印で手続きしていくことになります。
- 当社所定の情報端末を利用して、申込手続や告知を行うこともできます。画面上に表示された内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で情報端末に直接入力・ご署名ください。

2

保険証券と告知書（の写し）をお確かめください

- ご契約に際して、当社は、保険証券を保険契約者に、告知書の写しまたは控えを被保険者にお届けします。
- お申込みの際の内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申込内容と保険証券が違っているとき、または告知していただいた内容に追加・変更があるときには、同封の「告知訂正用紙」にご記入いただき、本社あてにご郵送いただくな、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険証券は大切に保管してください。

3

生命保険募集人について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
 - 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
 - 当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
 - また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。
- (当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例)
- ・ 保険契約の復活
 - ・ 特約の中途付加
 - など

4

当社の組織形態（株式会社）について

●当社の組織形態

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「株式会社」です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

●保険契約者の権利および義務

保険契約者の権利は、契約内容の変更などの請求権など約款に定める保険契約に関する権利です。なお、保険契約者の義務としては、約款に基づく保険料の払込みなどがあります。

5

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除を することができます（クーリング・オフ制度）

生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討いただくようお願いします。

- お申込者または保険契約者（以下、「お申込者等」といいます。）は、つぎに掲げる日のうちいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- ①注意喚起情報の説明の完了日（「お申し込みに際してのご確認事項」に署名した日）
- ②「特別条件承諾書」に署名した日（特別条件が適用された場合のみ）
- ③第1回保険料充当金のお払込方法により定まるつぎのいずれかの日
 - ・デビットカードまたはクレジットカードをご利用の場合、デビットカード口座引落確認書またはクレジットカード売上票もしくは利用票の交付日
 - ・お振込みの場合、その着金日
 - ・口座振替の場合、注意喚起情報の説明の完了日

- お申込みの撤回等の方法としては、書面を本社または支社に直接ご持参いただくか、もしくは郵便によりご送付ください（消印日が申出日です）。この場合、書面にはお申込者等の氏名および住所をご記入のうえ、お申込みの撤回等をする旨を明記してください。

- お申込みの撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお払込みいただいた金額をお返しいたします。

当社の指定した医師の診査を受けられた場合やご契約者が法人（個人事業主を含みます。）の場合、またはその他法令に定める場合にはこのお取扱いをいたしません。

ご注意

ご契約のお申込みを撤回することのできる期間およびご契約をその成立時にさかのぼって解除することができる期間には、上記のとおり制限があります。

6

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下、「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下、「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

ご契約内容が登録されることがあります

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出することができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお問合せください。

つぎの事項が登録されます

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市、区、郡までとします。）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、
(一社) 生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

2. 「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求に際し、ご契約内容等を照会させていただくことがあります

保険金、年金、給付金または一時金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらにかかる保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出することができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお問合せください。

つぎの事項が相互照会されます

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市、区、郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料があるのは、共済契約においてはそれぞれ被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、

(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。



生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたる契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めています。

ただし、万一、生命保険会社の財産状態の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

保険業法に基づく契約条件の変更手続（経営が困難となる蓋然性がある場合）

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立手続を経て、保険金額等の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。）が行われることがあります。

保険業法に基づく破綻処理（経営が困難となった場合）

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。）が行われことがあります。

- ①主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- ②主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社との合併が行われるとき
- ③主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

一般の倒産法制の利用（経営が困難となった場合）

会社更正法等の倒産法に基づく手続きが行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

生命保険契約者保護機構について

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込みを行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されるものではありません。

「生命保険契約者保護機構」につきましては、〈「生命保険契約者保護機構」について〉をご参照ください。

ご注意

生命保険会社の財産状態の変化により上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等のお受取人のお受取りになる金額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。

8

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

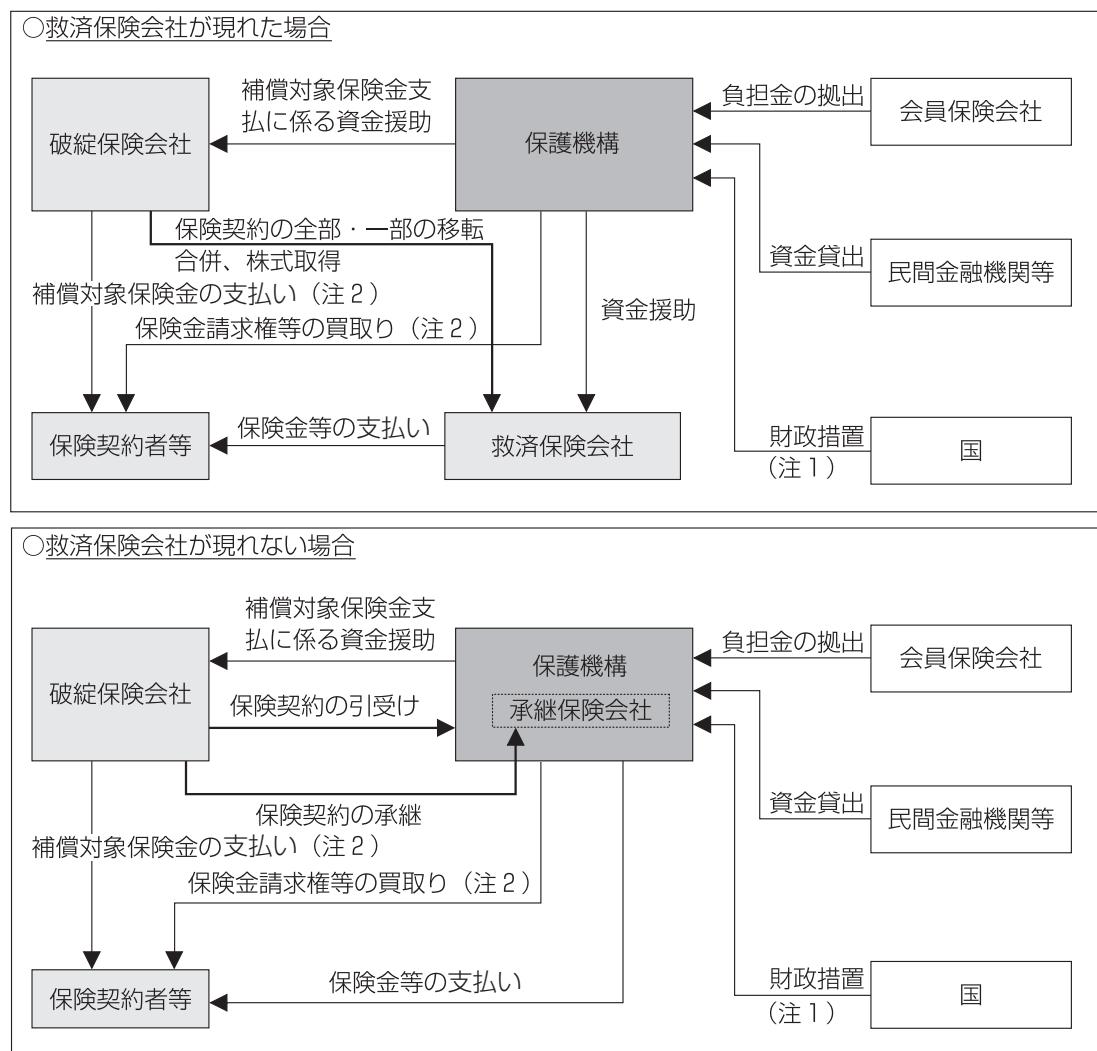
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定期率契約については、※2に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9

新たな保険契約への乗換えについて

現在ご契約の保険契約を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 解約または減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額したときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利などを失う場合があります。

新たな保険契約につきましては、つぎのお取扱いとなることがありますのでご注意ください。

- お申込みに際して、被保険者の健康状態などによっては特別条件を適用させていただく場合や、ご契約をお断りする場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金・給付金などをお支払いしません。
- 新たな保険契約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を原因とする場合には、主契約または各特約に定める高度障害保険金・給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除をできないことがあります。
- 新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知しなかったり事実と違うことを告知しますと、告知義務違反として新たなご契約が解除され、保険金・給付金などが支払われない場合があります。

10 告知について

保険契約者や被保険者には、健康状態やご職業など、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことがらについて告知をしていただく義務があります。

1. 告知義務について

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう助けあいの制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業などの「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせください。

※ご契約時のほか、保険契約を復活する場合や特約を中途付加する場合などにも告知が必要です。

〈診査を行うご契約の場合（診査医扱）〉

当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）などについておたずねしますので、その医師に口頭によりありのままを告知してください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえご署名ください。

〈診査を行わないご契約の場合（告知書扱）〉

告知書に保険契約者や被保険者が自身でありのままを記入し、ご署名ください。過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）など、告知書に記入いただく事項は、当社が保険契約をお引受けするかどうかをきめるための重要なことがらですから、書面（当社所定の情報端末を利用した場合は、表示された告知画面）でおたずねすることにしております。

このお取扱いは、勤務先の健康診断の結果によって健康状態を確認する場合も同様です。

2. 告知受領権について

告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。当社のライフプランナーには告知受領権がなく、当社のライフプランナーに口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. お申込内容等の確認をさせていただくことがあります

当社の確認担当社員または当社が委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、このために必要な限りにおいて、当社の委託を受けた者に、お申込内容等の情報を提供することができます。

4. 傷病歴等がある方でもお引受け可能な場合があります

当社ではご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受け対応を行っております。ご契約をお断りすることもございますが、「保険料の割増（特別保険料領収法）」、「保険金額・給付金額の削減（保険金・給付金削減支払法）」、「特定の障害についての保障範囲からの除外（特定障害不担保特約の付加）」などの特別な条件をつけてお引受けすることができます。従いまして傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病によっては特別な条件をつけずにお引受けできる場合がありますので、ありのままの事実を告知してください。

〈傷病歴・通院事実等を告知した場合〉

- ・所定の診査や追加のくわしい告知などが必要となることがあります。
- ・ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
 - ①無条件でご契約をお引受けさせていただく
 - ②特別な条件付（保険料の割増、保険金額・給付金額の削減、特定の障害についての保障範囲からの除外等）
　　のうえでご契約をお引受けさせていただく
 - ③今回のご契約はお断りさせていただく

上記②の場合、当社よりその条件をご提示いたしますので、「ご契約のしおり・約款」の「特別条件付保険特約条項」または「特定障害不担保特約条項」をご熟読のうえ、お示しした条件にご承諾いただければ、ご契約は成立します。

ご注意

- 特別条件付保険特約が付加された場合、つぎのお取扱いをすることができない場合があります。
 - ①保険金・給付金削減支払法が適用された場合
 - ・払済保険への変更（保険金削減期間中）
 - ・原保険契約への復旧
 - ・保険期間の変更
 - ②特別保険料領収法が適用された場合
 - ・原保険契約への復旧
 - ・保険期間の変更
- 低解約返戻金型平準定期保険については、特別条件の有無に関係なく保険期間の変更はお取扱いいたしません。
- 無解約返戻金型平準定期保険・無解約返戻金型特約・解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）について、特別条件付保険特約の適用によりお払込みいただく特別保険料には、対応する解約返戻金はありません。
※解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の場合、解約返戻金抑制期間経過後を除きます。

5. 正しく告知しない場合のデメリットについて

告知いただくことからは、告知書に（質問事項として）記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

- ・責任開始日（復活・復旧の場合は最後の復活日・復旧日）から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。
- ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金などをお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などをお支払いまたは保険料のお払込みを免除することができます。）

この場合には、解除の際にお支払いする解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することができません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

- なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意にお知らせいただけなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・責任開始日または復活日からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。）
- ・また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

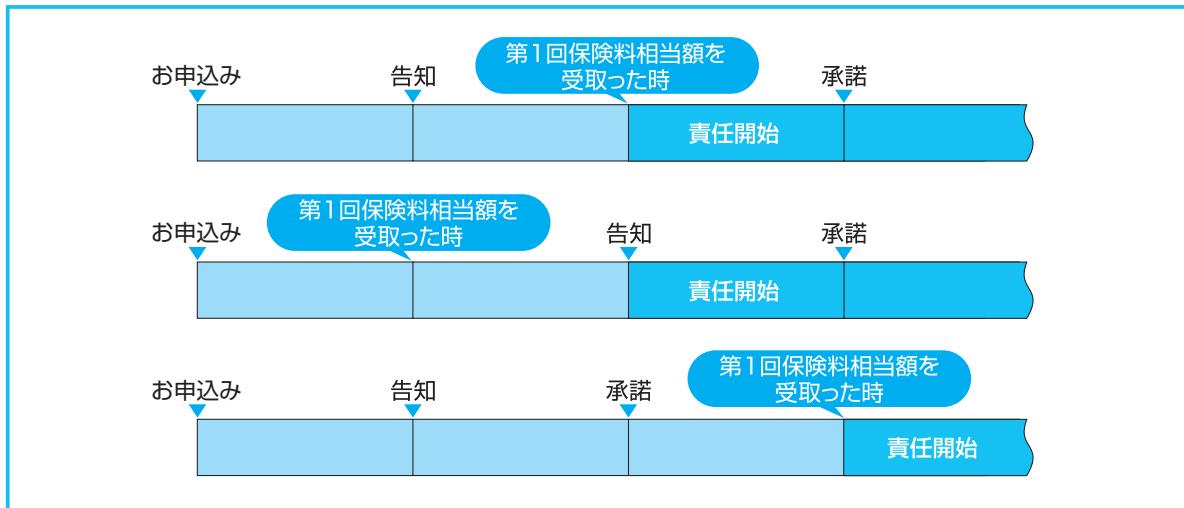
- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- ・新たな保険契約の締結にあたっては、新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・詐欺による契約締結の取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかつたために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意ください。

11

保障はつぎの時から開始されます（責任開始期）

お申込みいただいた契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時から保険契約上の責任を負います。



主契約について



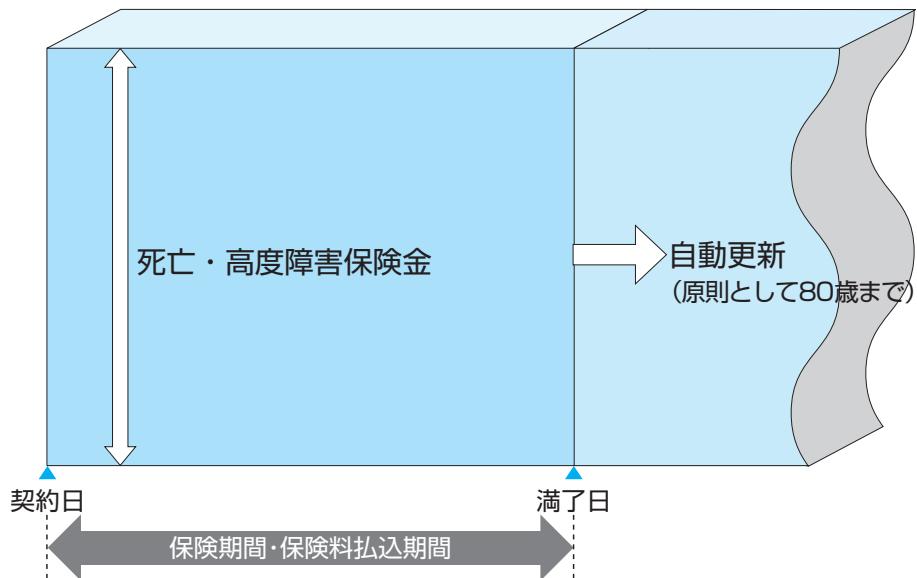
平準定期保険

■特徴

- ①この保険は、被保険者が保険期間中に死亡または高度障害状態に該当したときは保険金をお支払いする、かけ捨ての死亡・高度障害保険です。満期保険金はありません。
- ②保険期間が満了したときに、どのような健康状態であっても、一定の年齢の範囲内であれば、自動的にご契約を更新することができます。
- ③所定の期間内であれば、この契約の一部または全部を他の個人保険に変換することができます。
※取扱いには会社所定の制限があります。
- ④ご契約の保険金額が一定金額以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。
- ⑤保険料払込期間中かつ会社所定の条件を満たす場合、会社所定の範囲内で保険期間を変更することができます。
- ⑥この保険は配当金がありません。

■しくみ

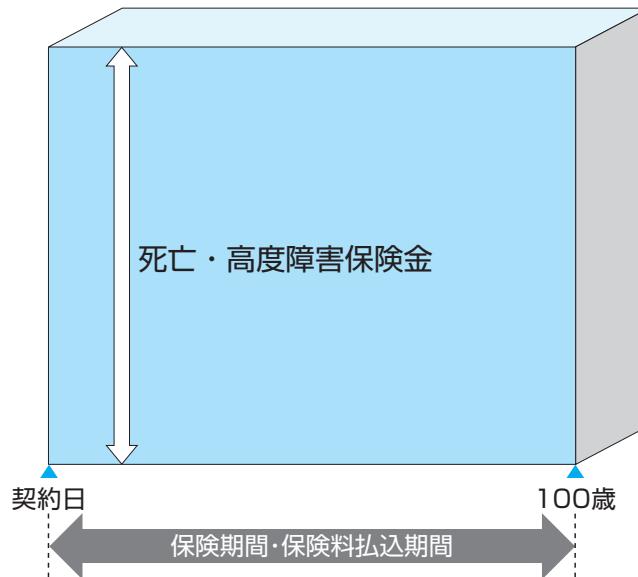
〈例1〉



保険契約の自動更新について

保険期間満了日の2週間前までに、継続しない旨をご通知いただかない限り、会社の定める取扱範囲内で保険契約は無条件で自動的に更新され、継続いたします。更新後の保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算されます。ただし、被保険者の年齢が更新後の保険期間の満了日の翌日に80歳を超える場合には保険期間を短縮してお取扱いします。また、払済保険に変更されている場合、更新のお取扱いはできません。

〈例2〉



1. 保険金のお支払い

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	死亡保険金額と同額	被保険者

■所定の高度障害状態とは……

両眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表1をご覧ください。

■保険金の支払事由が発生した場合は……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。(請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。)

●死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●保険金のお支払いについては、一時支払のほか、分割支払および据置支払もお取扱いいたしております。

2. 保険料の払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態になったときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表2をご覧ください。

■所定の身体障害の状態とは……

1眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表3をご覧ください。

■保険料の払込免除事由が発生した場合は……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。(請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。)

2

低解約返戻金型平準定期保険

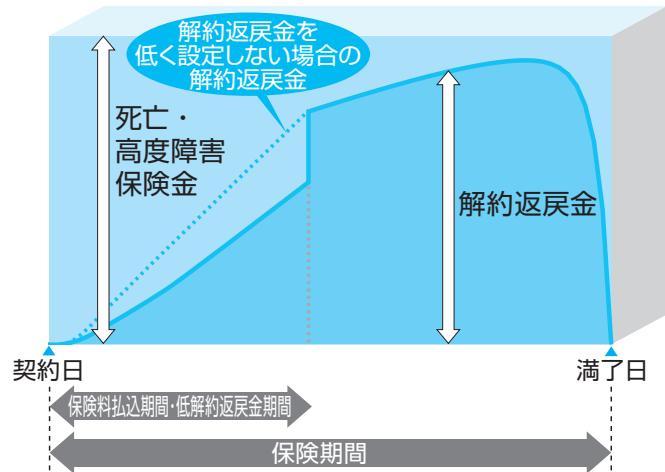
■特徴

- ①この保険は、被保険者が保険期間中に死亡または高度障害状態に該当したときに保険金をお支払いする、解約返戻金を低く抑えた死亡・高度障害保険です。満期保険金はありません。
- ②低解約返戻金期間中は、平準定期保険にくらべて解約返戻金を低く抑えてありますので、保険料が割安になっております。
- ③所定の期間内であれば、どのような健康状態であっても、この契約の一部または全部を他の個人保険に変換することができます。
※取扱いには会社所定の制限があります。
- ④ご契約の保険金額が一定金額以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。
- ⑤この保険は配当金がありません。

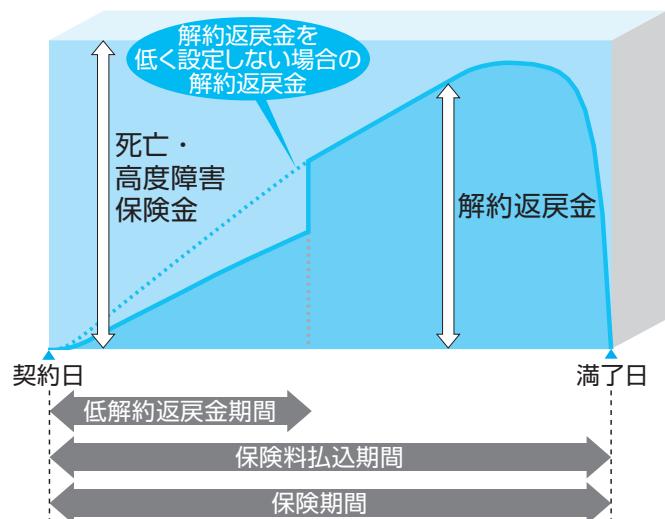
低解約返戻金期間中に解約または減額した場合の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
くわしくは〈低解約返戻金型保険における注意事項について〉をご参照ください。

■しくみ

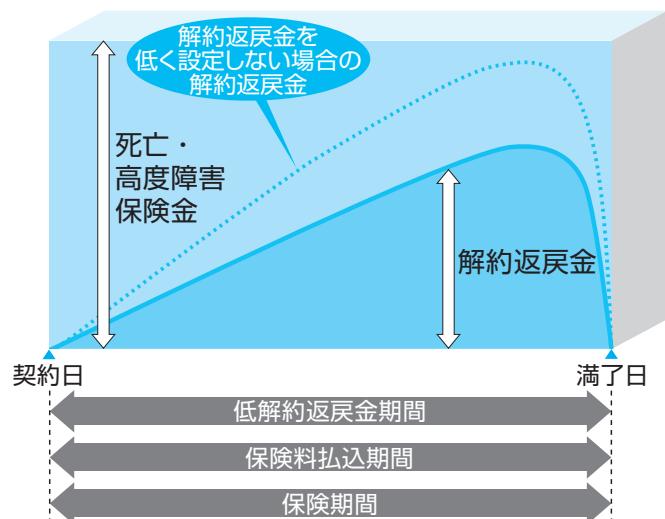
〈例1〉(低解約返戻金期間＝保険料払込期間<保険期間の場合)



〈例2〉(低解約返戻金期間<保険料払込期間＝保険期間の場合)



〈例3〉(低解約返戻金期間＝保険料払込期間＝保険期間の場合)



<低解約返戻金期間について>

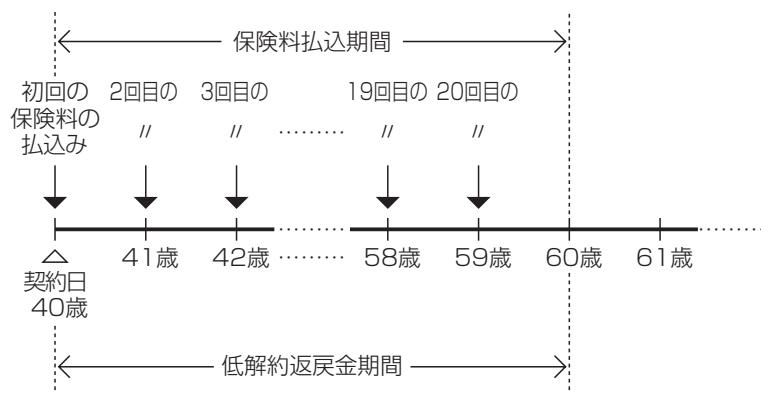
- 低解約返戻金期間を被保険者の年齢で指定した場合、低解約返戻金期間は、指定した年齢に達した日の直後に到来する年単位の契約応当日の前日までとなります。
- したがいまして、低解約返戻金期間中にかかる保険料のお払込みがすべて完了しても、低解約返戻金期間が終了するわけではございませんのでご注意ください。

例1) 低解約返戻金期間＝保険料払込期間

被保険者40歳（ご契約時）、年払

低解約返戻金期間：60歳

保険料払込期間：60歳

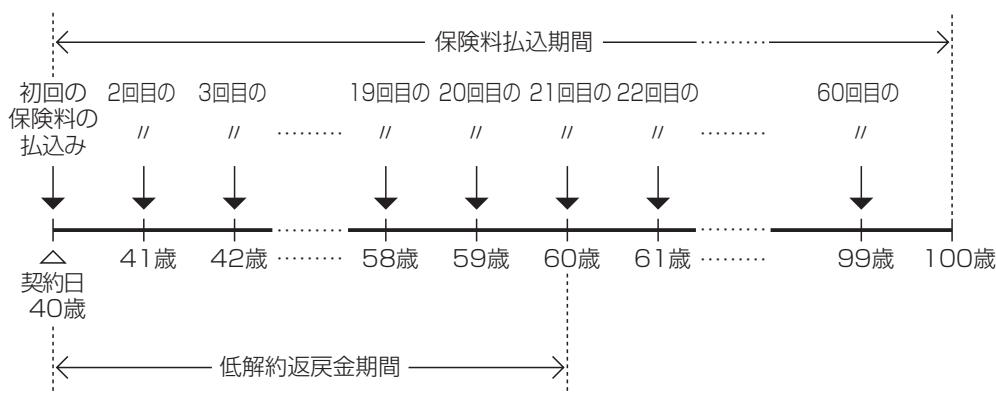


例2) 低解約返戻金期間≠保険料払込期間

被保険者40歳（ご契約時）、年払

低解約返戻金期間：60歳

保険料払込期間：100歳



注) この場合、低解約返戻金期間が経過しても、21回目の保険料が入金されるまでは、低解約返戻金割合を乗じて解約返戻金を計算します。

1. 保険金のお支払い

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	死亡保険金額と同額	被保険者

■所定の高度障害状態とは……

両眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表1をご覧ください。

■保険金の支払事由が発生した場合は……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。(請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。)

- 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- 保険金のお支払いについては、一時支払のほか、分割支払および据置支払もお取扱いいたしております。
- 被保険者が15歳未満の場合、お引受けできる保険金額に一定の制限があります。

2. 保険料の払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態になったときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表2をご覧ください。

■所定の身体障害の状態とは……

1眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表3をご覧ください。

■保険料の払込免除事由が発生した場合は……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。(請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。)

3

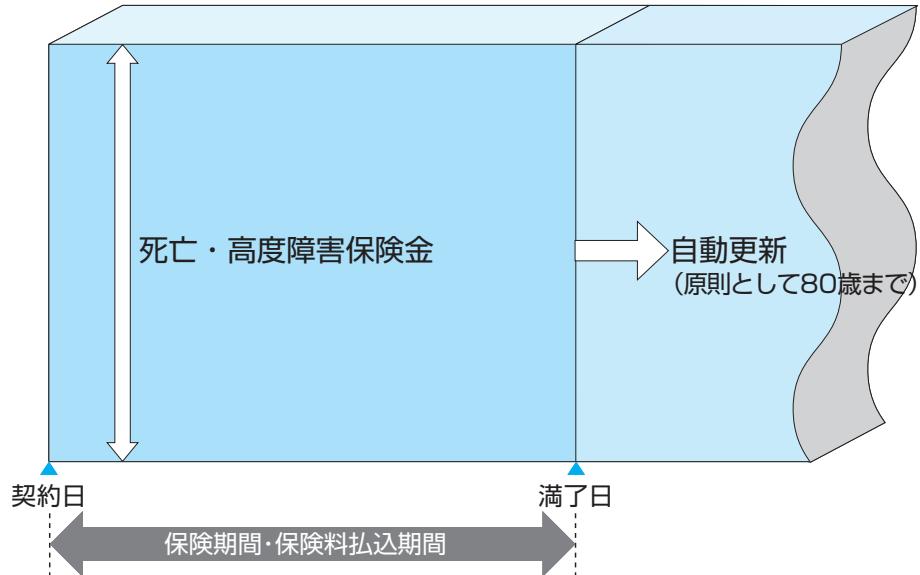
無解約返戻金型平準定期保険

■特徴

- ①この保険は、被保険者が保険期間中に死亡または高度障害状態に該当したときに保険金をお支払いする、解約返戻金のない死亡・高度障害保険です。満期保険金はありません。
- ②解約返戻金はありませんので、保険料が割安になっております。
- ③保険期間が満了したときに、どのような健康状態であっても、一定の年齢の範囲内であれば、自動的にご契約を更新することができます。
- ④所定の期間内であれば、この契約の一部または全部を他の個人保険に変換することができます。
※取扱いには会社所定の制限があります。
- ⑤ご契約の保険金額が一定金額以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。
- ⑥保険料払込期間中かつ会社所定の条件を満たす場合、会社所定の範囲内で保険期間を変更することができます。
- ⑦この保険は配当金がありません。

■しくみ

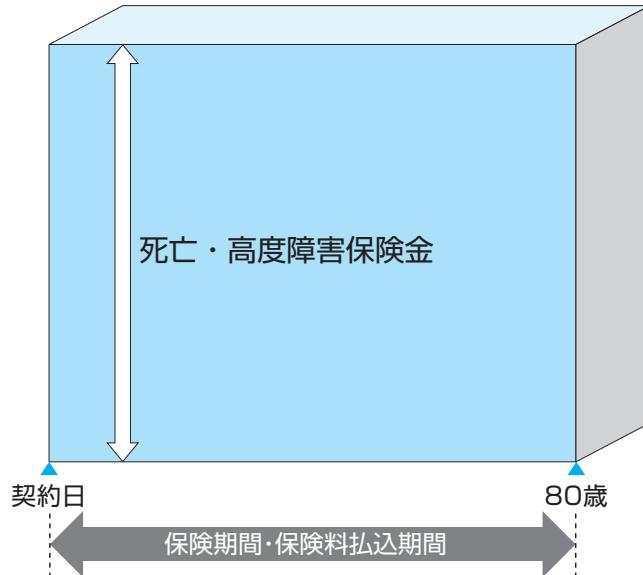
〈例1〉



保険契約の自動更新について

保険期間満了日の2週間前までに、継続しない旨をご通知いただかない限り、会社の定める取扱範囲内で保険契約は無条件で自動的に更新され、継続いたします。更新後の保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算されます。ただし、被保険者の年齢が更新後の保険期間の満了日の翌日に80歳を超える場合には保険期間を短縮してお取扱いします。

〈例2〉



1. 保険金のお支払い

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	死亡保険金額と同額	被保険者

■所定の高度障害状態とは……

両眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表1をご覧ください。

■保険金の支払事由が発生した場合は……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。(請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。)

●死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●保険金のお支払いについては、一時支払のほか、分割支払および据置支払もお取扱いいたしております。

2. 保険料の払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態になったときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表2をご覧ください。

■所定の身体障害の状態とは……

1眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表3をご覧ください。

■保険料の払込免除事由が発生した場合は……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。(請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。)

ご注意

この保険は解約返戻金のない保険ですので、途中で解約または減額した場合でも、お支払いする解約返戻金はありません。

特約について



特約の保障内容

解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）

被保険者が、特約の保険期間中につぎの事由に該当したときは、年金をお支払いします。

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
特約家族年金	被保険者が、特約の保険期間中に死亡したとき		主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害年金	被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	年金月額	主契約の高度障害保険金の受取人
特約高度障害療養加算年金	被保険者が、特約高度障害年金の支払事由に該当した日以後の、生存判定日に生存しているとき	年金月額 × 加算割合（50%）	特約高度障害年金の受取人

■所定の高度障害状態とは……

両眼が全く永久に見えなくなった状態などです。（くわしくは、別表1をご覧ください）。

- この特約には、満期保険金はありません。
- 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の解約返戻金抑制期間（解約返戻金がない期間）中は解約返戻金がまったく無く、解約返戻金抑制期間経過後の解約返戻金は、多くの場合に払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 特約家族年金と特約高度障害年金（特約高度障害療養加算年金を含む）は重複してお支払いしません。
- 特約高度障害療養加算年金は、特約高度障害年金の支払期間中、被保険者が生存している限りお支払いします。
- 特約高度障害療養加算年金のお支払いについては、生存判定日（会社が被保険者の生存を判定する日）に被保険者が生存していることを毎年判定し、生存判定日に被保険者が生存している場合には、次の生存判定日までの1年間、特約高度障害療養加算年金を毎月お支払いします。
- 年金のお支払いについては、一時支払（特約高度障害療養加算年金については、支払いが確定している分のみ）もお取扱いいたしております。
- この特約は、平準定期保険には付加することができません。

ご注意

特約高度障害療養加算年金は、被保険者が死亡した日の直後に到来する生存判定日以降は、お支払いしません。

遁減定期保険特約

特約の保険期間中に被保険者が、つぎの事由に該当したときは、保険金をお支払いします。

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
特約死亡保険金	被保険者が、特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	被保険者が高度障害状態に該当した日におけるこの特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人

■所定の高度障害状態とは……

両眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表1をご覧ください。

- この特約には、満期保険金はありません。
- この特約の死亡保険金額は、特約の保険期間中、毎年遁減します。
- この特約は、経過期間等によっては、解約返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。

災害死亡給付特約

被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症により、特約の保険期間中につきの事由に該当したときは、保険金をお支払いします。

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
災害死亡保険金	被保険者が特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡したとき	災害死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	被保険者が特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	災害死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

■所定の高度障害状態とは……

両眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表1をご覧ください。

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表2をご覧ください。

■所定の感染症とは……

くわしくは、別表10をご覧ください。

●この特約にいう不慮の事故による死亡あるいは高度障害状態とは、特約の責任開始期以後発生した不慮の事故により特約保険期間中にその事故を直接の原因として180日以内に死亡あるいは高度障害状態に該当することをいいます。

●**この特約は、保険料全期払の場合、解約返戻金はありません。**

●短期払の場合でも、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。

傷害特約

被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症により、特約の保険期間中につきの事由に該当したときは、災害死亡保険金または障害給付金をお支払いします。

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
災害死亡保険金	被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、特約の保険期間中に所定の身体障害の状態に該当したとき	災害保険金額に障害給付割合を乗じた金額	被保険者

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表2をご覧ください。

■所定の身体障害の状態とは……

1眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、傷害特約附則1をご覧ください。

■所定の感染症とは……

くわしくは、別表10をご覧ください。

- この特約にいう不慮の事故による死亡または所定の身体障害の状態とは、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故により特約保険期間中にその事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の身体障害の状態になることをいいます。
- 同一の不慮の事故により障害給付金をすでにお支払いしている場合や、支払請求を受け、まだお支払いしていない場合は、災害保険金額からその障害給付金の額を差引いてお支払いします。
- 災害死亡保険金をお支払いした後に、同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けたときは、障害給付金はお支払いしません。
- この特約は、保険料全期払の場合、解約返戻金はありません。
- 短期払の場合でも、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。

無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）

被保険者が、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、特約の保険期間中につぎの事由に該当したときは、一時金・給付金をお支払いします。

(I型およびII型の場合)

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
災害入院 一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害で、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始し、2日以上継続して入院したとき	入院1回につき、 入院一時金額	被保険者
疾病入院 一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのア・またはイ・に該当したとき ア・特約の責任開始期以後に発病した疾病で、2日以上継続して入院をしたとき イ・骨髄移植のための骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。）を直接の目的として入院したとき	入院1回につき、 入院一時金額	被保険者
災害継続入院 給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害で、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始し、給付待機日数をこえて入院を継続したとき	入院1回につき、 (継続入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めた 給付待機日数)	被保険者
疾病継続入院 給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始期以後に発病した疾病で、給付待機日数をこえて入院を継続したとき	入院1回につき、 (継続入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めた 給付待機日数)	被保険者
三大疾病継続入院 給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始期以後に生じた所定の三大疾病で、60日をこえて入院を継続したとき	入院1回につき、 (継続入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めて60日)	被保険者

(Ⅲ型の場合)

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
災害入院 一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害で、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始し、2日以上継続して入院したとき	入院1回につき、 入院一時金額	被保険者
疾病入院 一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのア.またはイ.に該当したとき ア.特約の責任開始期以後に発病した疾病で、2日以上継続して入院をしたとき イ.骨髄移植のための骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。）を直接の目的として入院したとき	入院1回につき、 入院一時金額	被保険者

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表2をご覧ください。

■継続入院給付金日額とは……

入院一時金額に、特約の型に応じた日額割合を乗じた金額をいいます。

■三大疾病とは……

くわしくは、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）条項附則1をご覧ください。

■一時金・給付金の支払事由が発生した場合には……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。（請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。）

- お支払いの対象となるのは、治療を目的とした病院・診療所での入院に限ります。
- 日帰り入院はお支払いの対象となりません。
- 同一の不慮の事故により2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 同一の病気などにより2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院一時金等が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 不慮の事故による傷害により事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、疾病入院一時金および疾病継続入院給付金のお支払いの対象となります。
- 一時金・給付金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例については、〈つぎの場合には保険金・給付金などをお支払いできず、また保険料のお払込みを免除できません〉をご参照ください。
- この特約には、解約返戻金はありません。

特約の型について

- この特約は、つぎのいずれかの型をご指定いただきます。特約の型に応じて、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金の日額割合（特約の型に応じた固定の割合）、給付待機日数（特約の型に応じた固定の日数）および給付金日額が異なります。

型	日額割合	給付待機日数	入院一時金額が 10万円の場合	入院一時金額が 5万円の場合
I型	0.05	20日	日額 5,000円	日額 2,500円
II型	0.10	10日	日額 10,000円	日額 5,000円
III型	日額割合および給付待機日数はありません。		—	—

※III型を選択した場合、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。

一時金・給付金のお支払限度について

- 1回の入院についての継続入院給付金の支払限度は特約の型により異なります。(三大疾病継続入院給付金については、1入院の支払限度はありません。)

I型	40日
II型	50日
III型	—

※ III型を選択した場合、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。

- 「災害入院一時金および災害継続入院給付金」または「疾病入院一時金および疾病継続入院給付金」のそれぞれの通算支払限度は、特約の型により次のとおりとなります。(三大疾病継続入院給付金については、通算支払限度はありません。)

型	通算支払限度	
	災害入院一時金 災害継続入院給付金	疾病入院一時金 疾病継続入院給付金
I型	支払日数を通算して1,095日 (入院一時金については、1回の支払につき20日とみなします。)	支払日数を通算して1,095日 (入院一時金については、1回の支払につき20日とみなします。)
II型	支払日数を通算して1,095日 (入院一時金については、1回の支払につき10日とみなします。)	支払日数を通算して1,095日 (入院一時金については、1回の支払につき10日とみなします。)
III型	支払回数を通算して30回	支払回数を通算して30回

※ III型を選択した場合、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。

- 入院一時金をお支払いすることにより通算支払限度をこえる場合、通算支払限度をこえる部分を削減した額を入院一時金としてお支払いします。
- 「災害入院一時金および災害継続入院給付金」または「疾病入院一時金および疾病継続入院給付金」のいずれかが通算支払限度に達した場合、特約は消滅します。ただし、特約の型がI型またはII型の場合、通算支払限度に達した際に保険契約者から会社へこの特約を継続する旨の申出があったときには、会社の承諾を得て、次のとおりとします。

給付の名称	お取り扱い
災害入院一時金	
疾病入院一時金	
災害継続入院給付金	消滅します。
疾病継続入院給付金	
三大疾病継続入院給付金	
保険料払込免除	保障を継続することができます。

ドナー・ニーズ・ベネフィット（骨髓提供者への給付について）

- お支払いの対象となるのは、病院・診療所での骨髓移植を目的とした骨髓幹細胞採取のための手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。）を受けることを直接の目的とする入院に限ります。
- 骨髓幹細胞採取手術（末梢血幹細胞採取手術を含みます。）による疾病入院一時金のお支払いはこの特約の保険期間を通じて2回（この特約が更新した場合は、更新前後の保険期間を通じて2回）とし、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合にはお支払いしません。
- 骨髓幹細胞採取手術（末梢血幹細胞採取手術を含みます。）による疾病入院一時金のお支払いは、この特約の責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術を直接の目的とする入院をしたときにお支払いします。

在宅ホスピスケア等のみなし入院の取扱いについて

- つぎのすべてを満たす場合、被保険者が退院した後も継続して入院しているものとみなして取扱います。この取扱いは、継続入院給付金の支払日数と通算し、1入院支払限度の日数分を限度とします。ただし、所定の三大疾病の治療を目的とする入院のときは、退院日の翌日からその日を含めて180日分を限度とします。

- 退院時に、被保険者の余命が6ヶ月以内と判断されていること
- 退院後も、病院または診療所以外において、症状緩和を目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていること

無解約返戻金型新手術給付特約

被保険者が、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、特約の保険期間中につぎの事由に該当したときは、給付金をお支払いします。

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
入院中手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中かつ入院日数が1日以上の入院中に、責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害で公的医療保険制度の給付対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき	手術1回につき、 入院中手術給付金額	被保険者
外来手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害で公的医療保険制度の給付対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けたとき。ただし、入院中手術給付金の支払事由およびつぎに該当するものを除く (a) 創傷処理 (b) 皮膚切開術 (c) デブリードマン (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e) 抜歯手術 (f) 外耳道異物除去術 (g) 鼻内異物摘出術 (h) 涙点の閉鎖術 (i) 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術	手術1回につき、 入院中手術給付金額 × 25%	被保険者
放射線治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害で公的医療保険制度の給付対象となる医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定された放射線治療を受けたとき	放射線治療1回につき、 入院中手術給付金額	被保険者

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表2をご覧ください。

■公的医療保険制度とは……

くわしくは、別表8をご覧ください。

■医科診療報酬点数表とは……

くわしくは、別表12をご覧ください。

■給付金の支払事由が生じた場合には……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。（請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。）

●お支払いの対象となるのは、治療を目的とした所定の病院・診療所での手術・放射線治療に限ります。

●**この特約には、解約返戻金はありません。**

●入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無を参考に判断します。

入院中手術給付金・外来手術給付金のお支払いについて

- 入院中手術給付金・外来手術給付金のお支払いの対象は、当該手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されますので、ご加入後も、この特約の保険期間中に医科診療報酬点数表において新たに手術料の算定対象となった場合はお支払いの対象となります。
- 入院中手術給付金・外来手術給付金のお支払いにあたって、同時に2種類以上の手術を受けたときは、支払額の最も高いいずれか1種類の手術に対してのみ、入院中手術給付金または外来手術給付金をお支払いします。
- 1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始した日をその手術を受けた日とみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術を複数回受けた場合は、最初に手術を受けた日から60日に1回のお支払いを限度とし、60日間に受けた手術のうち、支払額の最も高いいずれか1回の手術についてのみお支払いします。ただし、60日経過後に受けた手術については、新たな手術を受けたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術についてはその手術の開始日（入院中手術給付金に該当する手術および外来手術給付金に該当する手術がある場合には、入院中手術給付金に該当する手術の開始日）にのみ手術を受けたものとみなします。
- 入院中手術給付金・外来手術給付金の支払限度はありません。

病院・診療所が発行した診療報酬点数が記載された領収証の「手術」に点数または料金の記載がある場合、入院中手術給付金または外来手術給付金のお支払いの対象となる場合がありますので、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

<領収証の見本>

領 収 証								
患者番号	氏 名			請求期間(入院の場合) 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日				
000	〇〇 〇〇 様							
受診科	入・外	領収書No.	発 行 日	費 用 分	負担割合	本・家	区 分	
外科	入院	000	平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇	3割	本人		
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投 薬	
	0点	10,590点	0点	0点	1,341点	252点	964点	
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手 術	麻 醉	放射線治療	
620点	0点	0点	832点	13,130点	978点	0点		
病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養					
0点	0点	11,520円	0円					
先進医療	差額室料	その他						
保険外 負 担	円	25,200円	〔内訳〕 ----- ----- ----- -----	保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担		
				合 計	287,070円	11,520円	25,200円	
				負担額	86,120円	4,680円	25,200円	
領収額 合 計			116,000円					
東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇病院 ○ ○ ○ ○ 領収印								

放射線治療給付金のお支払いについて

- 放射線治療給付金のお支払いの対象は、当該放射線治療を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されますので、ご加入後も、この特約の保険期間中に医科診療報酬点数表において新たに放射線治療料の算定対象となった場合はお支払いの対象となります。
- 放射線治療給付金のお支払いにあたって、同時に2種類以上の放射線治療を受けたときは、いずれか1種類の放射線治療のみ、放射線治療給付金をお支払いします。また、放射線治療を2日以上にわたって受けたときは、放射線治療の開始日を放射線治療を受けた日とみなします。
- 放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、放射線治療給付金を支払いません。
- 医科診療報酬点数表において、放射線治療料が1日につき算定される放射線治療についてはその放射線治療の開始日にのみ放射線治療を受けたものとみなします。
- 放射線治療給付金の支払限度はありません。

血液照射は、被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行なうものであるため、放射線治療給付金のお支払いの対象なりません。

ご注意

- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更する場合があります。
- この特約を付加（更新）する場合、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）の付加（更新）が条件となります。
- この特約は、同一の主契約に付加されている無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）が消滅した場合には、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）と同時に消滅します。
- 同一の主契約に付加されている無解約返戻金型入院特約（一時金給付金型）が減額された場合において、この特約の給付金額が会社所定の範囲をこえるときは、会社の定める取扱範囲内で、この特約の給付金額をその限度額まで減額します。

無解約返戻金型がん入院特約

被保険者が特約の責任開始期（この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日）以後の保険期間中に診断されたがんにより、特約の保険期間中につぎの事由に該当したときは、給付金をお支払いします。

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
がん入院給付金	この特約の責任開始期以後の保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的として入院をしたとき	(がん入院給付金日額) × (入院日数)	被保険者
がん手術給付金	この特約の責任開始期以後の保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	(がん入院給付金日額) × (所定の給付倍率) * ※手術の種類に応じて 10、20、40のいずれか	被保険者

■この特約の対象となる「がん」とは……

無解約返戻金型がん入院特約附則1をご覧ください。

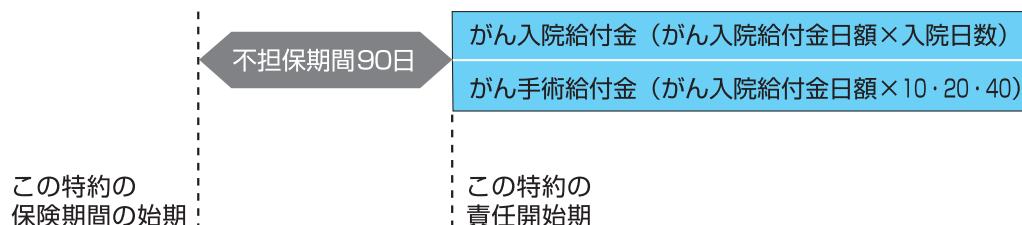
■所定の手術・給付倍率とは……

無解約返戻金型がん入院特約附則3をご覧ください。

■給付金の支払事由が生じた場合には……

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。（請求書類は〈手続きのための必要書類一覧〉をご覧ください。）

- 無解約返戻金型がん入院特約附則3に定める対象となる手術において「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物組織の完全な除去を目的として行う観血手術で、原発病巣を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移の可能性のあるリンパ節を郭清（かくせい）する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません（「その他の悪性新生物手術」となります。）。
- 給付金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例については、〈つぎの場合には保険金・給付金などをお支払いできず、また保険料のお払込みを免除できません〉をご参照ください。
- この特約には、解約返戻金はありません。**
- この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。



被保険者が「この特約の責任開始期」前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および特約の被保険者がその事実を知っているといないとかかわらず、この特約は無効となり、給付金をお支払いすることはできません。

告知以前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていた場合には、給付金のお支払いはせず、この特約の保険料の払戻しもいたしません。

- がん入院給付金、がん手術給付金の支払限度はありません。

在宅ホスピスケア等のみなし入院の取扱いについて

- つぎのすべてを満たす場合、被保険者が退院した後も継続して入院しているものとみなして支払事由を適用し、退院日から180日分を限度として取扱います。

- 退院時に、被保険者の余命が6ヶ月以内と判断されていること
- 退院後も、病院または診療所以外において、症状緩和を目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていること

無解約返戻金型先進医療特約

被保険者が、特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故等により、特約の保険期間中につきの事由に該当したときは、給付金をお支払いします。

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
先進医療給付金	被保険者が、特約の保険期間中に、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病で、所定の先進医療による療養を受けたとき	受療した先進医療の技術料にかかる費用の額のうち被保険者が負担すべき金額	被保険者

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表2をご覧ください。

■先進医療とは……

最新の医療技術のうち厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症および実施する病院等が限定されています。くわしくは、無解約返戻金型先進医療特約附表2をご覧ください。

■給付金の支払事由が生じた場合には…

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

- 同じ被保険者に対して、この特約の複数加入および無解約返戻金型先進医療特約（医療保険用）との重複加入はできません。

●この特約には、解約返戻金はありません。

＜先進医療による療養について＞

- 先進医療による療養を受ける場合、一般的な治療にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療にかかる技術料は給付対象外となるため、全額自己負担となります。
- この特約のお支払事由となる先進医療による療養とは、公的医療保険制度における「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。
- 先進医療による療養を受ける場合、一般的には、事前に医師から治療内容とその治療が先進医療にあたる旨の説明を受け、同意書に署名します。

先進医療給付金のお支払いについて

- ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合や、承認取消などのために先進医療でなくなっている場合には、先進医療給付金のお支払いはできません。
- この特約のお支払いの対象となる先進医療給付金は、実際に医療機関にお支払いされた技術料で、かつ、被保険者の自己負担分となります。第三者（医療機関、製薬会社など）により補助された分はお支払対象とはなりません。

先進医療給付金のご請求の際、病院が発行した先進医療の技術に係る費用が記載された領収証が必要となりますので、大切に保管してください。

ご注意

- 先進医療の対象となる医療技術やその適応症、実施する病院等は、変更されることがあります。最新情報については、厚生労働省のホームページにて一覧をご確認いただくことができます。ただし、一覧に記載のある医療技術であっても、その治療方法や症例等によっては先進医療に該当しない場合もありますので、治療を受けられる前に主治医にご確認ください。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更する場合があります。

先進医療給付金のお支払限度について

- 先進医療給付金の通算支払限度は、1,000万円です。
- 給付金が通算支払限度に達した場合、特約は消滅します。

ご注意

- この特約を付加（更新）する場合、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）の付加（更新）が条件となります。
- この特約は、同一の主契約に付加されている無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）が消滅した場合には、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）と同時に消滅します。

無解約返戻金型就労不能障害特約

被保険者が、特約の保険期間中につぎの事由に該当し、毎年の生存判定日（会社が被保険者の生存を判定する日）に生存しているときは、特約の保険期間満了時まで（特定障害年金の場合は最長3年間）、就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金を毎月お支払いします。

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
就労不能 障害年金	被保険者が、特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、特約の保険期間中につぎのいずれかに該当し、以後の生存判定日に生存しているとき ①国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に認定されたとき。ただし、所定の精神障害状態Aに認定された場合を除きます ②つぎのいずれかに該当したとき (a) 所定の就労不能障害状態（別表13の状態1）に該当し、その状態が540日以上継続したと医師によって診断されたとき (b) 所定の就労不能障害状態（別表13の状態2）に該当したとき ③所定の高度障害状態に該当したとき	年金月額	
特定障害 年金	被保険者が、特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、特約の保険期間中につぎのいずれかに該当し、以後の生存判定日に生存しているとき ①国民年金法に基づき、障害等級1級または2級のうち、所定の精神障害状態Aに認定されたとき ②所定の特定障害状態に該当し、その状態が540日以上継続したと医師によって診断されたとき		被保険者
就労障害 サポート 年金	被保険者が、特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、特約の保険期間中につぎのいずれかに該当し、以後の生存判定日に生存しているとき ①被用者年金制度に基づき、障害等級3級に認定されたとき。ただし、所定の精神障害状態Bに認定された場合を除きます ②つぎのいずれかに該当したとき (a) 所定の就労制限障害状態（別表15の状態1）に該当し、その状態が540日以上継続したと医師によって診断されたとき (b) 所定の就労制限障害状態（別表15の状態2）に該当したとき	年金月額 × 30%	

■障害等級1級または2級とは……

国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。

■所定の精神障害状態Aとは……

障害等級1級の第10号または2級の第16号に定められた状態をいいます。

■所定の就労不能障害状態（別表13の状態1）とは……

心疾患により、日常生活が極めて困難で労働により収入を得ることができない程度の状態などです。くわしくは、別表13の状態1をご覧ください。

■所定の就労不能障害状態（別表13の状態2）とは……

心臓移植を受けたことにより、日常生活が極めて困難で労働により収入を得ることができない程度の状態などです。くわしくは、別表13の状態2をご覧ください。

■所定の高度障害状態とは……

両眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表 1 をご覧ください。

■所定の特定障害状態とは……

精神の障害により、日常生活が極めて困難で労働により収入を得ることができない程度の状態などです。
くわしくは、別表 14 をご覧ください。

■被用者年金制度とは……

つぎのいずれかの法律に基づく年金制度をいいます。

- ・厚生年金保険法
- ・国家公務員共済組合法
- ・地方公務員等共済組合法
- ・私立学校教職員共済法

■障害等級 3 級とは……

つぎのいずれかに定める障害等級 3 級の状態をいいます。

- ・厚生年金保険法施行令第 3 条の 8 別表第 1
- ・国家公務員共済組合法施行令第 11 条の 7 の 6 別表第 1
- ・地方公務員等共済組合法施行令第 25 条の 8 別表第 1
- ・私立学校教職員共済法施行令第 7 条（国家公務員共済組合法施行令第 11 条の 7 の 6 別表第 1 を準用）

■所定の精神障害状態 B とは……

障害等級 3 級の第 13 号に定められた状態をいいます。

■所定の就労制限障害状態（別表 15 の状態 1）とは……

心疾患により、労働が著しい制限を受ける程度の状態などです。くわしくは、別表 15 の状態 1 をご覧ください。

■所定の就労制限障害状態（別表 15 の状態 2）とは……

人工弁を装着したことにより、労働が著しい制限を受ける程度の状態などです。くわしくは、別表 15 の状態 2 をご覧ください。

ご注意

- この特約は、公的な「障害年金制度」に準じています。障害状態を保障する公的制度には、「身体障害者手帳制度」や「労働者災害補償保険」等があります（登録日現在）が、「障害年金制度」はこれらの制度とは異なるものであり、これらの制度の要件に該当していても、就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金の支払事由に該当するとは限りません。
- 公的な「障害年金制度」の受給資格等を有していても、この特約の免責事由に該当している場合は、就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金をお支払いしません。

1. 就労不能障害年金・特定障害年金・就労障害サポート年金について

- 就労できない状態である場合でも、就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金の支払事由に該当していないときは、就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金をお支払いしません。
- 就労不能障害年金または就労障害サポート年金の支払事由に該当した場合、特約の保険期間満了時まで、被保険者が生存している限り就労不能障害年金または就労障害サポート年金をお支払いします。
- 特定障害年金の支払事由に該当した場合、特定障害年金支払期間（3 年間）の満了日または特約の保険期間満了日のうちいずれか早い日まで、被保険者が生存している限り特定障害年金をお支払いします。
- 就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金は、年金が支払われることとなった生存判定日からつぎの生存判定日までの 1 年間、毎月お支払いします。なお、支払事由該当日から特約の保険期間満了日までの期間が 1 年に満たない場合でも、1 年間、就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金をお支払いします。
- 年金の受取人が就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金の支払事由発生後に亡くなられた場合、お支払いが確定している就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金の残額があるときは、その残額の現価を年金の受取人の法定相続人に一括でお支払いします。
- 所定の就労不能障害状態（別表 13 の状態 1）、所定の特定障害状態または所定の就労制限障害状態（別表 15 の状態 1）に該当し、その状態が 540 日以上継続していない場合でも、回復する見込みがなく、1 年以上の生存および療養を要する状態と医師によって診断されたときは、就労不能障害年金、特定障害年金

- または就労障害サポート年金をお支払いします。
- お支払いするべき就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金がある場合は、新たに就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金の支払事由に該当しても、重複して就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金をお支払いしません。ただし、特定障害年金または就労障害サポート年金については、つぎのとおりとします。
- ・お支払いするべき特定障害年金がある場合で、新たに就労不能障害年金の支払事由に該当するときは、特定障害年金に代えて、就労不能障害年金をお支払いします。また、お支払いするべき特定障害年金がある場合で、新たに就労障害サポート年金の支払事由に該当するときは、特定障害年金支払期間満了後に、就労障害サポート年金をお支払いします。
 - ・お支払いするべき就労障害サポート年金がある場合で、新たに就労不能障害年金または特定障害年金の支払事由に該当するときは、就労障害サポート年金に代えて、就労不能障害年金または特定障害年金をお支払いします。(特定障害年金支払期間満了後は、就労障害サポート年金のお支払いを再開します。)
- この特約には、解約返戻金はありません。

ご注意

- 当社は、国民年金法または被用者年金制度（その他関連する法令等を含みます。）の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更する場合があります。
- 特定障害年金または就労障害サポート年金の支払事由発生後に、この特約が付加されている主契約が失効または解約等をした場合、お支払いが確定している特定障害年金または就労障害サポート年金の残額があるときは、その残額を一括でお支払いし、この特約は消滅します。

2. 保険料の払込免除

被保険者が、つぎのいずれかに該当した場合、以後のこの特約の保険料の払込みが免除されます。

- ①特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を原因として、その事故の日から 180 日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき
- ②特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、所定の身体障害の状態に該当したとき
- ③就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金の支払事由に該当したとき
(ただし、この特約の免責事由に該当した場合を除きます。)

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表 2 をご覧ください。

■所定の身体障害の状態とは……

1 眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表 3 をご覧ください。

ご注意

この特約の保険料の払込みが免除された場合でも、主契約の保険料の払込みが免除されない場合があります。

3. 指定代理請求特約について

指定代理請求特約を付加することにより、受取人が就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金を請求できない特別な事情があるときに、指定代理請求人が代わって請求することができます。

■指定代理請求特約とは……

〈指定代理請求特約〉をご覧ください。

無解約返戻金型就労不能障害一時金特約

被保険者が、特約の保険期間中につぎの事由に該当したときは、一時金をお支払いします。

給付の名称	お支払事由	支払額	お受取りになる人
就労不能 障害一時金	被保険者が、特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に認定されたとき。ただし、所定の精神障害状態Aに認定された場合を除きます ②つぎのいずれかに該当したとき (a) 所定の就労不能障害状態（別表13の状態1）に該当し、その状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (b) 所定の就労不能障害状態（別表13の状態2）に該当したとき ③所定の高度障害状態に該当したとき	就労不能 障害一時 金額	被保険者

■障害等級1級または2級とは……

国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。

■所定の精神障害状態Aとは……

障害等級1級の第10号または2級の第16号に定められた状態をいいます。

■所定の就労不能障害状態（別表13の状態1）とは……

心疾患により、日常生活が極めて困難で労働により収入を得ることができない程度の状態などです。くわしくは、別表13の状態1をご覧ください。

■所定の就労不能障害状態（別表13の状態2）とは……

心臓移植を受けたことにより、日常生活が極めて困難で労働により収入を得ることができない程度の状態などです。くわしくは、別表13の状態2をご覧ください。

■所定の高度障害状態とは……

両眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表1をご覧ください。

ご注意

- この特約は、公的な「障害年金制度」に準じています。障害状態を保障する公的制度には、「身体障害者手帳制度」や「労働者災害補償保険」等があります（登録日現在）が、「障害年金制度」はこれらの制度とは異なるものであり、これらの制度の要件に該当していても、就労不能障害一時金の支払事由に該当するとは限りません。
- 公的な「障害年金制度」の受給資格等を有していても、この特約の免責事由に該当している場合は、就労不能障害一時金をお支払いしません。

1. 就労不能障害一時金について

- 就労できない状態である場合でも、就労不能障害一時金の支払事由に該当していないときは、就労不能障害一時金をお支払いしません。
- 就労不能障害一時金が支払われた場合、この特約は消滅します。
- 所定の就労不能障害状態（別表13の状態1）に該当し、その状態が180日以上継続していない場合でも、回復する見込みがなく、1年以上の生存および療養を要する状態と医師によって診断されたときは、就労不能障害一時金をお支払いします。
- この特約には、解約返戻金はありません。

ご注意

- 当社は、国民年金法（その他関連する法令等を含みます。）の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更する場合があります。
- この特約は、無解約返戻金型就労不能障害特約が付加されている主契約に付加することができます。
- この特約は、同一の主契約に付加されている無解約返戻金型就労不能障害特約が消滅した場合は、無解約返戻金型就労不能障害特約と同時に消滅します。

2. 保険料の払込免除

被保険者が、つきのいずれかに該当した場合、以後のこの特約の保険料の払込みが免除されます。

- ①特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を原因として、その事故の日から 180 日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき
- ②特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、所定の身体障害の状態に該当したとき
- ③特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、同一の主契約に付加されている無解約返戻金型就労不能障害特約の就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金の支払事由に該当したとき（ただし、無解約返戻金型就労不能障害特約の免責事由に該当した場合を除きます。）

■不慮の事故とは……

くわしくは、別表 2 をご覧ください。

■所定の身体障害の状態とは……

1 眼が全く永久に見えなくなった状態などです。くわしくは、別表 3 をご覧ください。

ご注意

この特約の保険料の払込みが免除された場合でも、主契約の保険料の払込みが免除されない場合があります。

3. 指定代理請求特約について

指定代理請求特約を付加することにより、受取人が就労不能障害一時金を請求できない特別な事情があるときに、指定代理請求人が代わって請求することができます。

■指定代理請求特約とは……

〈指定代理請求特約〉をご覧ください。

2

疾病障害による保険料払込免除特約

この特約を付加した場合には、主契約の約款で定められた保険料払込免除事由に該当したときのほか、つぎのいずれかの状態に該当したときにも、以後の保険料のお払込みを免除します。

保険料のお払込みが免除となる事由
<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、主契約または主契約に付加されている特約の保険料払込期間中につぎの身体障害の状態になったとき</p> <ul style="list-style-type: none">①1眼の視力を全く永久に失ったもの②両耳の聴力を全く永久に失ったもの③1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの④1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの⑤10手指の用を全く永久に失ったもの⑥1手の5手指を失ったか、または第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったものの⑦10足指を失ったもの⑧脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの⑨呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの⑩恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの⑪心臓に人工弁を置換したもの⑫腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの⑬ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの⑭直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

1. 保険料の計算について

- この特約の保険料は、主契約および同一の主契約に付加している他の特約（無解約返戻金型就労不能障害特約、無解約返戻金型就労不能障害一時金特約、新買増権保証特約は含みません。）の保険料の合計額に基づいて計算します。
- 主契約を減額・更新する場合、同一の主契約に付加している他の特約（無解約返戻金型就労不能障害特約、無解約返戻金型就労不能障害一時金特約、新買増権保証特約は含みません。）が消滅・減額・変更・更新する場合、または同一の主契約に新たな特約を中途付加する場合には、この特約の保険料も更改します。

2. 保険期間および保険料払込期間について

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約を付加している主契約および同一の主契約に付加している他の特約（無解約返戻金型就労不能障害特約、無解約返戻金型就労不能障害一時金特約、新買増権保証特約は含みません。）の保険料払込期間がすべて満了する時までとなります。

3. 保険料の払込免除事由が発生した場合

直ちに、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

この特約には、解約返戻金はありません。

3

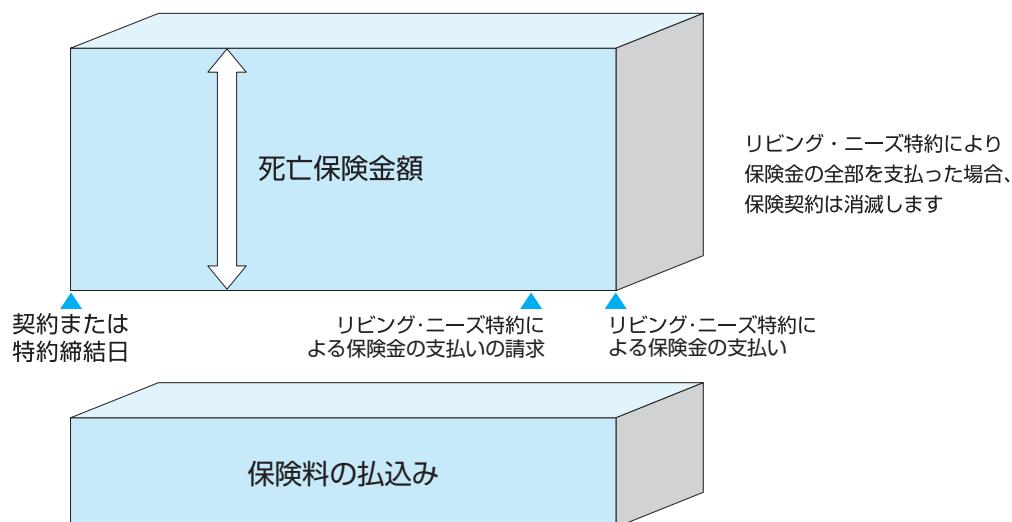
リビング・ニーズ特約

■特徴

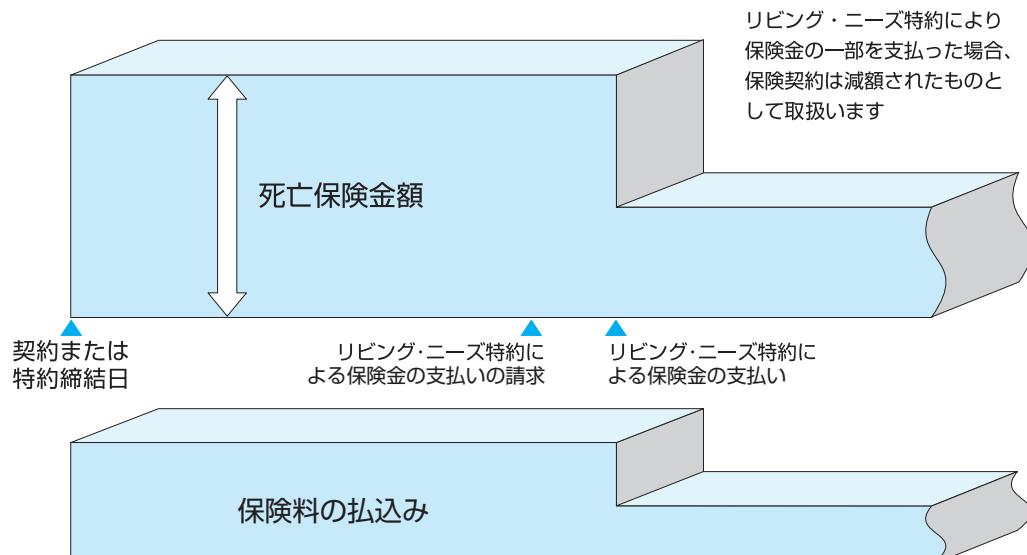
- ①被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、会社の定める取扱範囲内で、死亡保険金の一部または全部を被保険者にお支払いします。
- ②特約保険料の払込みは必要ありません。

■しくみ図

死亡保険金の全部を支払う場合



死亡保険金の一部を支払う場合



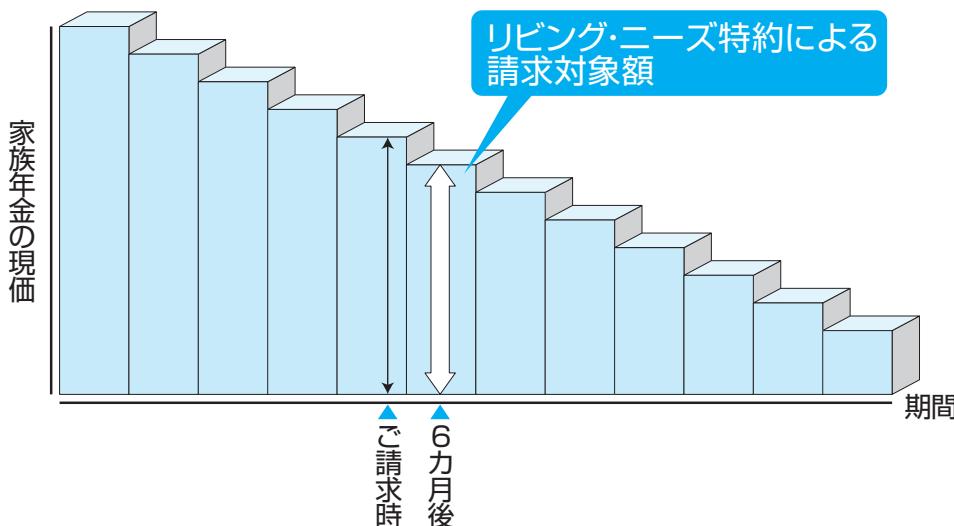
この特約による保険金のお支払いについて

つぎの特約が付加されている場合には、以下の金額を合算できます。

特約の種類	リビング・ニーズ特約の支払対象となる金額
解約返戻金抑制型家族収入特約 (高度障害療養加算型)	請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の家族年金の現価（年金現価 [※] ）
遞減定期保険特約	請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額

※ 年金現価とは、将来の年金を支払うために必要なその時点における金額をいい、将来の年金の受取総額を所定の利率で割引いて計算されます。リビング・ニーズ特約による保険金を請求する場合には、この年金現価が支払われます。

解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の場合



- この特約による保険金支払の際には、支払保険金額から6か月相当分の保険料および利息を控除します。このとき、貸付金がある場合にはその元利金を合わせて控除します。
- 死亡保険金の一部を支払った場合には、以後の保険契約は減額されたものとして取扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
- リビング・ニーズ特約により主契約の死亡保険金の全部を支払った場合には、付加されている特約も全て消滅するものとします。ただし、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）、無解約返戻金型がん入院特約または無解約返戻金型就労不能障害特約については、つぎのとおりとします。
 - ①無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）または無解約返戻金型がん入院特約が消滅した場合、その消滅時に所定の入院中であるときには、その入院は保険期間中の入院とみなし、消滅した日の前日の給付金日額と同額をお支払いします。
 - ②無解約返戻金型就労不能障害特約は、お支払いするべき就労不能障害年金があるときには、消滅することなく、無解約返戻金型就労不能障害特約の保険期間満了時まで、被保険者が生存している限り就労不能障害年金をお支払いします。
- リビング・ニーズ特約により主契約の死亡保険金の一部を支払った場合には、付加されている特約は消滅または減額されることなく継続します。
- リビング・ニーズ特約による保険金の請求時に、主契約または付加された特約が保険金削減期間中である場合には、この特約により支払われる保険金額についても、保険金削減支払法を適用します。
- この特約の請求書類においては、被保険者の余命が6か月以内であることに対する医師の意見を記していく欄がございますので、請求時には必ずこの欄に医師の意見を記入いただいてください。なお、この

場合の「余命6か月以内」とは、日本国内において一般的に認められた医療による治療を行ったとしても余命6か月以内と判断されることを意味します。「余命6か月以内」の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容に基づいて、当社が行います。

- リビング・ニーズ特約による保険金の支払いは、一保険契約につき一回を限度とします。
- リビング・ニーズ特約による保険金を支払った場合、この特約は消滅します。
- リビング・ニーズ特約による保険金の請求は、他の契約と通算して、一被保険者につき3,000万円を限度とします。
- 災害死亡給付特約および傷害特約の災害死亡保険金額は、この特約の支払対象に含まれません。

リビング・ニーズ特約の保険金請求の手続き

- ①リビング・ニーズ特約の保険金の請求を希望される場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知ください。
- ②「リビング・ニーズ特約による保険金ご請求のご案内」と必要書類をお届けします。「リビング・ニーズ特約による保険金ご請求のご案内」はこの特約による保険金支払を行った後の保険契約について等、重要な事柄が記載されておりますので、ご請求の前に必ずご一読いただき、内容をご理解いただいたうえでお手続きをお願いいたします。
- ③請求書類をご提出ください。
- ④平準定期保険・低解約返戻金型平準定期保険・無解約返戻金型平準定期保険・解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）および遞減定期保険特約においては、リビング・ニーズ特約による保険金請求は、それぞれの保険期間満了（自動更新契約にあっては自動更新期間満了）の12か月以上前であることが必要です。

「指定代理請求特約」を付加されている場合、リビング・ニーズ特約の保険金は、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに被保険者に代って指定代理請求人から請求いただくことができます。くわしくは〈指定代理請求特約〉をご覧ください。

リビング・ニーズ特約の消滅について

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ①主契約が消滅したとき
- ②リビング・ニーズ特約により保険金が支払われたとき
- ③主契約に質権が設定されたとき

リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について

- 保険契約者または被保険者の故意により、被保険者の余命が6か月以内と判断される状態に該当したときは、この特約による保険金の支払いはできません。

4

保険金等の支払方法の選択に関する特約

この特約を付加することにより、保険金等を一時金以外の方法で受取ることが可能となります。

- 保険金等の支払方法の選択に関する特約はつぎのとおり付加することができます。（会社所定の条件があります。）

①保険金などを年金支払または据置支払により受取る場合、保険契約者または保険金等の受取人からの申出により付加することができます。

※特約家族年金または特約高度障害年金の年金現価については、据置支払はできません。

②解約返戻金を年金支払または据置支払により受取る場合、保険契約者からの申出により付加することができます。

※会社所定の範囲内であれば一時金を払込むこともできます。

- 年金支払における年金の種類はつぎのとおりです。

①保証期間付終身年金

②確定年金（年金支払期間指定型）

③確定年金（年金額指定型）

④保証期間付夫婦連生終身年金

- 解約返戻金を年金支払により受取る場合、付加されている無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）、無解約返戻金型新手術給付特約、無解約返戻金型がん入院特約または無解約返戻金型先進医療特約は所定の条件により継続することができます。ただし、年金の種類が1種類のとき限りです。

年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置きが開始された時における、会社所定の基礎率（予定利率、予定死亡率等）および計算方法により計算されます。年金額および据置利息は、ご契約時点で定まるものではありません。

ご注意

- この特約の年金開始日以後は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することはできません。
- 据置保険金等の受取人は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することはできません。据置支払開始以後に据置支払をおやめになるときは、その時の据置保険金等の一時支払をご請求ください。
- 保証期間付（夫婦連生）終身年金は、この特約の年金受取人（保証期間付夫婦連生終身年金の場合は配偶者を含みます。）が年金開始日以後一定期間内に死亡した場合、お支払いする年金等の総額が払込保険料額を下まわることがあります。

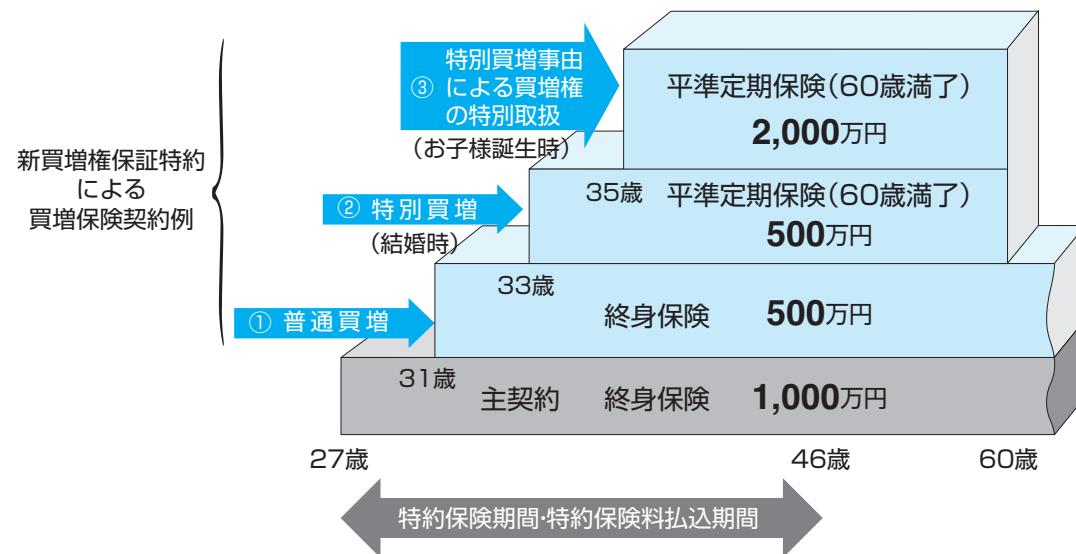
5

新買増権保証特約

この特約は、将来、無告知・無診査で保険契約を買増する権利（買増権）をご契約時に保証するものです。買増する保険契約には、買増時における標準体の保険料率が適用されます。

買増権行使例

- ①31歳時に普通買増権を行使
- ②33歳時に結婚して特別買増事由による買増権行使
- ③35歳時にお子様が誕生して特別買増事由による買増権の特別取扱を行使
35歳時に特別買増事由による買増権の特別取扱を行使したことにより、新買増権保証特約は消滅



1. 普通買増事由による買増権の行使について

買増事由について

主契約の責任開始日から2年経過後に被保険者がつぎの年齢になった日以後、最初に到来するそれぞれの年単位の契約応当日の前日からその日を含めて前2ヶ月間に行使できます。

種類	行使可能年齢
40歳満了	満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳、満40歳
46歳満了	満31歳、満34歳、満37歳、満40歳、満43歳、満46歳

買増可能な保険種類

普通買増事由による買増権の行使により、所定の保険種類を買増すことができます。

- ①終身保険
 - ②養老保険
 - ③年金支払型特殊養老保険
- など

2. 特別買増事由による買増権の行使について

買増事由について

主契約の責任開始日から2年経過後、かつ、つぎのいずれかに該当した日から、その日を含めて2ヶ月の間に行使できます。

①出生または縁組等により、被保険者と同一戸籍にその子が記載されたとき

②婚姻により、被保険者と同一戸籍にその配偶者が記載されたとき

※①②いずれも、所定の証明書類を提出していただく必要があります。

買増可能な保険種類

特別買増事由による買増権の行使により、所定の保険種類を買増すことができます。

①終身保険

②養老保険

③年金支払型特殊養老保険

④平準定期保険

⑤解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）など

特別買増事由による買増権の特別取扱

上記①②の特別買増事由（ただし「縁組等」の場合を除きます。）が生じた場合、特約金額に所定の係数を乗じた金額の上限まで、新たな保険契約を一時に買増することができます。

特別取扱により一時に買増を行われたときは、買増可能額の上限まで買増を行わなかったときでも、この特約は消滅します。

特約の消滅について

つぎのいずれかに該当する場合、この特約は消滅します。

①特別買増事由による買増権の特別取扱により、一時に買増を行ったとき

②主契約の保険金等をお支払いしたとき

③主契約が②以外の事由により消滅したとき

④被保険者が所定の高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われないとき

⑤被保険者が所定の身体障害状態に該当したとき

⑥主契約が払済保険に変更されたとき

ご注意

●買増できる保険種類は、買増日において会社が新たなお申込みを取扱っている保険種類に限ります。くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへお問合わせください。

●買増権は、行使できる期間および事由に制限があります。行使可能期間中に買増をされなかつた場合、その買増権は、買増権の行使期間の満了時に消滅しますのでご注意ください。

●ご契約を復活された場合には、復活日からその日を含めて2年を経過する日の前日になるまでは、たとえ普通買増事由または特別買増事由が生じた場合であっても、買増権行使することはできません。

●主契約と買増する保険契約の通貨が異なる場合、買増可能額は、買増する保険契約をお申込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額とします。

6

愛の割増年金特約（割増年金支払特約）

この特約は、会社所定の障がい等に該当される保険金等の受取人に、保険金等に代えて、通常より割増された年金*をお支払いし、保険金等の受取人の将来の生活安定をはかるものです。

*「保険金等の支払方法の選択に関する特約」において同一年金種類・保証期間でお支払いする年金と比較した場合。ただし、

年金基金設定時の年金受取人の年齢が一定年齢以上の場合、「割増年金支払特約」による年金額と、「保険金等の支払方法の選択に関する特約」による年金額は同一となる場合があります。

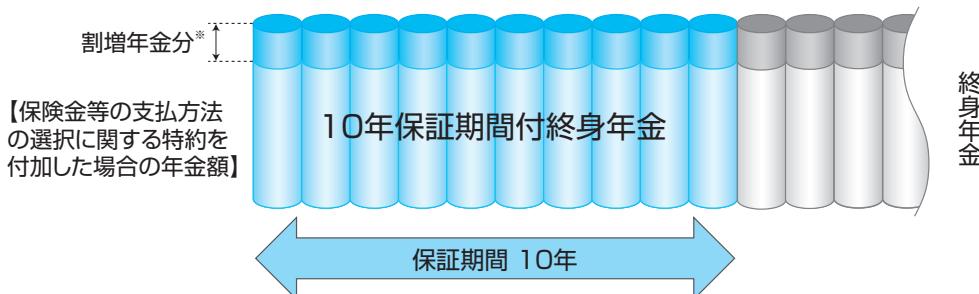
[しくみ]

保険金等を年金で受取ることができます

年金受取人：長男（主契約の保険金等の受取人）

※長男は会社所定の障がい者に該当。

年金基金設定時の長男の年齢：16歳



※割増年金分は性別・年齢等により一定ではありません。また、年齢により割増年金分が無い場合もあります。

- この特約を付加する際には、保険金等の受取人に関する身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者保健福祉手帳、公的年金制度の障害年金の年金証書のいずれかのコピー、その他会社が必要と認めた書類等が必要となります。
- この特約は、つぎのいずれにも該当する場合に付加することができます。

- ①保険金等の受取人が所定の障がい者であること
- ②保険金等の受取人が、保険契約者による申出の場合には申出時において、保険金等の受取人による申出の場合には保険金等の支払事由発生時において、つぎのいずれかに該当すること
 - ア. 主契約の被保険者
 - イ. 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - ウ. 主契約の被保険者の直系血族
 - エ. 主契約の被保険者の3親等内の親族

- この特約は、つぎのように付加することができます。
 - ①保険金等の支払事由発生前：保険契約者の申出により付加することができます。
 - ②保険金等の支払事由発生後：保険金等の受取人の申出により付加することができます。
- この特約の年金種類は、保証期間付終身年金とします。
- この特約の年金受取人は、保険金等の受取人とします。

年金額は、年金基金設定時における会社所定の基礎率（予定利率、予定死亡率等）および計算方法により計算されます。ただし、年金基金設定時における年金基金の額を基準として、この特約の締結時における会社所定の基礎率および計算方法により計算された年金額を下まわることはありません。

ご注意

- 年金開始日以後は、割増年金支払特約を解約することはできません。
- この特約は、つぎの場合消滅します。
 - ①主契約が保険金等の支払事由以外の事由によって消滅した場合
 - ②死亡一時金が支払われた場合
 - ③年金基金設定日前に保険金等の受取人が所定の障がい者でなくなった場合
 - ④年金基金設定日前に保険金等の受取人が死亡した場合
 - ⑤保険金等の支払事由発生前に保険金等の受取人が変更された場合
- この特約の年金受取人が年金開始期以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が保険金等の総額を下まわることがあります。



指定代理請求特約

ご契約者が主契約の被保険者の同意を得て、「指定代理請求特約」を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる制度です。

保険金等とは、保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。

1. 指定代理請求人について

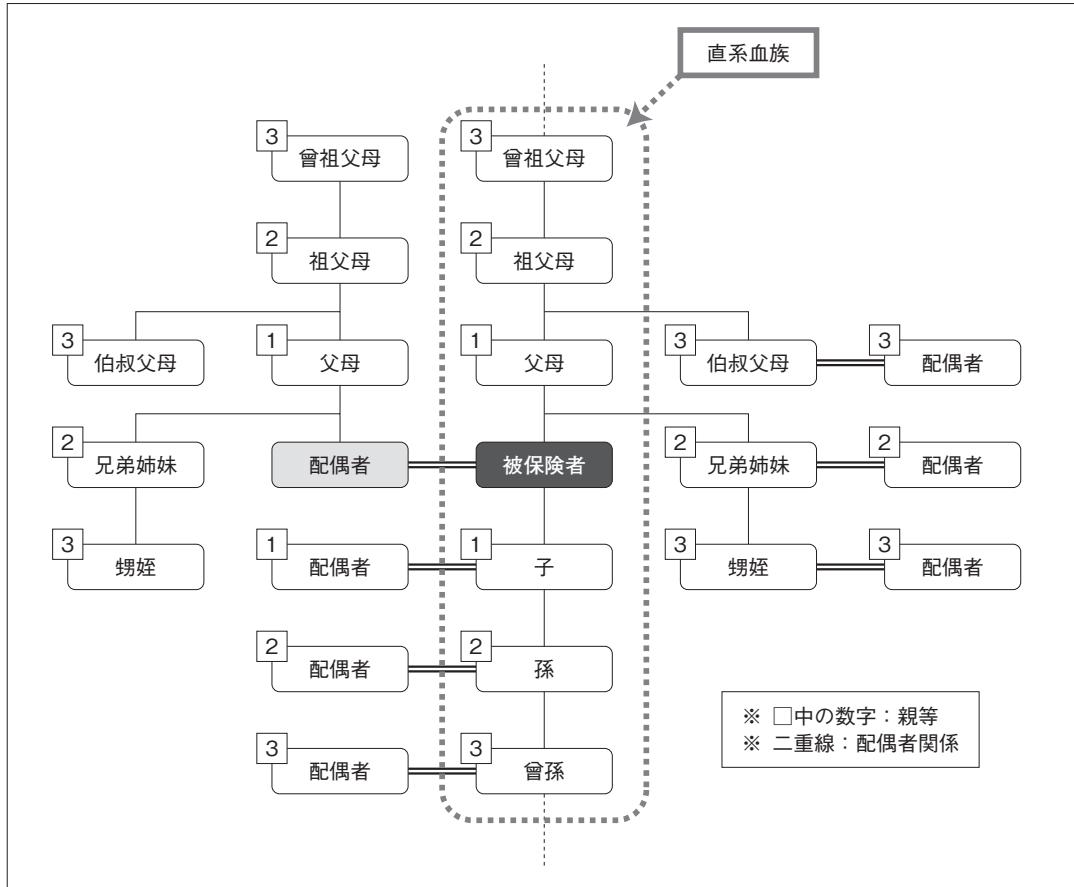
指定代理請求人は1契約につき1名とし、つぎの①～⑤の範囲内から指定していただきます。

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の直系血族
- ③主契約の被保険者の3親等内の親族
- ④主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等（名称の如何を問わず、主契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
- ⑤上記のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

※ご契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記①～⑤の範囲内で指定代理請求人を変更指定し、または指定を撤回することができます。

※所定の範囲内であることを確認させていただくための所定の書類の提出が必要になります。

<指定代理請求人の範囲①～③>



*上記以外にも、「④主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等の受取人」および「⑤主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者」を指定代理請求人とすることが可能です。

2. 代理請求が可能なケースについて

(1) 指定代理請求人による代理請求

つぎの〈保険金等の受取人が保険金等を請求できない場合〉の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を行うことができます。

保険金等の受取人が保険金等を請求できない場合

- ①保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
- ②会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①または②に準じる状態である場合

(2) 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

(1) の〈保険金等の受取人が保険金等を請求できない場合〉の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がない場合には、その受取人と生計を一にする者）が、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ①指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
- ②指定代理請求人が保険金等の請求時において、1の①～⑤の対象外である場合
- ③指定代理請求人が指定されていない場合

3. 代理請求できる保険金等について

この特約の対象となる保険金等はつぎの範囲内となります。

- ①主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ②主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

<「保険金等の支払方法の選択に関する特約」「割増年金支払特約」の年金について>

保険金等の支払方法の選択に関する特約または割増年金支払特約により支払われる年金についても、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。

この場合には、その年金ごとに指定代理請求特約を付加していただきます。また、上記記載の「主契約の被保険者」を「年金受取人」に読み替えてお取扱いいたします。

4. 指定代理請求特約が付加された保険契約の更新時または変換時の取扱いについて

(1) 更新時の取扱いについて

指定代理請求特約が付加された主契約が更新する場合には、あらかじめ継続しない旨の通知がない限り、主契約の更新日に指定代理請求特約も同時に同じ内容で更新されるものとします。

(2) 変換時の取扱いについて

指定代理請求特約が付加された保険契約の全部または一部が他の保険契約に変換される場合には、変換後の契約にも指定代理請求特約が同じ内容で自動的に付加され、そのまま継続するものとします。

ご注意

- この特約のみの解約は取扱いません。
- 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、ご契約者）が法人である保険金等については、この特約による代理請求はできません。
- 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない所定の状態に該当させた者は、指定代理請求人として指定されていなかったものとし、代理請求を行うことができません。

万が一のときに確実にご請求いただくために、指定代理請求人を新たに指定されるときや指定代理請求人を変更指定されるときには、指定代理請求人となられた方へ、事前にご契約内容および指定代理請求特約についてお伝えください。

ご契約後について

1

保険料のお払込みには、つぎのような方法〈経路〉があります

お払込にはつぎのような方法〈経路〉があります。

- ①口座振替…… 当社が提携している金融機関等の、保険契約者が定めた預金口座から自動的に保険料が当社に振込まれます。この方法は、継続して保険料を払込まれる場合に、大変便利な方法です（くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにおたずねください）。
- ②送金扱…… あらかじめ、当社から払込案内をお送りしますので、払込期間中に同封の振替用紙で、郵便局または当社指定の銀行などにお払みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保存しておいてください。
（銀行振込・
郵便振替など）
※当社所定のクレジットカードにより、お払みいただける場合があります。
- ③団体扱…… 勤務先などの団体を通じて給与等から引去られます。この場合は、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々の保険契約者にはお渡ししません。

口座振替でお払込みになる場合について

●保険料の振替日

……口座からの振替日は、毎月26日または27日です（保険契約者が定めた預金口座によって異なります）。ただし、この日が当該金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。

●再振替の取扱い

……所定の金融機関等の口座から振替えられており、再振替の希望をされている等、当社所定の条件を満たすご契約で、保険料の振替日に口座振替ができなかった場合は、翌月10日（この日が当該金融機関等の休業日の場合は、翌営業日）に再振替をいたします。

●口座振替および再振替ができなかった場合の取扱い

……預金残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、月払のご契約は2ヶ月分を、半年払・年払のご契約は同一金額を再度振替させていただきます。

保険料のお払込方法〈経路〉の変更について

お払込方法〈経路〉の変更を希望される場合や、転居、勤務先団体からの脱退等をする場合には、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお申出ください。お払込方法〈経路〉の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手續を経て、新たなお払込方法〈経路〉に変更させていただきます。この場合、新たなお払込方法〈経路〉に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、支社または本社にお払みください。また、保険料のお払込方法〈経路〉を変更した場合は、保険料が変更となることがあります。

当社ライフプランナーが直接現金をお預かりすることはございません。

2

保険料のお払込みには、つぎのような方法〈回数〉があります

保険料のお払込みはつぎの方法〈回数〉があります。

- ①月払……… 毎月1回お払込みいただく方法です。
- ②半年払……… 半年に1回の会社所定の月にお払込みいただく方法です。
- ③年払……… 年1回の会社所定の月にお払込みいただく方法です。

保険料の前納について

将来の保険料の全部または一部（ただし、会社所定の回数分以上とします）を前もってまとめてお払込みいただく方法です。

- 保険料を前納していただきますと、当社所定の利率で保険料を割引きます。
- 前納保険料は、当社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料に充当します。なお、前納保険料のうち、保険料に充当されていない残額のみをお返しすることはできません。

保険料のお払込方法〈回数〉の変更について

お払込方法〈回数〉の変更を希望する場合、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお申出ください。お払込方法〈回数〉の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法〈回数〉に変更させていただきます。くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談ください。

3

ご契約の効力が失われないよう保険料は遅くとも払込猶予期間中に払い込んでください

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎると、ご契約は効力を失います（失効）。
猶予期間はつぎのとおりです。

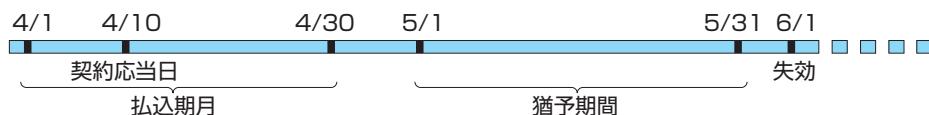
①月払契約

払込期月の翌月初日から末日までです。

②年払・半年払契約

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合は、翌々月の末日）までです。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとなります。

(例) 月払の場合



年払・半年払の場合



平準定期保険および低解約返戻金型平準定期保険については、保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、保険料とその利息の合計額が解約返戻金額をこえない間は、自動的に保険料相当額を貸付けて保険料に充当することにより、ご契約を有効に継続させます。（この制度をご希望されない場合は、あらかじめ担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお申し出ください。）くわしくは、〈保険料のお払込みが困難になったときでもご契約を有効に続ける方法があります〉をご覧ください。

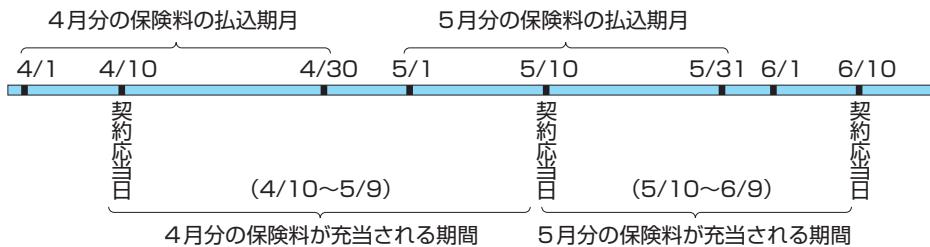
ご注意

保険料のお支払いがないまま猶予期間を過ぎたことによりご契約が効力を失った場合（失効）には、保険金や給付金等をお支払いすることができず、また保険料の払込みを免除することができません。

猶予期間中に保険金等の支払事由、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合の保険料の取扱いはつぎのとおりです。

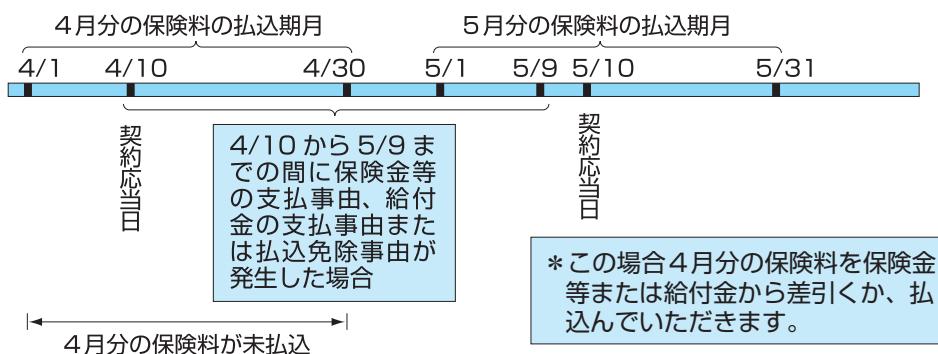
- 保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、その期間の開始（払込期月中の契約応当日）に払込まれるものとして計算されています。

（例）月払の場合



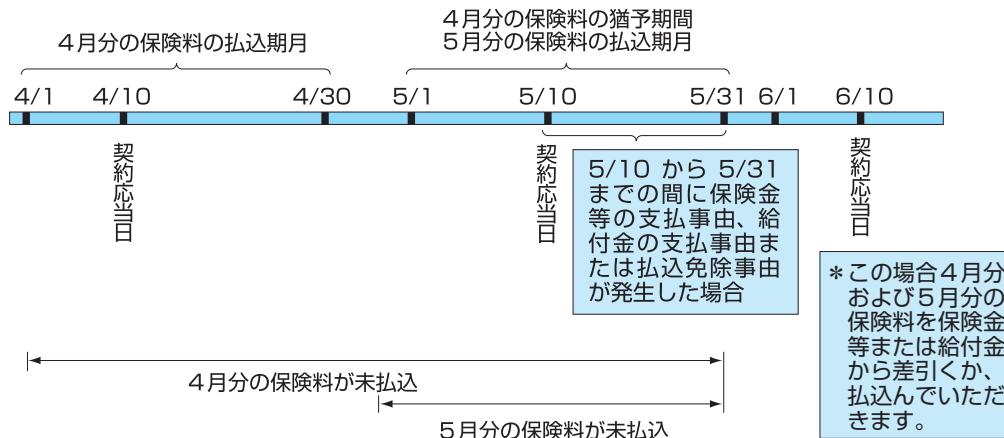
- したがって、保険金等の支払事由、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていない場合には、保険金等または給付金を支払うときにその未払込の保険料を保険金等または給付金から差引きます。また、保険料の払込みを免除するときはその未払込の保険料を払込んでいただきます。

（例）



- なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金等の支払事由、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険金等または給付金を支払うときに2ヶ月分の保険料を保険金等または給付金から差引きます。また、保険料の払込みを免除するときは2ヶ月分の保険料を払込んでいただきます。

（例）



4

保険料のお払込みが困難になったときでもご契約を有効に続ける方法があります

ご契約が有効に継続できるよう、保険料のお払込みが困難になった場合でも、当社ではつきのような方法でお取扱いしております。

くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談ください。

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料の都合がつかないとき	保険料の自動振替貸付*	<ul style="list-style-type: none"> 保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に会社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立替えします。 お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。 利息は年8%以下の会社所定の利率で計算します。 自動振替貸付の元利金の返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。 保険金や解約返戻金等のお支払時などには自動振替貸付の元利金を差引き清算します。 自動振替貸付をご希望にならない場合には、書面で担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへお申出ください。
途中から保険料を払わずに、契約を有効に続けたいとき	払済保険への変更*	<ul style="list-style-type: none"> 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、保険期間をそのままにした保険料払済の定期保険に変更します。 変更後の保険金額等は一般的に小さくなります。 各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。 変更後の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、お取扱いできません。
保険料の負担を軽くしたいとき	保険金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> 保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。 減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、お取扱いできません。

*無解約返戻金型平準定期保険についてのお取扱いできません。

- 特別条件付保険特約が適用されたご契約（付加されている特約のみに特別条件が適用されているご契約などを除きます。）は、払済保険への変更のお取扱いはできない場合があります。
- 払済保険への変更のお取扱いをする際に、付加されている特約の解約返戻金があれば、その特約の解約返戻金も含めて払済保険へ変更後の保険金額を定めます。
- 保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるご契約について、払済保険への変更のお取扱いをする際には、これらの貸付の元利金を差引いた解約返戻金をもとに、払済保険への変更後の保険金額を定めます。
- ご契約を払済保険に変更する場合、所定の要件を満たせば、付加されている無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）、無解約返戻金型新手術給付特約、無解約返戻金型がん入院特約または無解約返戻金型先進医療特約を継続することができます。
- ご契約を払済保険に変更した場合、無解約返戻金型就労不能障害特約については、お支払いすべき就労不能障害年金があるときには、消滅することなく、無解約返戻金型就労不能障害特約の保険期間満了時まで、被保険者が生存している限り就労不能障害年金をお支払いします。

ご注意

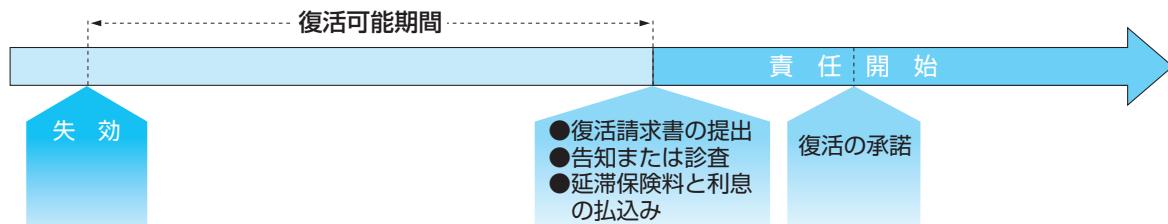
- 保険料の自動振替貸付が適用されたものとして計算した場合に、保険料の自動振替貸付の元利金（契約者貸付があるときは、その元利金を含みます。）が、解約返戻金額をこえたときは、保険料の自動振替貸付は取扱いません。この場合、保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は効力を失います（失効）。
- 保険料自動振替貸付の元利金（契約者貸付があるときは、その元利金を含みます。）が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います（失効）。
- 失効したご契約については、保険金や給付金をお支払いすることができず、また、保険料のお払込みを免除することができません。

5

ご契約の効力がなくなった場合でもご契約を復活できます

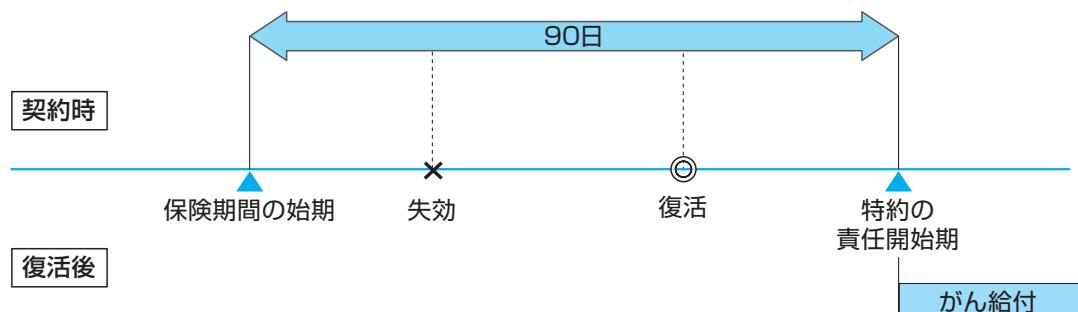
失効してから**3年間**の復活可能期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、改めて告知または診査をしていただき、会社が承諾したときに、ご契約の復活をすることができます。

- 会社が復活を承諾したときは、失効期間中にお払込みいただけなかった保険料とその利息を所定の期日までにお払込みください。
- 復活したご契約については、未納保険料のお払込みと告知（または診査）がともに完了した時からご契約上の責任を負います。
- 復活時に特別保険料領収法を適用する場合には、会社所定の金額のお払込みを必要とすることがあります。
- ご契約が復活するときは、付加された特約も同時に復活します。



無解約返戻金型がん入院特約の復活について

無解約返戻金型がん入院特約において、特約の責任開始期より前にご契約が失効し、復活した場合でも、特約の責任開始期は変更されません。



ご注意

- 復活を請求する際の被保険者の健康状態などによっては復活できないこともあります。
- 復活日から2年以内の自殺などの場合には、保険金・給付金などをお支払いしません。
- 復活の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知しますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金などが支払われない場合があります。
- 復活の際に、保険料の自動振替貸付や契約者貸付の元利金がある場合には、別途会社の定める金額をお払込みいただきます。

6

途中でお金がご入用のときは、貸付の制度があります（契約者貸付）

一時的に必要な資金が生じたときに、ご契約者に所定の範囲内で資金をお貸しする制度です。

保険種類	貸付限度額
平準定期保険	いずれか小さい額
低解約返戻金型平準定期保険	①解約返戻金の 90% ②貸付日から 3 年経過時の解約返戻金の 80%

- ご返済は、一括または分割いずれの方法もお取扱いしております。

ご注意

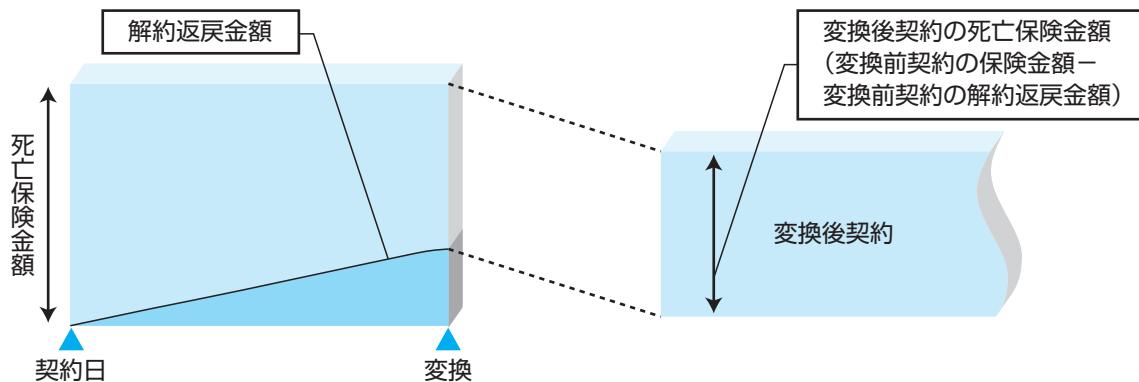
- 貸付金は、会社所定の利率による利息が付きます。利息は複利計算され、毎年貸付金元金に繰り入れられます。
- 契約者貸付の元利金（保険料の自動振替貸付があるときは、その元利金を含みます。）が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います（失効）。
- 失効したご契約については、保険金・給付金などをお支払いすることができず、また、保険料のお払込みを免除することができません。
- 保険金・給付金などをお支払いする場合、ご契約を解約する場合等には、貸付元利金を差引き清算いたします。



変換制度について

変換制度とは、ご加入中のご契約の全部または一部を、被保険者の健康状態にかかわらず、会社所定の保険種類に変更（新規加入）する取扱いです。取扱いには会社所定の制限があります。

〈しくみ図〉



- 変換可能な特約は以下のとおりです。

- ・無解約返戻金型平準定期保険特約
- ・遞減定期保険特約
- ・解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）

- 変換後の保険種類は会社所定の範囲からお選びいただくことができます。

※ 変換する際ににおいて会社が新たにお申込みを取扱っている保険種類に限ります。また、変換後の保険期間等についても会社所定の制限があります。

- ・終身保険
- ・養老保険
- ・年金支払型特殊養老保険
- ・平準定期保険
- など

- 変換後の死亡保険金額は、変換前契約の保険金額を基に計算し、つぎの額が限度となります。

変換前契約	変換後契約の保険金限度
平準定期保険 低解約返戻金型平準定期保険	(死亡保険金額) - (変換日における解約返戻金額*)
無解約返戻金型平準定期保険	死亡保険金額
解約返戻金抑制型家族収入特約 (高度障害療養加算型)	(変換日における将来の家族年金の現価の8割) - (解約返戻金額*)
遞減定期保険特約	(変換日における死亡保険金額の8割) - (解約返戻金額*)

※ この場合の解約返戻金額は、保険料の自動振替貸付および契約者貸付の元利金を差引く前の金額とします。解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の場合、解約返戻金抑制期間中は、解約返戻金はありません。

ご注意

変換前契約と変換後契約の通貨が異なる場合、変換後契約の保険金限度額は、変換をお申込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額とします。

8

ご契約の更新について

保険期間満了日の2週間前までにご契約者からのお申出がない限り、会社所定の範囲内で被保険者の健康状態にかかわらず、ご契約および一部の特約は自動的に更新されます。ただし、更新時の被保険者の年齢等によっては更新しない場合もあります。

- 更新される保険種類はつぎのとおりです。

- ・ 平準定期保険
- ・ 無解約返戻金型平準定期保険

- 更新される特約はつぎのとおりです。

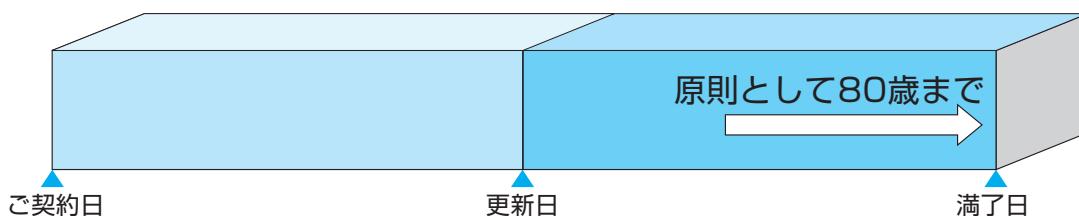
- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ・ 無解約返戻金型入院特約（一時金給付型） | ・ 無解約返戻金型先進医療特約 |
| ・ 無解約返戻金型新手術給付特約 | ・ 災害死亡給付特約 |
| ・ 無解約返戻金型がん入院特約 | ・ 傷害特約 |

- つぎの特約が付加されている場合は、主契約が更新するときに同時に更新します。

- | | |
|----------------------|------------|
| ・ 疾病障害による保険料払込免除特約 | ・ 割増年金支払特約 |
| ・ リビング・ニーズ特約 | ・ 指定代理請求特約 |
| ・ 保険金等の支払方法の選択に関する特約 | |

● 更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。保障内容が同一の場合、更新後の保険料は更新前の保険料と比べて一般的に高くなります。

● 更新後の契約の満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえる場合は、所定の方法により保険期間を短縮して取扱います。

**ご注意**

- 更新後契約の第1回保険料が払込猶予期間中に支払われなかった場合は、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 継続入院給付金等のお支払限度については、更新前と更新後の保険期間を通算します。

9

解約と解約返戻金について

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費（販売、証券作成、ご契約の維持管理等の経費）にそれぞれあてられます。
したがって、解約の際にお払戻しできる金額は、多くの場合お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。
- やむをえず、ご契約を解約する場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 主契約を解約しますと、各種特約も同時に消滅します。
- 効力を失ったご契約（失効中のご契約）についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- 解約返戻金のお支払いについては、所定の要件を満たす場合、一時支払のほか、分割支払および据置支払もお取扱いいたしております。

- 無解約返戻金型保険・無解約返戻金型特約については、解約返戻金がありません。
- 低解約返戻金型保険の解約返戻金は、所定の期間中において解約返戻金を低く設定しない場合の70%となるため、通常よりも解約返戻金がその分低く設定されます。
- 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の解約返戻金抑制期間中の解約返戻金はありません。
- 無解約返戻金型就労不能障害特約については、主契約の解約時にお支払いるべき就労不能障害年金がある場合には、特約は消滅することなく、特約の保険期間満了時まで、被保険者が生存している限り就労不能障害年金をお支払いします。

被保険者による保険契約の解約の請求について

- 被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ①保険契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

差押債権者、破産管財人等による解約について

- 保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金等の受取人による保険契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金等（高度障害保険金含む）の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ①保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②保険契約者でないこと
- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①保険契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

●保険料のお払込方法<回数>が年払・半年払のご契約の場合、ご契約が消滅したとき（ただし、保険金等をお支払いし消滅したときを除きます。）または保険料の払込みを要しなくなったとき等^{*1}は、未経過期間に対応する保険料相当額を保険契約者に払戻すことがあります。

●保険料相当額を払戻す場合のお支払額の例はつぎのとおりです。

(お支払いする額)

すでに払込まれた保険料^{*2}のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

*1 ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

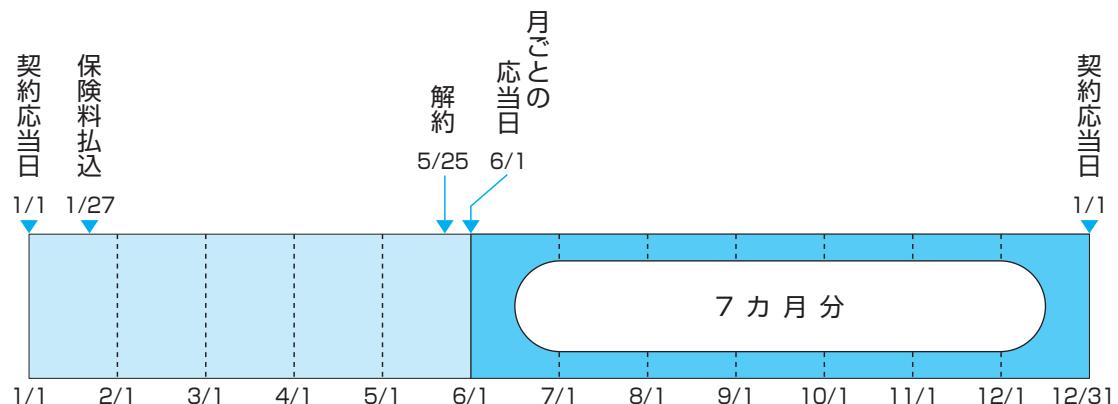
*2 保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

【年払契約】

<ご契約例> 契約応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日 保険料払込：1月27日

1月27日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒ 保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7ヶ月分に相当する保険料相当額をお支払いします。



ご注意

- お払込方法<回数>が月払のご契約については、上記「保険料のお払込みが不要となった場合の取扱い」はありません。
- ご契約のご加入時期によっては、保険料相当額が払戻されないことがあります。

10 低解約返戻金型の保険における注意事項について

低解約返戻金型平準定期保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く抑えております。つぎの事項についてご注意ください。

項目	ご注意
解約	この保険を低解約返戻金期間中に解約する際の解約返戻金は低く抑えています。
保険金額の減額	この保険の保険金額を低解約返戻金期間中に減額する際の解約返戻金は低く抑えています。
他の個人保険への変換	この保険を低解約返戻金期間中に他の個人保険に変換する際の解約返戻金は低く抑えています。
告知義務違反または重大事由による解除	低解約返戻金期間中に告知義務違反または重大事由によりこの保険が解除される際の解約返戻金は低く抑えています。
保険料の自動振替貸付	低解約返戻金期間中に、保険料の自動振替貸付を行う際のお立替える金額は、低く抑えられた解約返戻金の範囲内です。

※重大事由につきましては、〈つぎの場合には保険金・給付金などをお支払いできず、また保険料のお払込みを免除できません〉をご覧ください。

11 無解約返戻金型の保険・特約における注意事項について

●無解約返戻金型の保険（主契約）

- ・無解約返戻金型平準定期保険

●無解約返戻金型平準定期保険には、解約返戻金はありません。つぎの事項についてご注意ください。

項目	ご注意
解約	この保険を解約する際、解約返戻金はありません。
保険金額の減額	この保険の保険金額を減額する際、解約返戻金はありません。
他の個人保険への変換	この保険を他の個人保険に変換する際、解約返戻金はありません。
保険期間または 保険料払込期間の変更	この保険の保険期間または保険料払込期間が変更される際、支払われる金額はありません。
告知義務違反または 重大事由による解除	告知義務違反または重大事由によりこの保険が解除される際、解約返戻金はありません。

※重大事由につきましては、〈つぎの場合には保険金・給付金などをお支払いできず、また保険料のお払込みを免除できません〉をご覧ください。

●主契約につぎの無解約返戻金型特約を付加された場合には、各特約について解約返戻金はありません。

- ・解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）*
- ・無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）
- ・無解約返戻金型新手術給付特約
- ・無解約返戻金型がん入院特約
- ・無解約返戻金型先進医療特約
- ・無解約返戻金型就労不能障害特約
- ・無解約返戻金型就労不能障害一時金特約

※解約返戻金抑制期間中の解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）に限ります。

●つぎの事項につきましても、ご注意ください。

項目	ご注意
主契約または特約の解約	無解約返戻金型特約が付加された主契約を解約する際、または無解約返戻金型特約を解約する際、無解約返戻金型特約の解約返戻金はありません。
年金月額または一時金額等の減額	無解約返戻金型特約の年金月額または一時金額等を減額する際、解約返戻金はありません。 また、解約返戻金抑制期間中に、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の年金月額を減額する際、解約返戻金はありません。
保険期間または保険料払込期間の変更	主契約の保険期間または保険料払込期間が変更されたことにより、無解約返戻金型特約の保険期間または保険料払込期間が変更される際、支払われる金額はありません。
告知義務違反または重大事由による解除	告知義務違反または重大事由により無解約返戻金型特約が解除される際、解約返戻金はありません。
主契約の消滅にともなう特約の消滅	主契約が保険金支払以外の事由によって消滅したことにより無解約返戻金型特約が消滅する際、解約返戻金はありません。

※重大事由につきましては、〈つぎの場合には保険金・給付金などをお支い払できず、また保険料のお払込みを免除できません〉をご覧ください。

●無解約返戻金型新手術給付特約または無解約返戻金型先進医療特約が付加されている場合には、つぎの事項につきましてもご注意ください。

項目	ご注意
無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）の消滅にともなう消滅	無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）が給付金の支払限度に達したこと以外の事由によって消滅したことにより、無解約返戻金型新手術給付特約または無解約返戻金型先進医療特約が消滅する際も、解約返戻金はありません。
無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）の減額にともなう減額	無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）の入院一時金額の減額により、無解約返戻金型新手術給付特約の給付金額が減額される際も、解約返戻金はありません。

●無解約返戻金型就労不能障害一時金特約が付加されている場合には、つぎの事項につきましてもご注意ください。

項目	ご注意
無解約返戻金型就労不能障害特約の消滅にともなう消滅	無解約返戻金型就労不能障害特約が消滅したことにより、無解約返戻金型就労不能障害一時金特約が消滅する際も、解約返戻金はありません。

●解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）*が付加されている場合には、つぎの事項につきましてもご注意ください。

項目	ご注意
他の個人保険への変換	解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）*を他の個人保険に変換する際、解約返戻金はありません。

※解約返戻金抑制期間中の解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）に限ります。

お支払いについて



保険金・給付金などの支払事由等が生じた場合

- お客様からのご請求に応じて保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、直ちに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険金・給付金などのご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間をすぎるとご請求の権利がなくなります。
- 保険金・給付金などは、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に本社または会社の指定した場所（指定口座等）でお支払いします。
ただし、保険金・給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合については、以下の支払いの期限を約款に定めています。確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金・給付金などを請求した方にその旨を通知します。

保険金などを支払うために確認が必要な場合	お支払期限
①保険金などの支払事由発生の有無の確認が必要な場合	
②保険金などの支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	
③告知義務違反に該当する可能性がある場合	保険金などの請求のための書類が会社に到着した日の翌日から（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日
④重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合	

上記の①から④を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款をご覧ください。（この条項で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金・給付金などをお支払いします。）

※「書類が会社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

※保険金・給付金などをお支払いするための上記の確認等に際し、ご契約者・被保険者・保険金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金などをお支払いしません。

保険金・給付金などの支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談のうえ、十分にご確認ください。

2

「保険金即日支払サービス」について

簡単な手続きだけで、会社所定の金額まで死亡保険金を即日お支払いします。

葬儀費用等のお急ぎのお支払いにお役立ていただけますよう、死亡保険金について、「保険金即日支払サービス」のお取扱いをしております。

「保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

<お取扱いの対象となる契約>

- ・責任開始日（復活日・復旧日）から2年以上経過している契約

<お取扱いできない契約>

- つぎのような場合は、お取扱いできません。
- ・死亡保険金受取人が法人の場合
 - ・死亡保険金受取人がお二人以上の場合
 - ・死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人と指定されている場合
 - ・死亡保険金受取人が未成年者の場合
 - ・質権設定中のご契約の場合

<お支払いについて>

会社所定の金額を上限とし、死亡保険金の一部または全部をお支払いします。

普通死亡保険金のみ取扱います。（災害死亡保険金は対象となりません。）

一部をお支払いした場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支払いします。

<提出書類>

- ・死亡保険金簡易支払請求書（死亡保険金受取人記入）
- ・死亡診断書（死体検案書）のコピー 等

●その他会社の定めるところによります。

解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の場合は、将来お受取りになる特約家族年金の現価となります。

3

「入院一時金簡易支払サービス」について

簡単な手続きだけで、退院を待たずに入院一時金をお支払いします。

入院初期に必要な費用等のお支払いにもお役立ていただけますよう、「入院一時金簡易支払サービス」のお取扱いをしております。

<お取扱いの対象となる保険種類>

- ・無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）

<お取扱いの対象となる契約>

- ・責任開始日（復活日・復旧日）から2年以上経過している契約

<提出書類>

- ・入院一時金簡易支払請求書
- ・入院診療（療養）計画書等のコピー

- 入院一時金以外の入院給付金等はお取扱いの対象となりません。
- その他会社の定めるところによりお取扱いします。

4

つぎの場合には保険金・給付金などをお支払いできず、また保険料のお払込みを免除できません

1. 免責事由に該当した場合

つぎのような場合には、お支払事由が生じても保険金・給付金などをお支払いできません。

死亡保険金・特約家族年金をお支払いできない場合

①責任開始日（復活日・復旧日）から2年以内の被保険者の自殺

（注）ただし、自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払することもありますので担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

②保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死

高度障害保険金・特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金をお支払いできない場合

①保険契約者または被保険者の故意によるとき

災害死亡保険金をお支払いできない場合

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

②災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき

③被保険者の犯罪行為によるとき

④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき

⑤被保険者の泥酔状態を原因とする事故によるとき

⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

災害高度障害保険金をお支払いできない場合

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

②被保険者の犯罪行為によるとき

③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき

④被保険者の泥酔状態を原因とする事故によるとき

⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

障害給付金をお支払いできない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ②被保険者の犯罪行為によるとき
 - ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ④被保険者の泥酔状態を原因とする事故によるとき
 - ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ⑦地震、噴火または津波によるとき
 - ⑧戦争その他の変乱によるとき
- ※⑦または⑧により支払事由に該当した被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、障害給付金の全額を支払うか、または削減してお支払いします。

災害(疾病)入院一時金・災害(疾病)継続入院給付金・入院中手術給付金・外来手術給付金・放射線治療給付金・先進医療給付金をお支払いできない場合

- ①被保険者の薬物依存によるとき（災害入院一時金および災害継続入院給付金を除く）
 - ②保険契約者の故意または重大な過失によるとき
 - ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ④被保険者の犯罪行為によるとき
 - ⑤被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ⑥被保険者の泥酔状態を原因とする事故によるとき
 - ⑦被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ⑧被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ⑨地震、噴火または津波によるとき
 - ⑩戦争その他の変乱によるとき
- ※⑨または⑩により各給付金等の支払事由に該当した被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、各給付金等の全額を支払うか、または削減してお支払いします。

就労不能障害年金・特定障害年金・就労障害サポート年金・就労不能障害一時金をお支払いできない場合

- (国民年金法もしくは被用者年金制度に基づく所定の障害状態、所定の就労不能障害状態、所定の特定障害状態または所定の就労制限障害状態に該当した場合)
- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ②被保険者の犯罪行為によるとき
 - ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ④被保険者の泥酔状態を原因とする事故によるとき
 - ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ⑦被保険者の薬物依存によるとき
 - ⑧地震、噴火または津波によるとき
 - ⑨戦争その他の変乱によるとき
- (所定の高度障害状態に該当した場合)
- ①保険契約者または被保険者の故意によるとき

リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合

- ①ご契約者または被保険者の故意によるとき

2. 保険料のお払込みを免除できない場合

(不慮の事故を直接の原因として、所定の身体障害状態に該当した場合)

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②被保険者の犯罪行為によるとき
- ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ④被保険者の泥酔状態を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

(疾病を直接の原因として、所定の身体障害状態に該当した場合)

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②被保険者の薬物依存によるとき

※無解約返戻金型就労不能障害特約、無解約返戻金型就労不能障害一時金特約、疾病障害による保険料払込免除特約の場合

3. 責任開始期前に発病・発生した原因による場合

責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金等（各種給付金を含みます。）の支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合は、高度障害保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。

ただし、つぎのような場合には、高度障害保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除の対象となることがあります。

- ①責任開始期前に生じた原因について、会社が告知等により知ったうえでご契約をお引受けした場合
- ②責任開始期前に生じた原因について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察等を受けたことがなく、かつ、ご契約者または被保険者の認識や自覚がなかった場合
- ③入院一時金等のお支払について、責任開始期から2年を経過した後に入院を開始した場合または手術等を受けた場合

4. 詐欺による取消の場合

ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約の締結・復活等が行われたものと認められるためにご契約または特約が取消された場合は、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

5. 不法取得目的による無効の場合

ご契約締結の状況、ご契約の成立後の保険金・給付金など（保険料の払込免除を含みます。）の請求の状況等から、ご契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的でご契約の締結・復活等をされたものと認められるためにご契約が無効とされた場合は、保険金・給付金などをお支払いすることができません。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

6. 責任開始期前のがんの診断確定にかかる無効による場合

無解約返戻金型がん入院特約において、被保険者が特約の責任開始期より前に所定のがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者がその事実を知っているといないとかかわらず、この特約は無効とします。告知以前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、お払込みいただいたこの特約の保険料の払戻しはいたしません。

7. 重大事由による解除の場合

つぎの重大事由に該当した場合は保険契約は解除となるため、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。

- ①保険金・給付金などを詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - ②保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - ③保険金・給付金などの合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ④保険契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められる場合
 - ⑤この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることで、保険契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～④と同等の事由がある場合
 - ⑥保険契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①～⑤と同等の重大な事由がある場合
- *この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金・給付金などのお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません（上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金・給付金などの受取人のうち一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金・給付金などのうち、その受取人にお支払することとなっていた保険金・給付金などを除いた額を、他の受取人にお支払いします）。すでに保険金・給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めるすることができます。

※1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることをいいます。

8. 告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、保険金・給付金などのお支払事由が生じても保険金・給付金などをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。

9. ご契約の失効の場合

保険料のお払込がなくご契約が失効した場合、保険金・給付金などのお支払事由が発生しても、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。

ご注意

- 死亡保険金・特約家族年金・高度障害保険金・特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金について、下記①によりお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金・年金などを削減してお支払いすることがあります。
- 就労不能障害年金または就労不能障害一時金について、下記①により所定の高度障害状態に該当した場合、該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、就労不能障害年金または就労不能障害一時金を削減してお支払いすることができます。
- 災害死亡保険金または災害高度障害保険金について、下記①または②によりお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金を削減してお支払いするか、または保険金をお支払いしないことがあります。
- 就労不能障害年金、特定障害年金、就労障害サポート年金または就労不能障害一時金について、下記①または②により国民年金法もしくは被用者年金制度に基づく所定の障害状態、所定の就労不能障害状態、所定の特定障害状態または所定の就労制限障害状態になった場合、該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、就労不能障害年金、特定障害年金、就労障害サポート年金または就労不能障害一時金の全額を支払うか、または削減してお支払いすることができます。
- 被保険者が、下記①または②により不慮の事故を直接の原因とした所定の身体障害状態になった場合で、その原因によって所定の身体障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は保険料の払込みを免除しないことがあります。
- 無解約返戻金型就労不能障害特約については、下記①または②により就労不能障害年金、特定障害年金もしくは就労障害サポート年金の支払事由に該当し、就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金が支払われる場合で、該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込みを免除しないことがあります。
 - ①戦争その他の変乱
 - ②地震、噴火もしくは津波

■保険金・給付金などをお支払いできない場合、お支払いする場合の例

保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約（特約）の内容・保険約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

死亡保険金・特約家族年金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 (「告知義務違反による解除」を適用する場合、適用しない場合の例)	
お支払いできない場合 ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝癌」で死亡した場合。	お支払いする場合 ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、正しく告知を行い、特別条件付で加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」と因果関係がある「肝癌」で死亡した場合。
解説 ご契約の際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実とは異なる内容を告知した場合には、ご契約は解除となり、死亡保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、死亡保険金等をお支払いします。	

高度障害保険金・特約高度障害年金などをお支払いできない場合、お支払いする場合の例 (所定の障害状態に該当しない場合、該当する場合の例)	
お支払いできない場合 ご契約後の「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴、排便・排尿・その後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。	お支払いする場合 ご契約後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、衣服の着脱、起居、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。
解説 約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、高度障害保険金等の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態とは異なる場合があります。くわしくは別表1をご覧ください。	

災害死亡保険金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 (免責事由に該当する場合、該当しない場合の例)	
お支払いできない場合1 被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡した場合。(被保険者の重大な過失)	お支払いする場合1 被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡した場合。
お支払いできない場合2 泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡した場合。(泥酔状態を原因とする事故)	お支払いする場合2 酒に酔っていたが、横断歩道を青信号で通常に歩行していて、走行してきた車にはねられて死亡した場合。
解説 ご契約により、災害死亡保険金・障害給付金をお支払できない場合(免責事由)を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金・障害給付金はお支払いできません。 一般的にお支払いできない例は ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合 ・被保険者の精神障害を原因とする場合 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする場合 などです。くわしくは約款をご覧ください。	

入院一時金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 (支払事由に該当しない場合、該当する場合の例)	
お支払いできない場合 ご契約加入前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約加入後に悪化し、入院した場合。(責任開始期前の発病)	お支払いする場合 ご契約加入後に発病した「椎間板ヘルニア」により2日以上継続して入院した場合。
解説 入院一時金は、ご契約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合にお支払いします。(ただし、責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合でも、会社が告知等により知っていたときや、被保険者が医師の診察等を受けたことがなく症状についてご契約者または被保険者の認識や自覚がなかったときなどはお支払いすることができます。)	

継続入院給付金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 (支払事由に該当しない場合、該当する場合の例)	
※(以下は、「無解約返戻金型入院特約(一時金給付型)」のⅡ型に契約した場合の例です。)	
お支払いできない場合 「胆石」で入院し、10日後に退院した場合。(給付待機日数内の入院)	お支払いする場合 「胆石」で入院し、14日後に退院した場合。 4日分(4 = 14 - 10(給付待機日数))の継続入院給付金をお支払いします。
解説 1回の入院に対して給付待機日数(上記の場合10日)が定められており、その日数内の入院の分については継続入院給付金をお支払いできません。	

入院中手術給付金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例

(支払事由に該当しない場合、該当する場合の例)

※（以下は、「無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）」および「無解約返戻金型新手術給付特約」を付加した場合の例です。）

お支払いできない場合

レーザー屈折矯正術（レーシック）を受けた場合。

お支払いする場合

入院中に、虫垂を切除する手術（虫垂切除術）を受けた場合。

解説

手術を受けた時点において、入院中に、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料が算定された手術を受けた場合に限り、入院中手術給付金をお支払いします。

外来手術給付金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例

(支払事由に該当しない場合、該当する場合の例)

※（以下は、「無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）」および「無解約返戻金型新手術給付特約」を付加した場合の例です。）

お支払いできない場合 1

外来にて、創傷処理を受けた場合。

お支払いする場合 1

外来にて、皮膚腫瘍摘出術を受けた場合。

お支払いできない場合 2

外来にて、（埋伏歯）抜歯手術を受けた場合。

お支払いする場合 2

外来にて、大腸ポリープ切除術を受けた場合。

解説

手術を受けた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料が算定された手術を受けた場合に限り、外来手術給付金をお支払いします。ただし、入院中手術給付金の支払事由およびつぎに該当するものはお支払いの対象から除きます。

- (a) 創傷処理
- (b) 皮膚切開術
- (c) デブリードマン
- (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
- (e) 抜歯手術
- (f) 外耳道異物除去術
- (g) 鼻内異物摘出術
- (h) 涙点の閉鎖術
- (i) 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

がん給付金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 (「責任開始期前のがん診断確定による無効」を適用する場合、適用しない場合の例)	
お支払いできない場合 「肺がん」により入院したが、ご契約前から被保険者が「肺がん」であることが診断されており、被保険者がその事実を知らされていなかった場合。	お支払いする場合 特約の責任開始期以後に発病した「肺がん」により入院した場合。
解説 がん給付に関わる特約の責任開始期（特約の保険期間の始期から 90 日を経過した日の翌日）までに、がんと診断確定されていた場合には、被保険者や契約者のその事実の知、不知に関わらず、契約は無効とされます。したがって、がん給付金（がん入院給付金、がん手術給付金）はお支払いしません。	

就労不能障害年金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 (支払事由に該当しない場合、該当する場合の例)	
お支払いできない場合（【支払事由】②の場合） 病気で両眼のきょう正視力の和が 0.04 以下となつたが、手術を行い、1 ヶ月後に視力が回復した場合。 ※所定の就労不能障害状態（別表 13 の状態 1）に該当したが、その状態が 540 日以上継続していないため、お支払いできません。	お支払いする場合（【支払事由】②の場合） 病気で両眼のきょう正視力の和が 0.04 以下となり、その状態が 540 日以上継続した場合。 ※所定の就労不能障害状態（別表 13 の状態 1）に該当し、その状態が 540 日以上継続したため、お支払いします。
解説 つぎのいずれかのお支払事由に該当した場合に、就労不能障害年金をお支払いします。 【支払事由】 ①国民年金法に基づき、障害等級 1 級または 2 級に認定されたとき。ただし、所定の精神障害状態 A に認定された場合を除きます ②つぎのいずれかに該当したとき (a) 所定の就労不能障害状態（別表 13 の状態 1）に該当し、その状態が 540 日以上継続したと医師によって診断されたとき (b) 所定の就労不能障害状態（別表 13 の状態 2）に該当したとき ③所定の高度障害状態に該当したとき	

その他



生命保険には、税法上固有の取扱いがあります

1. 保険料について

お払込みになった保険料は「一般生命保険料控除」または「介護医療保険料控除」の適用があります。

- 控除の対象となるご契約…… 保険金等の受取人が本人またはその配偶者もしくはその他の親族となるいるご契約
- 控除の対象となる保険料…… 1月から12月までにお払込みの保険料の合計額

所得税の一般生命保険料控除および介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円をこえ80,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円をこえるとき	一律40,000円

住民税の一般生命保険料控除および介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円をこえ56,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円をこえるとき	一律28,000円

- 生命保険料控除の手続き… 生命保険料控除の適用をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。年間正味払込保険料が1件につき9,000円をこえるときは「生命保険料控除証明書」を発行します。
この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

2. 保険金を受取ったときの税金

- 保険金にかかる税金は、ご契約者（実質保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって異なります。
※契は契約者、被は被保険者、受は受取人を指します。

死亡保険金を受取ったときの税金について

契約内容	契約例			税の種類
	契	被	受	
契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
契約者が受取人の場合	夫	妻	夫	所得税・住民税（一時所得）
	夫	子	夫	
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

3. 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）による年金を受取ったときの税金

- 個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。実際にお受取りになる年金額は源泉徴収の対象となり、ご契約時の年金額を下まわることがあります。
(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)

特約家族年金の税法上の取扱い

契約内容	年金として受取る場合		一時金として受取る場合
	死亡時	毎年の年金受取時	
契約者と被保険者が同一の場合	年金の受給権についての税法上の評価額に対して相続税	相続税の課税対象以外の部分に対し、所得税（雑所得）	一時金に対して相続税
契約者が受取人の場合	—	所得税（雑所得）	所得税（一時所得）
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	年金の受給権についての税法上の評価額に対して贈与税	贈与税の課税対象以外の部分に対し、所得税（雑所得）	一時金に対して贈与税

- 特約家族年金のお支払開始後に、将来の年金支払にかえて一時金をご請求のときは、一時所得又は雑所得として所得税・住民税が課税されます。

4. 各種給付金を受取ったときの税金

- 入院一時金、継続入院給付金、入院中手術給付金、外来手術給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金、就労不能障害年金、特定障害年金、就労障害サポート年金、就労不能障害一時金等を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にする他の親族が受取った場合、所得税は非課税となります。

(所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、同9-21)

<その他のお取扱いについて>

- 保険金等の支払方法の選択に関する特約または割増年金支払特約を付加した場合、個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。実際にお受取りになる年金額は源泉徴収の対象となり、ご契約時の年金額を下まわることがあります。

(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)

- 高度障害保険金を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にする他の親族が受取った場合、所得税は非課税となります。

(所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、同9-21)

- 保険金等の支払方法の選択に関する特約または割増年金支払特約を付加し、高度障害保険金を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にする他の親族が年金で受取った場合も所得税は非課税となります。

(所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、同9-21)

5. 解約したときの税金

- 契約の全部解約または一部解約をしたときの差益は、契約者と保険料負担者が同一人の場合、一時所得として所得税・住民税の対象となります。

このご案内は、登録日現在の法令等に基づいています。今後、法令等が変更された場合には、取扱いが異なる可能性もあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。

このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。

2

保険金受取人の変更

1. 保険金等の受取人の変更について

- 保険契約者は保険金・給付金などのお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金・給付金などの受取人を変更することができます。ただし、保険金・給付金などの受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金・給付金などの受取人の変更はできません（保険契約者と保険金・給付金などの受取人が法人の場合を除きます）。
- 保険金・給付金などの受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の保険金・給付金などの受取人に保険金・給付金などを支払いしたときは、そのお支払後に変更後の保険金・給付金などの受取人から保険金・給付金などの請求を受けても、当社は保険金・給付金などを支払いしません。

2. 遺言による保険金・給付金などの受取人の変更について

- 保険契約者は保険金・給付金などのお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金・給付金などの受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金・給付金などの受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金・給付金などの受取人の変更はできません。
- 保険金・給付金などの受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、保険金・給付金などの受取人変更の効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の保険金・給付金などの受取人に保険金・給付金などを支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金・給付金などの受取人から保険金・給付金などの請求を受けても、当社は保険金・給付金などを支払いしません。

管轄裁判所について

保険金・給付金などの請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって合意による管轄裁判所とします。

くわしくは、お申込みになる保険種類の普通保険約款中（管轄裁判所）の条をご覧ください。

成年後見制度について

- 認知症等で判断能力が不十分であり、生命保険等の財産管理を自分で行うことが困難となった場合等に、保護・支援を得るための制度として、成年後見制度があります。
- 成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

1. 法定後見制度について

- 家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

2. 任意後見制度について

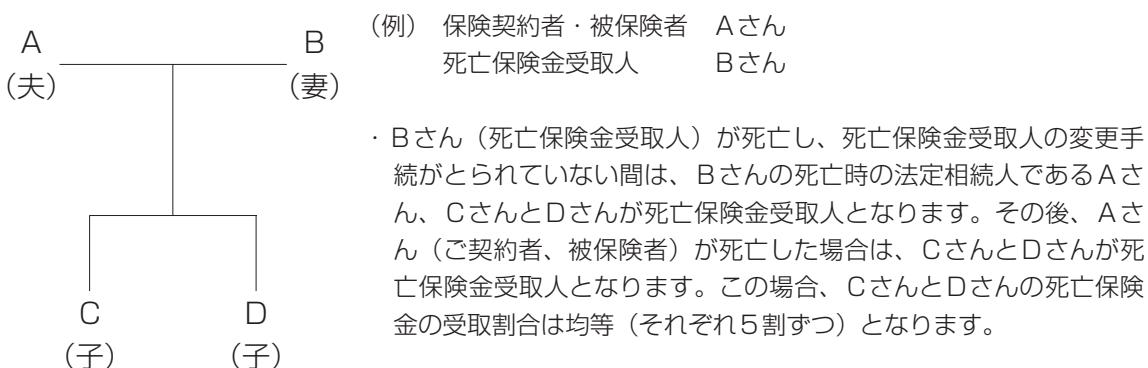
- 本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。
- 本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、任意後見人が本人を代理して、任意後見契約で定めた事務を行うことにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

このご案内は、登録日現在の法令等に基づいています。今後、法令等が変更された場合には、取扱いが異なる可能性もあります。

このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。

保険会社からのお願い

- 転居、町名変更の場合には、お手数でも担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへすぐお知らせください。
- 名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失などの場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにすぐお知らせください。
- 保険契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、お早めに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお知らせください。
- ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- 保険証券は、この約款とあわせて大切に保管してください。
- 保険契約についてのお問合せやご相談は、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお申出ください。
- 保険金・給付金などの受取人が死亡したときは、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
 - ・ 新しい受取人に変更する手続きをしていただきます。
 - ・ 受取人が亡くなったとき以後、受取人の変更手続をされないあいだは、受取人の死亡時の法定相続人が受取人となります。



保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

ご契約時に確認させていただいたご本人を特定するための事項等に変更があった場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへ速やかにお知らせください。
※「ご本人を特定するための事項等」とは、本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客様の場合は実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）をいいます。

この保険に適用される諸利率については、プルデンシャル生命のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.prudential.co.jp>

これらの利率はご契約の時期、内容等によって異なり、金利情勢等により見直しを行い変更することがあります。

相談窓口とその連絡先

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金等のお支払いなどに関するご相談、ご質問、苦情につきましては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

カスタマーサービスセンター

パーソナルフォーユー
0120-810740

営業時間 平日 8:00～21:00／土・日・祝日 9:00～17:00（元日を除く）

指定生命保険業務紛争解決機関について

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は、（一社）生命保険協会です。指定紛争解決機関である（一社）生命保険協会は、お客さまと生命保険会社との間の紛争につき、裁判ではなく、中立・公正な立場で柔軟な解決を図ります。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、お客さまからの生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。

「生命保険相談所」が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡して解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても保険契約者等と生命保険会社との間で問題が解決しない場合、保険契約者等から「生命保険相談所」内の「裁定審査会」に裁判外指定紛争解決手続を申し立てることができます。

詳しくは（一社）生命保険協会「生命保険相談所」のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

サイバーセンター[®]
Cyber Center

サイバーセンターは、ブルデンシャル生命のご契約者さま向けインターネット・サービスです。

ご契約内容の照会や各種お手続き、ご連絡内容をウェブサイト上で確認できます。

例えば…

- 保障内容を確認したいとき
- 引越ししたとき
- 控除証明書をなくしてしまったとき
- 急な出費で資金が必要なとき

ご利用登録の流れ ~カンタン3ステップでご利用開始~

STEP
1

利用申請
お手元に証券番号を
ご用意ください

STEP
2

登録手続き
ご案内メール

STEP
3

会員登録

※メールの受信まで5分～10分程度、
お時間をいただく場合がございます。

利用申請は…



スマートフォン・
タブレットの方はこちら



ブルデンシャル生命のホームページ

<http://www.prudential.co.jp/contractor/cybercenter/>
(「ご契約者の皆さま」-「サイバーセンターについて」-「新規登録」)

手続きのための必要書類一覧

項目		死亡保険金 特約家族年金 災害死亡保険金	高度障害保険金 特約高度障害年金 特約高度障害療養加算 年金 災害高度障害保険金	就労不能障害年金 特定障害年金 就労障害サポート年金 就労不能障害一時金
請求書		●	●	●
保険証券		○	○	○
印鑑証明書	受取人	○	○	○
住民票	被保険者	○	○	○
戸籍謄（抄）本	被保険者	○	○	
	受取人	○	○	○
登記事項証明書	受取人	○	○	○
医師の診断書		●	●	●
国民年金法または被用者年金制度に基づき障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金の支給要件に認定されたことを証する書類				○
事故状況の報告書等		○ 災害のみ	○ 災害のみ	○ 災害のみ

- 注 1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求める事、または提出書類の一部省略を認めることができます。
 3. 受取人が法人の場合は、戸籍謄（抄）本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
 4. 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

項目		災害入院一時金 疾病入院一時金 災害継続入院給付金 疾病継続入院給付金 三大疾病継続入院給付金 がん入院給付金 先進医療給付金	入院中手術給付金 外来手術給付金 放射線治療給付金 がん手術給付金	保険料払込免除
請求書		●	●	●
保険証券				○
印鑑証明書	受取人	○	○	
住民票	保険契約者			○
	被保険者	○	○	○
戸籍謄（抄）本	受取人	○	○	
登記事項証明書	受取人	○	○	
入院（手術）証明書		●	●	
医師の診断書		●	●	●
事故状況の報告書等		○ 災害のみ	○ 災害のみ	○ 災害のみ

- 注1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求める事、または提出書類の一部省略を認めることができます。
 3. 受取人が法人の場合は、戸籍謄（抄）本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
 4. 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

項目	解約返戻金 契約者貸付	復活	契約内容の変更
請求書	●	● 請求書兼告知書	●
保険証券	○	○	○
印鑑証明書	保険契約者 ○		○

項目	保険種類の変換	保険契約者の変更	保険金受取人 特約家族年金受取人 年金受取人の変更
請求書	●	●	●
保険証券	○	○	○
印鑑証明書	保険契約者 ○	○	○
備考			遺言の場合を除く

■保険金等の支払方法の選択に関する特約・割増年金支払特約の場合

項目	年金 (第1回)	年金 (第2回以降)	死亡一時金
請求書	●	●	●
保険証券	○		
年金証書		○	○
印鑑証明書	受取人 ○	○	○
住民票	受取人		○
戸籍謄(抄)本	受取人 ○	○	○
登記事項証明書	受取人 ○	○	○
医師の診断書			●

- 注1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- 会社は、上記以外の書類の提出を求める事、または提出書類の一部省略を認めることができます。
 - 受取人が法人の場合は、戸籍謄(抄)本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
 - 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

■リビング・ニーズ特約の場合

項目		リビング・ニーズ特約による保険金
請求書		●
保険証券		○
印鑑証明書	受取人	○
戸籍謄（抄）本	被保険者	○
	受取人	○
登記事項証明書	受取人	○
医師の診断書		●
事故状況の報告書等		○ 災害のみ

- 注 1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- 会社は、上記以外の書類の提出を求めることが、または提出書類の一部省略を認めることができます。
 - 医師による余命6か月以内の意見は、医師の診断書に記載していただきます。
 - 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

■指定代理請求特約による代理請求の場合

- 指定代理請求人により保険金等の請求を行う場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
指定代理請求人による保険金等の請求	○指定代理請求人の戸籍謄（抄）本 ○指定代理請求人にかかる登記事項証明書 ○指定代理請求人の印鑑証明書 ○指定代理請求人の住民票

- 指定代理請求人を変更指定または指定の撤回のお手続きには以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
指定代理請求人の変更指定 または指定の撤回	●会社所定の請求書 ○保険契約者の印鑑証明書 ○保険証券 ○指定代理請求人の住民票（変更指定時のみ）

- 注 1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- 会社は、上記以外の書類の提出を求めることが、または提出書類の一部省略を認めることができます。
 - 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

■遺言による受取人の変更の場合

- ・遺言による受取人の変更の場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
遺言による受取人の変更	<ul style="list-style-type: none">●会社所定の請求書○被保険者の同意を証する書類○遺言書○保険契約者の相続人であることを証する書類○保険証券

- 注1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求めることが、または提出書類の一部省略を認めることができます。

■受取人による保険契約または特約の継続の場合

- ・受取人による保険契約または特約の継続の場合は、以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
受取人による保険契約 または特約の継続	<ul style="list-style-type: none">●会社所定の請求書○契約者の同意を証する書類○保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類○債権者等に金銭を支払ったことを証する書類

- 注1. ●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求めることが、または提出書類の一部省略を認めることができます。

約款

平準定期保険普通保険約款

目次

この保険の趣旨

1 責任開始期

第1条 責任開始期

2 保険金の支払

第2条 保険金の支払

第3条 生死不明その他の場合の取扱

第4条 戦争その他の変乱

第5条 保険金の請求、支払の手続

3 保険料の払込免除

第6条 保険料の払込免除

第7条 保険料の払込を免除しない場合

4 保険料の払込

第8条 保険料の払込

第9条 保険料の払込方法〈経路〉

第10条 保険料の前納

5 猶予期間および保険契約の失効

第11条 猶予期間および保険契約の失効

第12条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

6 保険料の自動振替貸付

第13条 保険料の自動振替貸付

第14条 自動振替貸付の取消

7 保険契約の復活

第15条 保険契約の復活

8 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第16条 解約

第17条 解約返戻金

第18条 保険金の受取人による保険契約の存続

9 他の個人保険への変換

第19条 他の個人保険への変換

10 契約内容の変更

第20条 保険期間の変更

第21条 保険金額の減額

第22条 払済保険への変更

第23条 原保険契約への復旧

11 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第24条 詐欺による取消

第25条 不法取得目的による無効

12 告知義務および告知義務違反による解除

第26条 告知義務

第27条 告知義務違反による解除

第28条 告知義務違反による解除ができない場合

13 重大事由による解除

第29条 重大事由による解除

14 保険契約の自動更新

第30条 保険契約の自動更新

15 契約者貸付

第31条 契約者貸付

16 保険金の受取人

第32条 保険金の分割割合

第33条 受取人の代表者

第34条 会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始

第35条 遺言による保険金受取人の変更

17 保険契約者

第36条 保険契約者の代表者

第37条 保険契約者の変更

第38条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

18 被保険者の業務変更等

第39条 被保険者の業務変更等

19 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第40条 契約年齢の計算

第41条 契約年齢および性別の誤りの処理

20 契約者配当

第42条 契約者配当

21 時効

第43条 時効

22 管轄裁判所

第44条 管轄裁判所

23 保険料一時払の契約に関する特則

第45条 保険料一時払の契約に関する特則

24 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

第46条 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

第47条 他の個人保険への変換により締結された契約に付加された特約に関する特則

25 契約内容の登録

第48条 契約内容の登録

平準定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときに、一定額の保険金支払を保障するものです。

契約者は、所定の期間内であれば、いつでも、この保険の一部または全部を他の個人保険に変換することができます。

1 責任開始期

第1条（責任開始期）

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回の保険料を受け取った場合

……………第1回保険料を受け取った時

(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合

……………第1回保険料相当額を受け取った時、ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

2 前項により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。

3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。

4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名

(4) 保険金の受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5) 保険期間

(6) 死亡保険金額

(7) 保険料およびその支払方法

(8) 契約日

(9) 保険証券の作成年月日

(10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

5 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額（以下、本項において「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第1回保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。

(1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

……………金融機関等の口座から第1回保険料等が振り替えられた日に第1回保険料等を受け取ったものとします。

(2) クレジットカードにより払い込む方法

……………クレジットカードが有効であり、かつ第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認し、クレジットカードによる第1回保険料等の払込を会社が承諾した時に第1回保険料等を受け取ったものとします。

(3) 会社の指定した金融機関等のキャッシュカード（以下、本号において「カード」といいます。）を、会社所定の端末機（以下、本号において「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより保険料を払い込む方法（以下、本号において「デビットカード取引」といいます。）

……………端末機に口座引落確認を表す電文が表示され、デビットカード取引による第1回保険料等の払込を会社が承諾した時に第1回保険料等を受け取ったものとします。

2 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中に高度障害状態(別表1)になったとき(この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。)	死亡保険金額と同額	被保険者

2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。)の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態(別表1)になつたとき

第3条(生死不明その他の場合の取扱)

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
- 会社が、被保険者の高度障害状態(別表1)を認めて、高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとします。
- 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態(別表1)になつたものとして、高度障害保険金を支払います。
- 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金(前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金)を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 前条第1項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
 - 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかつたことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金を支払います。ただし、

その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第5条（保険金の請求、支払の手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときに、会社所定の取扱条件を満たす場合には、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき、前項に定める提出書類の一部または全部を省略して請求することができます。
- 4 保険金は、書類到着日（請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、本条において同じとします。）の翌日からその日を含めて計算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算して25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または高度障害状態（別表1）に該当する事実の有無
(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第29条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 7 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- 9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

3 保険料の払込免除

第6条（保険料の払込免除）

- 1 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第19条（他の個人保険への変換）、第20条（保険期間の変更）、第21条（保険金額の減額）、第22条（払済保険への変更）および第23条（原保険契約への復旧）の規定は適用しません。
- 4 保険契約者または被保険者は、保険料の払込の免除事由が発生したことを知ったときには、直ちに会社に通知してください。
- 5 保険契約者は、保険料の払込の免除事由が発生したときには、すみやかに会社所定の書類（別表4）を、会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 6 第3条（生死不明その他の場合の取扱）第7項および前条第4項から第9項までの規定は、本条の場合に準用します。

第7条（保険料の払込を免除しない場合）

- 1 被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき

4 保険料の払込

第8条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回第9条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める方法にしたがって、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払い込んでください。
- 2 前項の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、つぎのとおりとします。
 - (1) 月払契約の場合

……………月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合

……………年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 3 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
- 4 年払契約または半年払契約の場合、保険契約が消滅したとき（ただし、保険金を支払い消滅したときを除きます。）または保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、会社の定める計算方法により計算した金額を保険契約者に払い戻すことがあります。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 7 前項の場合、未払込保険料については、第11条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定を準用します。
- 8 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項の保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。
- 9 保険契約者が前項の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

第9条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約、特別団体取扱契約、集団取扱契約または特別集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- 2 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法〈経路〉が会社の定める取扱範囲をこえたときまたは会社の定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条（保険料の前納）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引きます。
- 2 前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 3 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を、保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

5 猶予期間および保険契約の失効

第11条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
.....払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
.....払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- 2 猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を、保険金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

6 保険料の自動振替貸付

第13条（保険料の自動振替貸付）

- 1 保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、猶予期間満了日における解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）をこえない間は、保険契約者の申し出がなくても、会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱をしません。
- 2 前項の貸付は、猶予期間満了日に貸し付けたものとし、貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付の元利金を返済することができます。
- 4 保険契約が消滅したとき、保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払うべき金額から、払済保険へ変更するときまたは他の個人保険へ変換するときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金を差し引きます。
- 5 本条の貸付の元利金（契約者貸付があるときはその元利金を合算します。以下、本条において同じとします。）が、解約返戻金額をこえるときは、会社は、事前にその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の定める金額を払い込むことを要します。
- 6 前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえるに至ったときから効力を失います。

第14条（自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約または払済保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとしてその請求による取扱をします。

7 保険契約の復活

第15条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することはできません。
- 2 保険契約者が、本条の復活を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した期日までに、延滞保険料と、これに対する年6%以下の利率で計算した利息を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。なお、第13条（保険料の自動振替貸付）または第31条（契約者貸付）の規定によって効力を失った保険契約を復活させる場合には、別に貸付元利金の全部を払い込んでください。
- 4 第1条（責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第1条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
- 5 本条の規定により保険契約を復活した場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

8 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第16条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

第17条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。
- 2 会社は、保険証券を交付する際に、経過年数に応じて計算した解約返戻金額を保険契約者に通知します。
- 3 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金の請求、支払の手続）第4項の規定を準用します。

第18条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の

解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

9 他の個人保険への変換

第19条（他の個人保険への変換）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、被保険者選択を受けることなく、この保険契約の一部または全部を、会社の定める一定種類の他の個人保険に変換することができます。
- 2 前項の規定により変換する、他の個人保険の死亡保険金額（変額保険（終身型）および変額保険（有期型）にあっては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険およびユーロ建年金支払型特殊養老保険にあっては基本死亡保険金額、積立利率変動型終身保険にあっては保険金額。以下、本条において同じとします。）の限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) この保険契約と変換後の保険契約の取扱通貨が同じ場合
被変換部分の死亡保険金額から第4項の規定により支払われるべき解約返戻金の額（ただし、第13条（保険料の自動振替貸付）第4項および第31条（契約者貸付）第6項の規定によらない金額とします。）を差し引いた金額
 - (2) この保険契約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合
前号の金額を、変換を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額
- 3 第1項の規定により変換する他の個人保険が保険料一時払の契約の場合は、前項の規定にかかわらず、変換後の保険契約の死亡保険金額から一時払保険料を差し引いた金額が、前項各号の金額を超えないものとします。
- 4 第1項の変換が行われた場合は、この保険契約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取り扱います。
- 5 変換後の保険契約には、変換後の保険契約の普通保険約款が適用されます。
- 6 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

10 契約内容の変更

第20条（保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める取扱範囲内で、保険契約の保険期間を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める計算方法により計算した金額を授受し、次回以後の保険料を更正します。
- 4 本条の変更をする場合、第26条（告知義務）、第27条（告知義務違反による解除）および第28条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定を準用します。
- 5 本条の変更をした後に、前項の規定により第27条（告知義務違反による解除）の規定を準用するときは、本条の変更をしなかったものとして取り扱います。この場合、第3項に規定する金額および保険料の過不足を授受します。

第21条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 保険金額の減額部分は、解約したものとして取り扱います。
- 3 保険契約者が本条の減額を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

第22条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、有効に継続している保険契約について、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して払済保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）を充当して新たに定めます。
- 4 前項の場合、変更後の保険金額が会社の定める保険金額に満たないときは、払済保険への変更は取り扱いません。
- 5 保険契約者は、払済保険に変更後であっても、解約返戻金がある場合には、契約者貸付を受けることができます。

第23条（原保険契約への復旧）

- 1 保険契約者は、保険金額を減額した日または払済保険に変更した日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 2 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、つぎの各号の金額の合計を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
 - (1) 未払込保険料とそれに対する年6%以下の利率で計算した利息
 - (2) 保険金額の減額または払済保険への変更時に保険契約者に支払われた金額（貸付金の返済にあてられた解約返戻金を含みます。）
- 4 本条の復旧をしたときは、保険契約者に通知します。
- 5 第1条（責任開始期）の規定は本条によって増額された部分に準用します。この場合、第1条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復旧日」と読み替えます。

11 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第24条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を取り消す（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第25条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約を無効（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

12 告知義務および告知義務違反による解除

第26条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された告知画面。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第27条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧による保険金額の増額部分）を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることがあります。
- 3 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかつたことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。

4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第28条（告知義務違反による解除ができない場合）

1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。

(1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき

(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第26条（告知義務）の規定による告知を妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第26条（告知義務）の規定による告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき

(5) 保険契約が、責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。以下、本号において同じとします。）からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。

2 前項第2号および第3号については、保険契約者または被保険者が、第26条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項に対して、保険媒介者の行為がなかったとしても、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

13 重大事由による解除

第29条（重大事由による解除）

1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない第1号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合

(6) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、す

でに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めるすることができます。

- 3 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

14 保険契約の自動更新

第30条（保険契約の自動更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、自動的に更新され継続するものとします。ただし、つぎの場合には、更新できません。
 - (1) 更新前の保険契約が第22条（払済保険への変更）の規定により払済保険へ変更されている場合
 - (2) 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合
 - (3) 更新前の保険契約の保険料払込期間が保険期間よりも短い場合
- 2 更新するこの保険契約の保険期間は、更新前のこの保険契約の保険期間と同一とします。ただし、会社の定める方法により、保険期間を変更して更新されることがあります。また、更新前のこの保険契約の保険期間と同一とする前項第2号に規定する限度をこえることとなる場合には、その限度までこの保険契約の保険期間を短縮して更新します。
- 3 更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 4 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日（契約応当日）の属する月の末日までに、会社に、払い込んでください。この場合、第11条（猶予期間および保険契約の失効）第1項および第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
- 5 猶予期間中に前項の保険料の払込がないと保険契約は更新されないで、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 6 更新した保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 7 更新した保険契約において、第2条（保険金の支払）、第6条（保険料の払込免除）、第26条（告知義務）、第27条（告知義務違反による解除）および第28条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定を適用するときは、更新前のこの保険の保険期間と更新後のこの保険の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 8 本条の規定により保険契約が更新された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

15 契約者貸付

第31条（契約者貸付）

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれか小さい金額（保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金が、会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。
 - (1) 貸付時の解約返戻金の9割
 - (2) 貸付時の3年経過時の解約返戻金の8割
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 3 本条の貸付の元利金（保険料の自動振替貸付があるときはその元利金を合算します。以下、本条において同じとします。）が、解約返戻金額をこえるときは、会社は、事前にその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社所定の金額を払い込むことを要します。
- 4 前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえるに至ったときから効力を失います。
- 5 保険契約者は、保険期間中いつでも、本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
- 6 保険契約が消滅したとき、保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払うべき金額から、払済保険への変更をするときまたは他の個人保険へ変換するときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金を差し引きます。
- 7 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

16 保険金の受取人

第32条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等の割合として取り扱います。

第33条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対しても効力を生じます。

第34条（会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 3 前項の高度障害保険金の受取人について、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人の場合には、前項および第2条（保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、被保険者の代わりに、高度障害保険金の受取人を、保険契約者に変更することができます。ただし、本項の規定による高度障害保険金の受取人の変更を行った保険契約者が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、その受取割合と同じ割合において、高度障害保険金の受取人が、保険契約者に変更されたものとします。
- 4 この保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、前項の規定による高度障害保険金の受取人の変更とともに、リビング・ニーズ特約の保険金の受取人も、保険契約者に変更されるものとします。この場合、リビング・ニーズ特約の保険金の受取人について、前項ただし書きが準用されるものとします。
- 5 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 6 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 7 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 8 第1項または第3項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 9 第1項または第3項の規定により保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 10 第1項または第3項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 11 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 12 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第35条（遺言による保険金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項および第5項から第9項の規定を準用します。

17 保険契約者

第36条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帶とします。

第37条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上的一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第38条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 4 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

18 被保険者の業務変更等

第39条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

19 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第40条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第41条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された申込画面。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、会社の定める取扱範囲内で、契約内容を変更して取り扱う 경우에는、次号の規定を適用します。
 - (2) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲内であったときは、会社の定める取扱方法で契約内容を更正し、すでに払い込まれた保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由が発生しているときは、保険料の過不足を支払金額と精算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由の発生しているときは過不足を支払金額と精算します。

20 契約者配当

第42条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

21 時効

第 43 条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から 3 年間請求がないときは、消滅します。

22 管轄裁判所

第 44 条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄の支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23 保険料一時払の契約に関する特則

第 45 条（保険料一時払の契約に関する特則）

- 1 保険料一時払の契約については、第 6 条（保険料の払込免除）、第 7 条（保険料の払込を免除しない場合）、第 8 条（保険料の払込）、第 9 条（保険料の払込方法〈経路〉）、第 10 条（保険料の前納）、第 11 条（猶予期間および保険契約の失効）、第 12 条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）、第 13 条（保険料の自動振替貸付）、第 14 条（自動振替貸付の取消）、第 20 条（保険期間の変更）、第 22 条（払済保険への変更）および第 30 条（保険契約の自動更新）の規定は適用しません。
- 2 保険料一時払の契約については、第 1 条（責任開始期）の規定中、「第 1 回保険料」は「一時払保険料」と読み替えます。

24 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

第 46 条（他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則）

- 1 この保険契約が他の個人保険への変換により締結された場合には、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 第 2 条（保険金の支払）第 2 項の規定にかかわらず、自殺により被保険者が死亡したことは、この保険契約の死亡保険金の免責事由に当たらないものとします。
 - (2) 第 2 条（保険金の支払）第 1 項の規定にかかわらず、被保険者が、この保険契約に変換された保険契約または特約（その一部が変換された場合にはその変換された部分を指すものとし、以下、「被変換契約」といいます。）の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、かつこの保険契約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約の保険期間満了前に、高度障害状態（別表 1）になったとき（この場合、被変換契約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に被変換契約の責任開始期以後の傷害または疾病（すでに生じていた障害状態の原因となつた傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）は、この保険契約の高度障害保険金の支払事由に該当するものとします。ただし、被変換契約（この保険契約の保険期間満了日が被変換契約の保険期間満了日よりも早く到来した場合は、この保険契約。以下、本号において同じとします。）の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、この保険契約の高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態になったものとして、この保険契約の高度障害保険金を支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が、前項に定めるところにより死亡または高度障害状態（別表 1）に該当する前に、この保険契約の復活または復旧が行われていた場合には、前項の規定は適用されないものとします。

第 47 条（他の個人保険への変換により締結された契約に付加された特約に関する特則）

- 1 この保険契約が、他の個人保険への変換により締結された場合（この保険契約に変換された保険契約の全部を被変換契約とした場合に限ります。）において、その締結時にこの保険契約に付加された特約（以下、「変換時付加特約」といいます。）については、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の特約死亡保険金（家族収入特約については、特約家族年金の現価）のうち、被変換契約に付加されており、かつ被変換契約のこの保険契約の締結のための変換に伴って消滅した特約（以下、「被変換契約付加特約」といいます。）の変換日における特約死亡保険金額をこえない部分については、自殺により被保険者（本条において、変換時付加特約の被保険者を指すものとします。）が死亡したことは、変換時

付加特約の特約死亡保険金（家族収入特約については、特約家族年金。以下、同じとします。）の免責事由に当たらないものとします。

- (2) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の災害死亡保険金のうち、被変換契約付加特約の変換日における災害死亡保険金額をこえない部分については、つぎのいずれかを直接の原因として、かつ変換時付加特約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約付加特約の特約保険期間満了前に、被保険者が死亡したときは、変換時付加特約の災害死亡保険金の支払事由に該当するものとします。
- ア. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。）
- イ. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表10）
- (3) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の特約高度障害保険金（家族収入特約については、特約高度障害年金の現価）のうち、被変換契約付加特約の変換日における特約高度障害保険金額（家族収入特約については、特約高度障害年金額の現価）をこえない部分については、被保険者が、被変換契約付加特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、かつ変換時付加特約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約の保険期間満了前に、高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、被変換契約付加特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に被変換契約付加特約の責任開始期以後の傷害または疾病（すでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）は、変換時付加特約の高度障害保険金（家族収入特約については、特約高度障害年金。以下、同じとします。）の支払事由に該当するものとします。ただし、被変換契約付加特約（変換時付加特約の特約保険期間満了日が被変換契約付加特約の特約保険期間満了日よりも早く到来した場合は、変換時付加特約。以下、本号において同じとします。）の特約保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことが明らかでないために、変換時付加特約の特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約付加特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約付加特約の特約保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態になったものとして、変換時付加特約の特約高度障害保険金を支払います。
- (4) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の災害高度障害保険金または傷害特約条項、配偶者傷害特約条項もしくは子供傷害特約条項（以下、「傷害特約等」といいます。）の災害死亡保険金・障害給付金の支払に関する規定に定めるところによりかつ傷害特約条項等附則1の第1級の身体障害状態（以下、「第1級身体障害状態」といいます。）に該当したことによる障害給付金（以下、「第1級障害給付金」といいます。）のうち、被変換契約付加特約の変換日における災害高度障害保険金額または第1級障害給付金額をこえない部分については、つぎのいずれかを直接の原因として、かつ変換時付加特約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約付加特約の特約保険期間満了前に、被保険者が高度障害状態（別表1）または第1級身体障害状態（以下、「高度障害状態等」といいます。）に該当したとき（この場合、被変換契約付加特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に被変換契約付加特約の責任開始期以後の傷害または疾病（すでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態等に該当したときを含みます。）は、変換時付加特約の災害高度障害保険金または第1級障害給付金（以下、「災害高度障害保険金等」といいます。）の支払事由に該当するものとします。ただし、被変換契約付加特約（変換時付加特約の特約保険期間満了日が被変換契約付加特約の特約保険期間満了日よりも早く到来した場合は、変換時付加特約。以下、本号において同じとします。）の特約保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことが明らかでないために、変換時付加特約の災害高度障害保険金等の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約付加特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約付加特約の特約保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態等になったものとして、変換時付加特約の災害高度障害保険金等を支払います。
- ア. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に高度障害状態等に該当した場合に限ります。）
- イ. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表10）。ただし、第1級障害給付金については、本イ. の適用はありません。
- (5) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の特約死亡保険金、災害死亡保険金、特約高度障害保険金または災害高度障害保険金等のうち、変換時付加特約に対応する被変換契約付加特約の対応する保険金額または給付金額をこえない部分については、変換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により解除されることはないものとします。ただし、被変換契約付加特約が、被変換契約の保険契約者または被保険者の告知義務違反により解除されるべきときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定にかかわらず、被変換契約付加特約が遞減定期保険特約、家族収入特約、遞増定期保険特約、新遞増定期保険特約または無解約返戻金型遞減定期保険特約である場合には、前項の規定により支払われる金額および前項第5

号本文に定める解除されることのない部分は、被変換契約付加特約が消滅することなく有効に継続していたとして支払われるべき金額を限度とします。

- 3 各特約条項の規定にかかわらず、前2項の規定により、変換時付加特約の特約死亡保険金、災害死亡保険金、特約高度障害保険金または災害高度障害保険金等（以下、「変換時付加特約の保険金等」といいます。）の一部が支払われた場合には、変換時付加特約は消滅するものとし、変換時付加特約の保険金等の支払われなかった部分に対応する責任準備金を支払います。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第1項に定めるところにより被保険者が死亡もしくは高度障害状態等に該当する前に、または変換時付加特約が告知義務違反により解除されるべきものとされる前に、変換時付加特約の復活または復旧が行われていた場合には、前項の規定は適用されないものとします。

25 契約内容の登録

第48条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときはまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とできるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

低解約返戻金型平準定期保険普通保険約款

目次

この保険の趣旨

1 契約内容の指定

第1条 契約内容の指定

2 責任開始期

第2条 責任開始期

3 保険金の支払

第3条 保険金の支払

第4条 生死不明その他の場合の取扱

第5条 戦争その他の変乱

第6条 保険金の請求、支払の手続

4 保険料の払込免除

第7条 保険料の払込免除

第8条 保険料の払込を免除しない場合

5 保険料の払込

第9条 保険料の払込

第10条 保険料の払込方法〈経路〉

第11条 保険料の前納

6 猶予期間および保険契約の失効

第12条 猶予期間および保険契約の失効

第13条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

7 保険料の自動振替貸付

第14条 保険料の自動振替貸付

第15条 自動振替貸付の取消

8 保険契約の復活

第16条 保険契約の復活

9 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第17条 解約

第18条 解約返戻金

第19条 保険金の受取人による保険契約の存続

10 他の個人保険への変換

第20条 他の個人保険への変換

11 契約内容の変更

第21条 保険金額の減額

第22条 払済保険への変更

第23条 原保険契約への復旧

12 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第24条 詐欺による取消

第25条 不法取得目的による無効

13 告知義務および告知義務違反による解除

第26条 告知義務

第27条 告知義務違反による解除

第28条 告知義務違反による解除ができない場合

14 重大事由による解除

第29条 重大事由による解除

15 保険契約の自動更新

第30条 保険契約の自動更新

16 契約者貸付

第31条 契約者貸付

17 保険金の受取人

第32条 保険金の分割割合

第33条 受取人の代表者

第34条 会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始

第35条 遺言による保険金受取人の変更

18 保険契約者

第36条 保険契約者の代表者

第37条 保険契約者の変更

第38条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

19 被保険者の業務変更等

第 39 条 被保険者の業務変更等

20 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第 40 条 契約年齢の計算

第 41 条 契約年齢および性別の誤りの処理

21 契約者配当

第 42 条 契約者配当

22 時効

第 43 条 時効

23 管轄裁判所

第 44 条 管轄裁判所

24 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

第 45 条 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

第 46 条 他の個人保険への変換により締結された契約に付加された特約に関する特則

25 契約内容の登録

第 47 条 契約内容の登録

低解約返戻金型平準定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときに、一定額の保険金支払を保障するものです。また、この保険の契約後の一定期間中、解約返戻金の水準を一定の割合で低く設定し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保障を継続することを支援するものです。

保険契約者は、所定の期間内であれば、いつでも、この保険の一部または全部を他の個人保険に変換することができます。

1 契約内容の指定

第1条（契約内容の指定）

保険契約者はこの保険契約の締結の際、つぎの各号に定める契約内容について、会社の定める範囲内で、それぞれ指定して下さい。なお、本条で指定した契約内容については、保険期間の途中で変更することはできません。

- (1) 低解約返戻金期間 この保険契約の解約返戻金の水準を低く設定する期間をいい、契約日よりの年数、または被保険者の年齢によります。年齢により指定した場合には、低解約返戻金期間は指定した年齢に達した日の直後に到来する年単位の契約応当日（年単位の契約応当日に指定した年齢に達する場合には、その年単位の契約応当日）の前日までとなります。
- (2) 低解約返戻金割合 低解約返戻金期間における解約返戻金の支払割合をいいます。

2 責任開始期

第2条（責任開始期）

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回の保険料を受け取った場合

……………第1回保険料を受け取った時

- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合

……………第1回保険料相当額を受け取った時、ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

2 前項により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。

3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。

4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。

- (1) 会社名

- (2) 保険契約者の氏名または名称

- (3) 被保険者の氏名

- (4) 保険金の受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

- (5) 保険期間

- (6) 死亡保険金額

- (7) 保険料およびその支払方法

- (8) 契約日

- (9) 保険証券の作成年月日

- (10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

5 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額（以下、本項において「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第1回保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

……………金融機関等の口座から第1回保険料等が振り替えられた日に第1回保険料等を受け取ったものとします。

- (2) クレジットカードにより払い込む方法

……………クレジットカードが有効であり、かつ第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が

確認し、クレジットカードによる第1回保険料等の払込を会社が承諾した時に第1回保険料等を受け取ったものとします。

- (3) 会社の指定した金融機関等のキャッシュカード（以下、本号において「カード」といいます。）を、会社所定の端末機（以下、本号において「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより保険料を払い込む方法（以下、本号において「デビットカード取引」といいます。）
……………端末機に口座引落確認を表す電文が表示され、デビットカード取引による第1回保険料等の払込を会社が承諾した時に第1回保険料等を受け取ったものとします。

3 保険金の支払

第3条（保険金の支払）

- 1 この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中に高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	死亡保険金額と同額	被保険者

- 2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったとき

第4条（生死不明その他の場合の取扱）

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
- 2 会社が、被保険者の高度障害状態（別表1）を認めて、高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとします。
- 3 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表1）になったものとして、高度障害保険金を支払います。
- 5 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

- 6 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 7 前条第1項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
- (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかつたことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはできません。

第6条（保険金の請求、支払の手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときに、会社所定の取扱条件を満たす場合には、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき、前項に定める提出書類の一部または全部を省略して請求することができます。
- 4 保険金は、書類到着日（請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、本条において同じとします。）の翌日からその日を含めて計算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算して25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または高度障害状態（別表1）に該当する事実の有無
(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第29条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60 日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90 日
(4) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90 日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査	60 日

7 前 2 項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。

8 第 4 項から第 6 項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第 4 項から第 6 項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。

9 第 5 項および第 6 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

4 保険料の払込免除

第 7 条（保険料の払込免除）

1 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体障害の状態（別表 3）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。

2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第 20 条（他の個人保険への変換）、第 21 条（保険金額の減額）、第 22 条（払済保険への変更）および第 23 条（原保険契約への復旧）の規定は適用しません。

4 保険契約者または被保険者は、保険料の払込の免除事由が発生したことを知ったときには、直ちに会社に通知してください。

5 保険契約者は、保険料の払込の免除事由が発生したときには、すみやかに会社所定の書類（別表 4）を、会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。

6 第 4 条（生死不明その他の場合の取扱）第 7 項および前条第 4 項から第 9 項までの規定は、本条の場合に準用します。

第 8 条（保険料の払込を免除しない場合）

1 被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第 1 項の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表 3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき

- (2) 戦争その他の変乱によるとき

5 保険料の払込

第9条 (保険料の払込)

- 第2回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回第10条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める方法にしたがって、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払い込んでください。
 - 前項の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、つぎのとおりとします。
 - 月払契約の場合
.....月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）の属する月の初日から末日まで
 - 年払契約または半年払契約の場合
.....年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 3 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
- 4 年払契約または半年払契約の場合、保険契約が消滅したとき（ただし、保険金を支払い消滅したときを除きます。）または保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、会社の定める計算方法により計算した金額を保険契約者に払い戻すことがあります。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 7 前項の場合、未払込保険料については、第12条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定を準用します。
- 8 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項の保険料の払込方法〈回数〉を変更することができます。
- 9 保険契約者が前項の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

第10条 (保険料の払込方法〈経路〉)

- 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法〈経路〉を選択することができます。
 - 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約または特別団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。
- 第1項の規定により選択された保険料の払込方法〈経路〉が会社の定める取扱範囲をこえたときまたは会社の定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第11条 (保険料の前納)

- 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引きます。
- 前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を、保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

6 猶予期間および保険契約の失効

第12条 (猶予期間および保険契約の失効)

- 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合
……………払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- 2 猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第13条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を、保険金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

7 保険料の自動振替貸付

第14条（保険料の自動振替貸付）

- 1 保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、猶予期間満了日における解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）をこえない間は、保険契約者の申し出がなくても、会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱をしません。
- 2 前項の貸付は、猶予期間満了日に貸し付けたものとし、貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付の元利金を返済することができます。
- 4 保険契約が消滅したとき、保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払うべき金額から、払済保険へ変更するときまたは他の個人保険へ変換するときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金を差し引きます。
- 5 本条の貸付の元利金（契約者貸付があるときはその元利金を合算します。以下、本条において同じとします。）が、解約返戻金額をこえる場合には、会社は、払い込むべき保険料の払込があったものとしたとき（本条の規定により、保険料の自動振替貸付が適用された場合を除きます。）に本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえる日（以下、「失効予定日」といいます。）の1か月前までに、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、失効予定日の前日までに、会社の定める金額以上を払い込むことを要します。
- 6 前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえるに至ったときから効力を失います。

第15条（自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約または払済保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとしてその請求による取扱をします。

8 保険契約の復活

第16条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することはできません。
- 2 保険契約者が、本条の復活を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した期日までに、延滞保険料と、これに対する年6%以下の利率で計算した利息を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。なお、第14条（保険料の自動振替貸付）または第31条（契約者貸付）の規定によって効力を失った保険契約を復活させる場合には、別に貸付元利金の全部を払い込んでください。
- 4 第2条（責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第2条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

5 本条の規定により保険契約を復活した場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

9 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第17条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

第18条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（契約内容の指定）第1号の規定により指定した低解約返戻金期間中に保険契約を解約する場合の解約返戻金は、第1条（契約内容の指定）第2号の規定により指定した低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- 3 会社は、保険証券を交付する際に、経過年数に応じて計算した解約返戻金額を保険契約者に通知します。
- 4 低解約返戻金期間満了後でも、つぎのいずれかに該当したときは、低解約返戻金割合を用いて解約返戻金の計算を行うものとします。
 - (1) 低解約返戻金期間が保険料払込期間と同一の場合、低解約返戻金期間満了日までの保険料がすべて払い込まれていないとき
 - (2) 低解約返戻金期間が保険料払込期間と異なる場合、低解約返戻金期間満了日の翌日の属する払込期月の保険料が払い込まれていないとき
- 5 第12条（猶予期間および保険契約の失効）、第14条（保険料の自動振替貸付）、第20条（他の個人保険への変換）、第21条（保険金額の減額）、第22条（払済保険への変更）、第27条（告知義務違反による解除）、第29条（重大事由による解除）および第31条（契約者貸付）に規定する解約返戻金の計算についても、前4項を準用します。
- 6 払済保険へ変更後の保険契約の解約返戻金の計算については、第2項および第4項の規定を適用しません。
- 7 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払の手続）第4項の規定を準用します。

第19条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

10 他の個人保険への変換

第20条（他の個人保険への変換）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、被保険者選択を受けることなく、この保険契約の一部または全部を、会社の定める一定種類の他の個人保険に変換することができます。
- 2 前項の規定により変換する、他の個人保険の死亡保険金額（変額保険（終身型）および変額保険（有期型）にあっては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険およびユーロ建年金支払型特殊養老保険にあっては基本死亡保険金額、積立利率変動型終身保険にあっては保険金額。以下、本条において同じとします。）の限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) この保険契約と変換後の保険契約の取扱通貨が同じ場合

- 被変換部分の死亡保険金額から第4項の規定により支払われるべき解約返戻金の額（ただし、第14条（保険料の自動振替貸付）第4項および第31条（契約者貸付）第6項の規定によらない金額とします。）を差し引いた金額
- (2) この保険契約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合
前号の金額を、変換を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額
- 3 第1項の規定により変換する他の個人保険が保険料一時払の契約の場合は、前項の規定にかかわらず、変換後の保険契約の死亡保険金額から一時払保険料を差し引いた金額が、前項各号の金額を超えないものとします。
- 4 第1項の変換が行われた場合は、この保険契約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取り扱います。
- 5 変換後の保険契約には、変換後の保険契約の普通保険約款が適用されます。
- 6 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

11 契約内容の変更

第21条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 保険金額の減額部分は、解約したものとして取り扱います。
- 3 保険契約者が本条の減額を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

第22条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、有効に継続している保険契約について、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、保険料払込済の定期保険（以下、「払済保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金（保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）を充当して新たに定めます。
- 4 前項の場合、変更後の保険金額が会社の定める保険金額に満たないときは、払済保険への変更は取り扱いません。
- 5 保険契約者は、払済保険に変更後であっても、解約返戻金がある場合には、契約者貸付を受けることができます。

第23条（原保険契約への復旧）

- 1 保険契約者は、保険金額を減額した日または払済保険に変更した日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 2 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、つぎの各号に定める金額を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- (1) 減額からの復旧の場合
ア. 保険金額を減額した日から復旧日までの減額前保険料と減額後保険料の差額累計額およびこれに対する年6%の利率で計算した利息
イ. 減額したときに支払った解約返戻金相当額
ウ. その他会社所定の金額
- (2) 払済保険からの復旧の場合
ア. 払済保険に変更した日から復旧日までの未払込保険料相当額およびこれに対する年6%の利率で計算した利息
イ. その他会社所定の金額
- 4 本条の復旧をしたときは、保険契約者に通知します。
- 5 第2条（責任開始期）の規定は本条によって増額された部分に準用します。この場合、第2条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復旧日」と読み替えます。

12 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第24条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を取り消す（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険

料は払い戻しません。

第25条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約を無効（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

13 告知義務および告知義務違反による解除

第26条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された告知画面。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第27条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧による保険金額の増額部分）を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかつたことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第28条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第26条（告知義務）の規定による告知を妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第26条（告知義務）の規定による告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。以下、本号において同じとします。）からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号については、保険契約者または被保険者が、第26条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項に対して、保険媒介者の行為がなかったとしても、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

14 重大事由による解除

第29条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます

きます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めるることができます。
- 3 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

15 保険契約の自動更新

第30条（保険契約の自動更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、自動的に更新され継続するものとします。ただし、つぎの場合には、更新できません。
 - (1) 更新前の保険契約が第22条（払済保険への変更）の規定により払済保険へ変更されている場合
 - (2) 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合
 - (3) 更新前の保険契約の保険期間と低解約返戻金期間が異なる場合
- 2 更新するこの保険契約の保険期間、低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、更新前のこの保険契約の保険期間、低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一とします。ただし、会社の定める方法により、保険期間、保険料払込期間および低解約返戻金期間を変更して更新することができます。また、更新前のこの保険契約の保険期間と同一とすると前項第2号に規定する限度をこえることとなる場合には、会社の定める取扱範囲内で、その限度までこの保険契約の保険期間、保険料払込期間および低解約返戻金期間を短縮して更新します。
- 3 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了日の2週間前までの保険契約者の申し出により、会社の定める範囲内で、この保険契約の保険期間、保険料払込期間および低解約返戻金期間を変更して更新することができます。
- 4 更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日（契約応当日）の属する月の末日までに、会社に、払い込んでください。

この場合、第12条（猶予期間および保険契約の失効）第1項および第13条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。

- 6 猶予期間中に前項の保険料の払込がないと保険契約は更新されないで、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 7 更新した保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 8 更新した保険契約において、第3条（保険金の支払）、第7条（保険料の払込免除）、第26条（告知義務）、第27条（告知義務違反による解除）および第28条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定を適用するときは、更新前のこの保険の保険期間と更新後のこの保険の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 9 本条の規定により保険契約が更新された場合または会社の定める他の保険契約に変更された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

16 契約者貸付

第31条（契約者貸付）

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれか小さい金額（保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金が、会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。
 - (1) 貸付時の解約返戻金の9割
 - (2) 貸付時の3年経過時の解約返戻金の8割
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 3 本条の貸付の元利金（保険料の自動振替貸付があるときはその元利金を合算します。以下、本条において同じとします。）が、解約返戻金額をこえるときは、会社は、失効予定日の1か月前までに、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、失効予定日の前日までに、会社所定の金額以上を払い込むことを要します。
- 4 前項の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、本条の貸付の元利金が解約返戻金額をこえるに至ったときから効力を失います。
- 5 保険契約者は、保険期間中いつでも、本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
- 6 保険契約が消滅したとき、保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払うべき金額から、払済保険への変更をするときまたは他の個人保険へ変換するときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金を差し引きます。
- 7 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

17 保険金の受取人

第32条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等の割合として取り扱います。

第33条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第34条（会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 3 前項の高度障害保険金の受取人について、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人の場合には、前項および第3条（保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、被保険者の代わりに、高度障害保険金の受取人を、保険契約者に変更することができます。ただし、本項の規定による高度障害保険金の受取人の変更を行った保険契約者が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、その受取割合と同じ割合において、高度障害保険金の受取人が、保険契約者に変更されたものとします。

- 4 この保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、前項の規定による高度障害保険金の受取人の変更とともに、リビング・ニーズ特約の保険金の受取人も、保険契約者に変更されるものとします。この場合、リビング・ニーズ特約の保険金の受取人について、前項ただし書きが準用されるものとします。
- 5 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 6 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 7 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 8 第1項または第3項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 9 第1項または第3項の規定により保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 10 第1項または第3項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 11 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 12 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第35条（遺言による保険金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項および第5項から第9項の規定を準用します。

18 保険契約者

第36条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第37条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第38条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 4 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

19 被保険者の業務変更等

第39条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

20 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第40条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第41条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された申込画面。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、会社の定める取扱範囲内で、契約内容を変更して取り扱うことができる場合には、次号の規定を適用します。
 - (2) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲内であったときは、会社の定める取扱方法で契約内容を更正し、すでに払い込まれた保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由が発生しているときは、保険料の過不足を支払金額と精算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由の発生しているときは過不足を支払金額と精算します。

21 契約者配当

第42条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

22 時効

第43条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

23 管轄裁判所

第44条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄の支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本序とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

第45条（他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則）

- 1 この保険契約が他の個人保険への変換により締結された場合には、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 第3条（保険金の支払）第2項の規定にかかわらず、自殺により被保険者が死亡したことは、この保険契約の死亡保険金の免責事由に当たらないものとします。
 - (2) 第3条（保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この保険契約に変換された保険契約または特約（その一部が変換された場合にはその変換された部分を指すものとし、以下、「被変換契約」といいます。）の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、かつこの保険契約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約の保険期間満了前に、高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、被変換契約の責任開始期前にす

でに生じていた障害状態に被変換契約の責任開始期以後の傷害または疾病（すでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）は、この保険契約の高度障害保険金の支払事由に該当するものとします。ただし、被変換契約（この保険契約の保険期間満了日が被変換契約の保険期間満了日よりも早く到来した場合は、この保険契約。以下、本号において同じとします。）の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、この保険契約の高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態になったものとして、この保険契約の高度障害保険金を支払います。

- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が、前項に定めるところにより死亡または高度障害状態（別表1）に該当する前に、この保険契約の復活または復旧が行われていた場合には、前項の規定は適用されないものとします。

第46条（他の個人保険への変換により締結された契約に付加された特約に関する特則）

- 1 この保険契約が、他の個人保険への変換により締結された場合（この保険契約に変換された保険契約の全部を被変換契約とした場合に限ります。）において、その締結時にこの保険契約に付加された特約（以下、「変換時付加特約」といいます。）については、つぎの各号に定めるところによるものとします。

(1) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の特約死亡保険金（家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約家族年金の現価）のうち、被変換契約に付加されており、かつ被変換契約のこの保険契約の締結のための変換に伴って消滅した特約（以下、「被変換契約付加特約」といいます。）の変換日における特約死亡保険金額をこえない部分については、自殺により被保険者（本条において、変換時付加特約の被保険者を指すものとします。）が死亡したことは、変換時付加特約の特約死亡保険金（家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約家族年金。以下、同じとします。）の免責事由に当たらないものとします。

(2) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の災害死亡保険金のうち、被変換契約付加特約の変換日における災害死亡保険金額をこえない部分については、つぎのいずれかを直接の原因として、かつ変換時付加特約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約付加特約の特約保険期間満了前に、被保険者が死亡したときは、変換時付加特約の災害死亡保険金の支払事由に該当するものとします。

ア. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。）

イ. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表10）

(3) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の特約高度障害保険金（家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約高度障害年金の現価）のうち、被変換契約付加特約の変換日における特約高度障害保険金額（家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約高度障害年金額の現価）をこえない部分については、被保険者が、被変換契約付加特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、かつ変換時付加特約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約の保険期間満了前に、高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、被変換契約付加特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に被変換契約付加特約の責任開始期以後の傷害または疾病（すでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）は、変換時付加特約の高度障害保険金（家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約高度障害年金。以下、同じとします。）の支払事由に該当するものとします。ただし、被変換契約付加特約（変換時付加特約の特約保険期間満了日が被変換契約付加特約の特約保険期間満了日よりも早く到来した場合は、変換時付加特約。以下、本号において同じとします。）の特約保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、変換時付加特約の特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約付加特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約付加特約の特約保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態になったものとして、変換時付加特約の特約高度障害保険金を支払います。

(4) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の災害高度障害保険金または傷害特約条項、配偶者傷害特約条項もしくは子供傷害特約条項（以下、「傷害特約等」といいます。）の災害死亡保険金・障害給付金の支払に関する規定に定めるところによりかつ傷害特約条項等附則1の第1級の身体障害状態（以下、「第1級身体障害状態」といいます。）に該当したことによる障害給付金（以下、「第1級障害給付金」といいます。）のうち、被変換契約付加特約の変換日における災害高度障害保険金額または第1級障害給付金額をこえない部分については、つぎのいずれかを直接の原因として、かつ変換時付加特約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約付加特約の特約保険期間

満了前に、被保険者が高度障害状態（別表1）または第1級身体障害状態（以下、「高度障害状態等」といいます。）に該当したとき（この場合、被変換契約付加特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に被変換契約付加特約の責任開始期以後の傷害または疾病（すでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態等に該当したときを含みます。）は、変換時付加特約の災害高度障害保険金または第1級障害給付金（以下、「災害高度障害保険金等」といいます。）の支払事由に該当するものとします。ただし、被変換契約付加特約（変換時付加特約の特約保険期間満了日が被変換契約付加特約の特約保険期間満了日よりも早く到来した場合は、変換時付加特約。以下、本号において同じとします。）の特約保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、変換時付加特約の災害高度障害保険金等の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約付加特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約付加特約の特約保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態等になったものとして、変換時付加特約の災害高度障害保険金等を支払います。

ア. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に高度障害状態等に該当した場合に限ります。）

イ. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表10）。ただし、第1級障害給付金については、本イ. の適用はありません。

（5）各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の特約死亡保険金、災害死亡保険金、特約高度障害保険金または災害高度障害保険金等のうち、変換時付加特約に対応する被変換契約付加特約の対応する保険金額または給付金額をこえない部分については、変換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により解除されることはないとします。ただし、被変換契約付加特約が、被変換契約の保険契約者または被保険者の告知義務違反により解除されるべきときは、この限りではありません。

2 前項の規定にかかわらず、被変換契約付加特約が通減定期保険特約、家族収入特約、新通増定期保険特約、無解約返戻金型通減定期保険特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）である場合には、前項の規定により支払われる金額および前項第5号本文に定める解除されることのない部分は、被変換契約付加特約が消滅することなく有効に継続していたとして支払われるべき金額を限度とします。

3 各特約条項の規定にかかわらず、前2項の規定により、変換時付加特約の特約死亡保険金、災害死亡保険金、特約高度障害保険金または災害高度障害保険金等（以下、「変換時付加特約の保険金等」といいます。）の一部が支払われた場合には、変換時付加特約は消滅するものとし、変換時付加特約の保険金等の支払われなかった部分に対応する責任準備金を支払います。

4 第1項の規定にかかわらず、第1項に定めるところにより被保険者が死亡もしくは高度障害状態等に該当する前に、または変換時付加特約が告知義務違反により解除されるべきものとされる前に、変換時付加特約の復活または復旧が行われていた場合には、前項の規定は適用されないものとします。

25 契約内容の登録

第47条（契約内容の登録）

1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

（1）保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

（2）死亡保険金の金額

（3）契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。）

（4）当会社名

2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）

の判断の参考とすることができるものとします。

- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいづれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

無解約返戻金型平準定期保険普通保険約款

目次

この保険の趣旨

1 責任開始期

第1条 責任開始期

2 保険金の支払

第2条 保険金の支払

第3条 生死不明その他の場合の取扱

第4条 戦争その他の変乱

第5条 保険金の請求、支払の手続

3 保険料の払込免除

第6条 保険料の払込免除

第7条 保険料の払込を免除しない場合

4 保険料の払込

第8条 保険料の払込

第9条 保険料の払込方法〈経路〉

第10条 保険料の前納

5 猶予期間および保険契約の失効

第11条 猶予期間および保険契約の失効

第12条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

6 保険契約の復活

第13条 保険契約の復活

7 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第14条 解約

第15条 解約返戻金

第16条 保険金の受取人による保険契約の存続

8 他の個人保険への変換

第17条 他の個人保険への変換

9 契約内容の変更

第18条 保険期間の変更

第19条 保険金額の減額

第20条 原保険契約への復旧

10 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第21条 詐欺による取消

第22条 不法取得目的による無効

11 告知義務および告知義務違反による解除

第23条 告知義務

第24条 告知義務違反による解除

第25条 告知義務違反による解除ができない場合

12 重大事由による解除

第26条 重大事由による解除

13 保険契約の自動更新

第27条 保険契約の自動更新

14 保険金の受取人

第28条 保険金の分割割合

第29条 受取人の代表者

第30条 会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始

第31条 遺言による保険金受取人の変更

15 保険契約者

第32条 保険契約者の代表者

第33条 保険契約者の変更

第34条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

16 被保険者の業務変更等

第35条 被保険者の業務変更等

17 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第36条 契約年齢の計算

第37条 契約年齢および性別の誤りの処理

18 契約者配当

第38条 契約者配当

19 時効

第39条 時効

20 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所

21 契約内容の登録

第41条 契約内容の登録

無解約返戻金型平準定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときに、一定額の保険金支払を保障するものです。また、この保険の解約返戻金を0に設定し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保障を継続することを支援するものです。

契約者は、所定の期間内であれば、いつでも、この保険の一部または全部を他の個人保険に変換することができます。

1 責任開始期

第1条（責任開始期）

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回の保険料を受け取った場合

……………第1回保険料を受け取った時

(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合

……………第1回保険料相当額を受け取った時、ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

2 前項により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。

3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。

4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名

(4) 保険金の受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5) 保険期間

(6) 死亡保険金額

(7) 保険料およびその支払方法

(8) 契約日

(9) 保険証券の作成年月日

(10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項

5 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額（以下、本項において「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第1回保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。

(1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

……………金融機関等の口座から第1回保険料等が振り替えられた日に第1回保険料等を受け取ったものとします。

(2) クレジットカードにより払い込む方法

……………クレジットカードが有効であり、かつ第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認し、クレジットカードによる第1回保険料等の払込を会社が承諾した時に第1回保険料等を受け取ったものとします。

(3) 会社の指定した金融機関等のキャッシュカード（以下、本号において「カード」といいます。）を、会社所定の端末機（以下、本号において「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより保険料を払い込む方法（以下、本号において「デビットカード取引」といいます。）

……………端末機に口座引落確認を表す電文が表示され、デビットカード取引による第1回保険料等の払込を会社が承諾した時に第1回保険料等を受け取ったものとします。

2 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および

受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間中に高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	死亡保険金額と同額	被保険者

2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったとき

第3条（生死不明その他の場合の取扱）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときには、死亡保険金を支払います。
- 会社が、被保険者の高度障害状態（別表1）を認めて、高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとします。
- 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことが明らかでないために、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表1）になったものとして、高度障害保険金を支払います。
- 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 前条第1項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
 - 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかつたことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断ま

たは人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはできません。

第5条（保険金の請求、支払の手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときに、会社所定の取扱条件を満たす場合には、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき、前項に定める提出書類の一部または全部を省略して請求することができます。
- 4 保険金は、書類到着日（請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、本条において同じとします。）の翌日からその日を含めて計算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算して25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または高度障害状態（別表1）に該当する事実の有無
(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第26条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査	60 日

- 7 前 2 項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第 4 項から第 6 項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第 4 項から第 6 項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- 9 第 5 項および第 6 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

3 保険料の払込免除

第 6 条（保険料の払込免除）

- 1 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体障害の状態（別表 3）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第 17 条（他の個人保険への変換）、第 18 条（保険期間の変更）、第 19 条（保険金額の減額）および第 20 条（原保険契約への復旧）の規定は適用しません。
- 4 保険契約者または被保険者は、保険料の払込の免除事由が発生したことを知ったときには、直ちに会社に通知してください。
- 5 保険契約者は、保険料の払込の免除事由が発生したときには、すみやかに会社所定の書類（別表 4）を、会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 6 第 3 条（生死不明その他の場合の取扱）第 7 項および前条第 4 項から第 9 項までの規定は、本条の場合に準用します。

第 7 条（保険料の払込を免除しない場合）

- 1 被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第 1 項の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表 3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
- (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき

4 保険料の払込

第 8 条（保険料の払込）

- 1 第 2 回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回第 9 条（保険料の払込方法〈経路〉）第 1 項に定める方法にしたがって、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払い込んでください。
- 2 前項の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、つぎのとおりとします。
- (1) 月払契約の場合

- ……………月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同じとします。）の属する月の初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
……………年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 3 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合は保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
- 4 年払契約または半年払契約の場合、保険契約が消滅したとき（ただし、保険金を支払い消滅したときを除きます。）または保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、会社の定める計算方法により計算した金額を保険契約者に払い戻すことがあります。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 7 前項の場合、未払込保険料については、第11条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定を準用します。
- 8 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
- 9 保険契約者が前項の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

第9条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (3) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約、特別団体取扱契約、集団取扱契約または特別集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- 2 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法（経路）が会社の定める取扱範囲をこえたときまたは会社の定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第10条（保険料の前納）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引きます。
- 2 前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 3 保険契約が消滅した場合は保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を、保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

5 猶予期間および保険契約の失効

第11条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 月払契約の場合
……………払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- 2 猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を、保険金から差し引きます。

- 2 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

6 保険契約の復活

第13条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
- 2 保険契約者が、本条の復活を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した期日までに、延滞保険料と、これに対する年6%以下の利率で計算した利息を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4 第1条（責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第1条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
- 5 本条の規定により保険契約を復活した場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

7 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第14条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

第15条（解約返戻金）

この保険には解約返戻金はありません。

第16条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

8 他の個人保険への変換

第17条（他の個人保険への変換）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、被保険者選択を受けることなく、この保険契約の一部または全部を、会社の定める一定種類の他の個人保険に変換することができます。
- 2 前項の規定により変換する、他の個人保険の死亡保険金額（変額保険（終身型）および変額保険（有期型）にあっては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険およびユーロ建年金支払型特殊養老保険にあっては基本死亡保険金額、積立利率変動型終身保険にあっては保険金額。以下、本条において同じとします。）の限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) この保険契約と変換後の保険契約の取扱通貨が同じ場合
被変換部分の死亡保険金額
 - (2) この保険契約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合

- 前号の金額を、変換を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額
- 3 第1項の規定により変換する他の個人保険が保険料一時払の契約の場合は、前項の規定にかかわらず、変換後の保険契約の死亡保険金額から一時払保険料を差し引いた金額が、前項各号の金額を超えないものとします。
- 4 第1項の変換が行われた場合は、この保険契約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取り扱います。
- 5 変換後の保険契約には、変換後の保険契約の普通保険約款が適用されます。
- 6 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

9 契約内容の変更

第18条（保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める取扱範囲内で、保険契約の保険期間を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める計算方法により計算した金額を授受し、次回以後の保険料を更正します。
- 4 本条の変更をする場合、第23条（告知義務）、第24条（告知義務違反による解除）および第25条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定を準用します。
- 5 本条の変更をした後に、前項の規定により第24条（告知義務違反による解除）の規定を準用するときは、本条の変更をしなかったものとして取り扱います。この場合、第3項に規定する金額および保険料の過不足を授受します。

第19条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 保険金額の減額部分は、解約したものとして取り扱います。
- 3 保険契約者が本条の減額を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

第20条（原保険契約への復旧）

- 1 保険契約者は、保険金額を減額した日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 2 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、未払込保険料とそれに対する年6%以下の利率で計算した利息を、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4 本条の復旧をしたときは、保険契約者に通知します。
- 5 第1条（責任開始期）の規定は本条によって増額された部分に準用します。この場合、第1条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復旧日」と読み替えます。

10 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第21条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約を取り消す（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を取り消す）ことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第22条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約を無効（保険契約を復旧したときは保険金額の増額部分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

11 告知義務および告知義務違反による解除

第23条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、保険金の支払事由または保険料の払

込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された告知画面。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第24条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事實を告げなかつたか、または事實でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧による保険金額の増額部分）を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることがあります。
- 3 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が、保険契約の解除の原因となつた事實によらなかつたことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

第25条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つきのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができます。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事實を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の規定による告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の規定による告知をしないことを勧めたとき、または事實でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事實を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。以下、本号において同じとします。）からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生し、かつ解除の原因となる事實があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号については、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項に対して、保険媒介者の行為がなかつたとしても、事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

12 重大事由による解除

第26条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つきの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つきのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めるることができます。
- 3 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

13 保険契約の自動更新

第27条（保険契約の自動更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、自動的に更新され継続するものとします。ただし、つぎの場合には、更新できません。
 - (1) 更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合
 - (2) 更新時における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合
- 2 更新するこの保険契約の保険期間は、更新前のこの保険契約の保険期間と同一とします。ただし、会社の定める方法により、保険期間を変更して更新されることがあります。また、更新前のこの保険契約の保険期間と同一とする前項第1号または第2号に規定する限度をこえることとなる場合には、その限度までこの保険契約の保険期間を短縮して更新します。
- 3 更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 4 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日（契約応当日）の属する月の末日までに、会社に、払い込んでください。この場合、第11条（猶予期間および保険契約の失効）第1項および第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
- 5 猶予期間中に前項の保険料の払込がないと保険契約は更新されないで、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 6 更新した保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 7 更新した保険契約において、第2条（保険金の支払）、第6条（保険料の払込免除）、第23条（告知義務）、第24条（告知義務違反による解除）および第25条（告知義務違反による解除ができない場合）の規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後のこの保険契約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 8 本条の規定により保険契約が更新された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

14 保険金の受取人

第28条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等の割合として取り扱います。

第29条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してもした行為は、

他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第30条（会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 3 前項の高度障害保険金の受取人について、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人の場合には、前項および第2条（保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、被保険者の代わりに、高度障害保険金の受取人を、保険契約者に変更することができます。ただし、本項の規定による高度障害保険金の受取人の変更を行った保険契約者が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、その受取割合と同じ割合において、高度障害保険金の受取人が、保険契約者に変更されたものとします。
- 4 この保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、前項の規定による高度障害保険金の受取人の変更とともに、リビング・ニーズ特約の保険金の受取人も、保険契約者に変更されるものとします。この場合、リビング・ニーズ特約の保険金の受取人について、前項ただし書きが準用されるものとします。
- 5 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 6 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 7 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 8 第1項または第3項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 9 第1項または第3項の規定により保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 10 第1項または第3項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 11 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐または後見が開始されている場合または任意後見人が選任されている場合も、同じとします。
- 12 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第31条（遺言による保険金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項および第5項から第9項の規定を準用します。

15 保険契約者

第32条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第33条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上的一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第34条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐または後見が開始されている場合または任意後見人が選任されている場合も、同じとします。
- 4 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

16 被保険者の業務変更等

第35条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

17 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第36条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第37条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された申込画面。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、会社の定める取扱範囲内で、契約内容を変更して取り扱うことができる場合には、次号の規定を適用します。
 - (2) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲内であったときは、会社の定める取扱方法で契約内容を更正し、すでに払い込まれた保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由が発生しているときは、保険料の過不足を支払金額と精算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由の発生しているときは過不足を支払金額と精算します。

18 契約者配当

第38条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

19 時効

第39条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

20 管轄裁判所

第40条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄の支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

21 契約内容の登録

第41条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つきの事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 用語の意義
- 第3条 契約内容の指定
- 第4条 特約年金の支払
- 第5条 生死不明その他の場合の取扱
- 第6条 戦争その他の変乱
- 第7条 年金の一時支払
- 第8条 年金の請求、支払の手続
- 第9条 支払証書
- 第10条 特約の保険料の払込免除
- 第11条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第12条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第13条 特約の失効
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の解約
- 第16条 解約返戻金
- 第17条 特約年金の受取人によるこの特約の存続
- 第18条 特約の年金月額の減額
- 第19条 特約の復旧

- 第20条 特約の消滅
- 第21条 告知義務および告知義務違反
- 第22条 後継年金受取人
- 第23条 重大事由による解除
- 第24条 契約者配当
- 第25条 他の個人保険への変換
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 ファミリー保険に付加されている場合の特則
- 第29条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則
- 第30条 連生終身保険に付加されている場合の特則
- 第31条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第32条 契約内容の登録
- 第33条 年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則
- 第34条 積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
- 第35条 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則

解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主契約の保障に加えて保障を厚くするための特約で、この特約の保険期間中に被保険者が死亡し、または高度障害状態になったときに、一定額の年金支払を保障するものです。この特約の保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態になり、生存しているときには、特約高度障害年金に所定の金額を加算した年金を支払います。

また、解約返戻金抑制期間中、解約返戻金の水準を0または一定の割合で低く設定し、それを保険料に反映します。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第2条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「解約返戻金抑制期間」とは、この特約の解約返戻金の水準を0または一定の割合で低く設定する期間をいい、その満了の時期を、契約日からの年数により指定する場合と、被保険者の年齢により指定する場合があります。解約返戻金抑制期間を被保険者の年齢により指定した場合には、指定した年齢に達した日の直後に到来する年単位の契約応当日（年単位の契約応当日に指定した年齢に達する場合には、その年単位の契約応当日）の前日までとなります。
- (2) 「解約返戻金割合」とは、解約返戻金抑制期間における解約返戻金の支払割合をいいます。
- (3) 「年金開始日」とは、被保険者が死亡した日または高度障害状態に該当した日（以下、本条において「高度障害該当日」といいます。）以後最初に到来する月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の月末とします。以下、本条において同じとします。）の前日のことをいい、第1回の年金支払日とします。
- (4) 「加算割合」とは、特約高度障害療養加算年金として支払う額を算出するために年金月額に乗じる会社所定の割合

をいいます。「加算割合」は、この特約の締結時に、保険契約者が会社所定の範囲内で指定し、以後変更することはできません。

- (5) 「最低支払保証期間」とは、特約家族年金または特約高度障害年金の支払に関し、会社所定の範囲内で定める最低の支払期間をいいます。
- (6) 「年金支払日」とは、年金開始日以後の月単位の契約応当日の前日をいいます。
- (7) 「生存判定日」とは、特約高度障害療養加算年金を支払うために、会社が被保険者の生存を判定する日をいい、つぎのいずれかの日とします。
 - ア. 高度障害該当日
 - イ. 高度障害該当日の年単位の応当日（応当日のない場合は、その月の月末とします。）の直後に到来する月単位の契約応当日の前日

第3条（契約内容の指定）

保険契約者はこの特約の締結の際、会社の定める範囲内で、解約返戻金抑制期間および解約返戻金割合を指定してください。なお、本条で指定した契約内容については、この特約の保険期間の途中で変更することはできません。

第4条（特約年金の支払）

- 1 この特約で、支払う年金の種類、年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

年金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約家族年金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき		主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害年金	被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	年金月額	主契約の高度障害保険金の受取人
特約高度障害療養加算年金	被保険者が、特約高度障害年金の支払事由に該当した日以後の、生存判定日に生存しているとき	年金月額 × 加算割合	特約高度障害年金の受取人と同じ

- 2 特約家族年金および特約高度障害年金は、年金開始日以後、この特約の保険期間（ただし、この特約の保険期間満了までの期間が最低支払保証期間に満たない期間内に死亡し、または高度障害状態に該当して年金を支払う場合には、この特約の保険期間は、死亡しました高度障害状態に該当した日からその日を含めて最低支払保証期間を経過した日までとします。）満了日まで毎月、年金支払日に支払います。
- 3 特約高度障害療養加算年金は、特約高度障害療養加算年金が支払われることとなった生存判定日から、つぎの生存判定日またはこの特約の保険期間（ただし、この特約の保険期間満了までの期間が最低支払保証期間に満たない期間内に高度障害状態に該当して特約高度障害年金を支払う場合には、この特約の保険期間は、高度障害状態に該当した日からその日を含めて最低支払保証期間を経過した日までとします。）満了日のうちいずれか早い日が到来するまでの間、毎月、年金支払日に支払います。
- 4 特約家族年金または特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の支払事由が生じた場合、その支払事由が生じた日に、この特約にかかる一切の権利義務が年金の受取人に承継されるものとします。
- 5 この特約において、支払事由に該当しても年金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

年金の種類	免責事由
特約家族年金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下、同じとします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約家族年金受取人の故意による致死
特約高度障害年金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったとき
特約高度障害療養加算年金	

第5条（生死不明その他の場合の取扱）

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、特約家族年金を支払います。
- 2 会社が、被保険者の高度障害状態（別表1）を認めて、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金を支払った場合には、保険契約者は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに高度障害状態になったときは、その払込期月）以降この特約の保険料の払込を要しません。
- 3 特約家族年金または特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金（以下、「特約年金」といいます。）が支払われる場合については、特約年金の支払事由発生時以後、第18条（特約の年金月額の減額）および第25条（他の個人保険への変換）の規定は適用しません。
- 4 特約家族年金の受取人の死亡時以降、特約家族年金の受取人の変更が行われていない間に特約家族年金の支払事由が発生したときは、特約家族年金の受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で特約家族年金の支払事由の発生時に生存している者を特約家族年金の受取人とし、特約家族年金の現価を一時に支払います。この場合、保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。
- 5 前項により特約家族年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 特約家族年金を支払う前に特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の支払請求を受け、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金が支払われるときは、会社は、特約家族年金を支払いません。また、特約家族年金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の請求を受けても、会社は、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金を支払いません。
- 7 前項および前条第1項の規定にかかわらず、特約家族年金を支払った後に、被保険者が死亡した日前に高度障害状態に該当していたことを特約家族年金の受取人が証明したときは、特約家族年金が支払われる前に支払われるべきだった特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の合計額を、特約家族年金とあわせて一時に特約家族年金の受取人に支払うものとします。ただし、特約家族年金が支払われる期間については、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金は支払いません。
- 8 特約家族年金の受取人の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったときは、前項の規定は適用しません。
- 9 この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表1）になったものとして、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金を支払います。
- 10 特約家族年金の受取人が、故意に被保険者を死亡または高度障害状態（別表1）に該当させた場合に、その受取人が、年金の一部の受取人であるときは、その一部を除いた年金の残額を他の特約家族年金の受取人に支払います。
- 11 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって特約家族年金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない年金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払い、この特約は消滅します。ただし、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、特約家族年金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 12 前条第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は特約高度障害年金および特約

高度障害療養加算年金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条（戦争その他の変乱）

- 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約年金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。
- 前項の規定により特約年金を支払わない場合には、会社は、責任準備金を、特約年金の受取人に支払い、この特約は消滅します。

第7条（年金の一時支払）

- 特約家族年金の受取人または特約高度障害年金の受取人は、会社の定める取扱範囲内で、年金支払にかえて将来の特約家族年金または特約高度障害年金の全部または一部の現価を一時に請求することができます。また、特約高度障害療養加算年金の受取人は、支払が確定している特約高度障害療養加算年金の全部の現価を一時に請求することができます。
- 前項の規定により特約家族年金の全部の現価を一時に支払った場合には、この特約は消滅します。
- 第1項の規定により特約高度障害年金の全部の現価を一時に支払った場合には、この特約は継続します。ただし、この場合でも被保険者の死亡により支払われるべき特約高度障害療養加算年金がすべてなくなった場合には、この特約は消滅します。
- 第1項の規定により特約家族年金または特約高度障害年金の一部の現価を一時に支払った場合には、会社の定める計算方法により年金額を減額します。ただし、減額後のこの特約の年金月額が会社の定めるこの特約の年金月額に満たないときは、特約家族年金または特約高度障害年金の一部の現価の支払は取り扱いません。
- 前項の規定により年金額を減額した場合でも、特約高度障害療養加算年金の支払額は減額前のそれと同額とします。

第8条（年金の請求、支払の手続）

- 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 特約年金の受取人は、特約年金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、特約年金を請求してください。
- 特約年金の受取人は、特約年金の支払事由が生じたときに、前条による特約年金の一時支払を請求する場合、かつ、会社所定の取扱条件を満たす場合には、会社所定の金額を上限として、一時金の一部または全部につき、前項に定める提出書類の一部または全部を省略して請求することができます。
- 特約年金は、書類到着日（請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、本条において同じとします。）の翌日からその日を含めて計算して5営業日以内または年金開始日（特約高度障害療養加算年金については、生存判定日を含みます。以下、本条において同じとします。）のいずれか遅い日を最初の支払日とし、以後年金支払日に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 特約年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、この特約の締結時から特約年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約年金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算して25日を経過する日または年金開始日のいずれか遅い日とします。

特約年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	特約年金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	特約年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 主約款および特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第23条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約年金の受取人のこの特約の締結の目的もしくは特約年金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特約年金の請求時までにおける事実

- 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかか

わらず、特約年金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会 その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

7 前2項の場合、会社は、特約年金を請求した者に通知します。

8 第4項から第6項までに定める期限をこえて特約年金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、特約年金を支払います。

9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。

第9条（支払証書）

会社は、特約家族年金または特約高度障害年金を支払うときは、支払期間および各期支払額その他必要事項を記載した支払証書を受取人に交付します。

第10条（特約の保険料の払込免除）

1 主約款の規定、疾病障害による保険料払込免除特約の規定または認知症保険料払込免除特約の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込を免除します。

2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

1 この特約の保険期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

2 この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。

(1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。

(2) 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、第12条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

4 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。

5 この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。

6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、そ

の払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。

- 7 払込期間経過後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱を行います。
- 8 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 9 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約応当日の前日までに払い込まれないときは、主約款の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 10 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第12条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第13条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第14条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第15条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第16条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込中についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込後についてはその経過した年月数により計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、解約返戻金抑制期間中にこの特約を解約する場合の解約返戻金は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 解約返戻金割合が0%であるときは、解約返戻金抑制期間中の解約返戻金はありません。
 - (2) 解約返戻金割合が前号と異なる割合であるときは、前項の規定により計算した金額に解約返戻金割合を乗じて計算した金額を解約返戻金抑制期間中の解約返戻金とします。
- 3 会社は、この特約を締結する際または保険証券を交付する際に、経過年数に応じて計算した解約返戻金額を保険契約者に通知します。
- 4 解約返戻金抑制期間満了後でも、つぎのいずれかに該当したときは、解約返戻金割合を用いて解約返戻金の計算を行うものとします。
 - (1) 解約返戻金抑制期間がこの特約の保険料払込期間と同一の場合で、解約返戻金抑制期間満了日までの保険料がすべて払い込まれていないとき
 - (2) 解約返戻金抑制期間がこの特約の保険料払込期間と異なる場合で、解約返戻金抑制期間満了日の翌日の属する払込期月の保険料が払い込まれていないとき
- 5 第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）、第18条（特約の年金月額の減額）、第21条（告知義務および告知義務違反）および第25条（他の個人保険への変換）に規定する解約返戻金の計算についても、前4項を準用します。
- 6 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第8条（年金の請求、支払の手続）第4項の規定を準用します。

第17条（特約年金の受取人によるこの特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす特約年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたと

すれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約年金の支払事由が生じ、会社が特約年金を支払うべきときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金開始日以降に支払われる特約年金を支払うための積立金額（特約年金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。）の限度で、第2項に定める金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を特約年金の受取人に支払い、この特約は消滅します。
- (2) 前号の規定にかかわらず、特約年金を支払うための積立金額の残額にもとづいて計算したこの特約の年金月額が会社の定める金額以上である場合には、この特約の年金月額が減額されたものとして以後の年金を支払います。

第18条（特約の年金月額の減額）

- 1 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年金月額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の年金月額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額が減額された場合で、この特約の年金月額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 本条の減額をしたときは、保険契約者に通知します。

第19条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、特約年金の支払事由発生前に限り、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第20条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
 - (2) 主約款の規定によって保険金が支払われる場合を除き主契約が消滅したとき
- 2 前項第1号の規定によってこの特約が消滅した場合、解約返戻金があるときにはこの特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱い、保険契約者に通知します。
- 3 第1項第2号の規定によってこの特約が消滅したときは、第16条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。

第21条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第22条（後継年金受取人）

- 1 特約家族年金または特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の受取人（以下、本条において「特約年金受取人」といいます。）は、第1回の特約年金の請求時に、会社に対する通知により、特約年金受取人が死亡したときにその特約年金受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を指定してください。
- 2 特約年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、特約年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。（以後、後継年金受取人が特約年金受取人となるものとします。）
- 3 前項の場合、特約年金受取人の死亡時に、後継年金受取人の指定がされていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に第9項および第11項の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、つぎの各号のとおり取り扱います。

年金の種類	新たな受取人	支払方法等
(1) 特約家族年金	特約家族年金受取人の法定相続人	将来の特約家族年金の現価を一時に支払います。この場合、特約家族年金の全部の現価を一時に支払ったときには、この特約は消滅します。
	ア.特約家族年金受取人	特約家族年金受取人を後継年金受取人とみなして、第2項の規定を適用します。
(2) 特約高度障害年金 特約高度障害療養加算年金	イ.前ア.に該当する者がいない場合 主契約の高度障害保険金の受取人の法定相続人	将来の特約高度障害年金および支払が確定している特約高度障害療養加算年金（以下、本号において「特約高度障害年金等」といいます。）の現価を一時に支払います。この場合、特約高度障害年金等の全部の現価を一時に支払ったときには、この特約は消滅します。

- 4 前項により特約年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。また、この場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- 5 本条に掲げる者であって、故意に特約年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- 6 特約年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、会社に対する通知により、新たに、後継年金受取人を指定してください。
- 7 第1項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 第1項または第6項の規定により後継年金受取人を指定したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 9 特約年金受取人は、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
- 10 第1項、第6項または前項の通知が会社に到達する前に第3項の規定により後継年金受取人とみなされた者に特約年金または特約年金の現価を支払ったときは、その支払後に後継年金受取人から特約年金または特約年金の現価の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 11 第1項、第3項、第6項または第9項に定めるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更することができます。
- 12 前項による後継年金受取人の変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 13 第9項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

第23条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者または特約家族年金の受取人が特約家族年金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約家族年金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または特約高度障害年金の受取人がこの特約の特約高度障害年金（特約高度障害療養加算年金および保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約高度障害年金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の特約年金の請求に関し、特約年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする第1

号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 会社は、特約年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約年金の支払事由または保険料の払込の免除事由による特約年金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、特約年金のうち、その受取人に支払われるべき特約年金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約年金を支払っていたときは、特約年金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。また、前項第4号のみに該当し、この特約を解除する場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分についてのみ解除するものとします。
- 3 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である場合、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約年金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によってこの特約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときには解約返戻金（特約年金の支払事由発生後は、特約年金の未支払分の全部の現価についての一時支払の請求を受けたものとして計算した金額。以下、本項において同じとします。）を保険契約者（特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人。以下、本項において同じとします。）に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第24条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第25条（他の個人保険への変換）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、被保険者選択を受けることなく、この特約の一部または全部を、会社の定める一定種類の他の個人保険に変換することができます。
- 2 前項の規定により変換する、他の個人保険の死亡保険金額（変額保険（終身型）および変額保険（有期型）にあっては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険およびユーロ建年金支払型特殊養老保険にあっては基本死亡保険金額、積立利率変動型終身保険にあっては保険金額。以下、本項において同じとします。）の限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が同じ場合
変換日における被変換部分について第7条（年金の一時支払）第1項の規定により支払われるべき将来の特約家族年金の全部の現価の8割から、第4項の規定により支払われるべき解約返戻金の額を差し引いた金額
 - (2) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合
前号の金額を、変換を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額
- 3 第1項の規定により変換する他の個人保険が保険料一時払の契約の場合は、前項の規定にかかわらず、変換後の保険契約の死亡保険金額から一時払保険料を差し引いた金額が、前項各号の金額を超えないものとします。
- 4 第1項の変換が行われた場合は、この特約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取り扱います。
- 5 変換後の保険契約には、変換後の保険契約の普通保険約款が適用されます。
- 6 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

第26条（管轄裁判所）

この特約における年金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第27条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

この特約がファミリー保険に付加されている場合には、ファミリー保険普通保険約款第28条（特約を付加した場合

の特則) 第2項の規定は適用しません。

第29条 (変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合の特則)

この特約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

第30条 (連生終身保険に付加されている場合の特則)

- 1 この特約が連生終身保険に付加されている場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 2 この特約条項において「被保険者」、および「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- 3 第4条(特約年金の支払)第1項中「被保険者が、この特約の保険期間中に死亡し、主約款の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき」は「主契約の第1被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき」と、「被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態(別表1)に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき」は「主契約の第1被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態(別表1)に該当したとき」と、それぞれ読み替えます。
- 4 主約款第33条(会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始)第2項の規定にしたがい、高度障害保険金の受取人を変更した場合には、この特約高度障害年金の受取人も同時に変更されたものとします。
- 5 第10条(特約の保険料の払込免除)の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除はつぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の第1被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態(別表3)に該当したときは、会社は、つぎの払込期月(払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月)以降のこの特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
 - (2) 主約款第8条(保険料の払込免除)第4項から第8項まで、および主約款第9条(保険料の払込を免除しない場合)第1項および第2項を準用します。ただし、「被保険者」とあるのは、「第1被保険者」と読み替えます。
 - (3) 主契約の保険料の払込が免除され、かつ、この特約の保険料の払込が免除されない場合、主契約の保険料払込免除後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
 - ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
 - イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第12条(特約の保険料の自動振替貸付)の規定は適用しません。
 - (4) 前号の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
 - (5) 第3号の場合のこの特約の保険料については、第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項から第9項の規定を準用します。
- 6 第20条(特約の消滅)の規定に加え、主契約の第1被保険者が、特約年金の支払事由に該当したときにも、かつ、特約年金が支払われないときにも、この特約は消滅します。

第31条 (主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則)

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。
- 2 前項の場合、この特約の責任準備金を主契約の責任準備金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。

第32条 (契約内容の登録)

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下、「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市、区、郡までとします。)
 - (2) 特約家族年金の現価
 - (3) 契約日(復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。)
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)は、第1

項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができます。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができます。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第33条（年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

主約款第31条（年金開始日の繰上げ繰下げ）に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。このとき、解約返戻金があるときには第16条（解約返戻金）に定める解約返戻金を主約款第31条（年金開始日の繰上げ繰下げ）第2項の解約返戻金に加算し、年金月額を計算します。

第34条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第35条（積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つきの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
- (2) 主約款第34条（年金開始日の繰上げ繰下げ）に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。このとき、第16条（解約返戻金）に定める解約返戻金を主約款第34条（年金開始日の繰上げ繰下げ）第2項の解約返戻金に加算し、基本年金月額を計算します。

遞減定期保険特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の型
第2条 特約の締結および責任開始期
第3条 特約保険金の支払
第4条 特約の死亡保険金額
第5条 特約の保険料の払込免除
第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
第7条 特約の保険料の自動振替貸付
第8条 特約の失効
第9条 特約の復活
第10条 特約の解約
第11条 解約返戻金
第12条 特約保険金の受取人によるこの特約の存続
第13条 特約基準保険金額の減額
第14条 特約の復旧
第15条 特約の消滅
第16条 告知義務および告知義務違反
第17条 重大事由による解除
第18条 契約者配当

- 第19条 他の個人保険への変換
第20条 管轄裁判所
第21条 主約款の規定の準用
第22条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則
第23条 保険料一時払に関する特則
第24条 連生終身保険に付加されている場合の特則
第25条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
第26条 契約内容の登録
第27条 年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則
第28条 積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
第29条 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則
第30条 保険料通減払の契約に関する特則

递減定期保険特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主契約の保障に加えて保障を大型化するための特約で、特約の保険期間中に被保険者が死亡し、または高度障害状態になったときに、所定の割合で通減する方式で所定の保険金支払を保障するものです。

第1条（特約の型）

保険契約者は特約締結の際、つぎの各号に定める契約内容について、会社の定める取扱範囲内で、それぞれ指定または選択して下さい。なお、本条で指定または選択した契約内容については、この特約の保険期間の途中で変更することはできません。

- (1) 通減の型 保険金額が通減する方式をいい、会社の定める取扱範囲内で選択するものとします。
(2) 通減限度 この特約の締結時の保険金額（以下、「特約基準保険金額」といいます。）に対する通減の限度をいい、会社の定める取扱範囲内である場合のみ、指定するものとします。

第2条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第3条（特約保険金の支払）

- 1 この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が、この特約の保険期間中に死亡し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき	被保険者が死亡した日における第4条（特約の死亡保険金額）に定めるこの特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した日における特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

- 2 この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表1）になったものとして、特約高度障害保険金を支払います。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は特約高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 4 前3項のほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金の支払に関する規定を準用します。

第4条（特約の死亡保険金額）

各保険年度のこの特約の死亡保険金額は、第1条（特約の型）において指定または選択された契約内容に基づいて会社の定める計算方法により計算した金額をいい、その金額は保険証券に表示します。

第5条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定、疾病障害による保険料払込免除特約の規定または認知症保険料払込免除特約の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
- (1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - (2) 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- 4 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主契約の契約

応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。

- 5 この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 7 払込期間経過後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱を行います。
- 8 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 9 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約応当日の前日までに払い込まれないときは、主約款の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 10 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第7条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第10条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第11条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。また、会社は、この特約を締結する際または保険証券を交付する際に、解約返戻金額を保険契約者に通知します。
- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第12条（特約保険金の受取人によるこの特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす特約保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金（特約保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権

者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

第 13 条（特約基準保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、この特約の特約基準保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約基準保険金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額が減額された場合で、この特約の特約基準保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 本条の減額をしたときは、保険契約者に通知します。

第 14 条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 15 条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が前号以外の事由により消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第2号の規定によってこの特約が消滅したときは、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。
- 3 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱い、保険契約者に通知します。

第 16 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 17 条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または特約高度障害保険金の受取人がこの特約の特約高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による特約保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人の

みであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。) の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めるることができます。

- 3 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に對して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第18条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条（他の個人保険への変換）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、被保険者選択を受けることなく、この特約の一部または全部を、会社の定める一定種類の他の個人保険に変換することができます。
- 2 前項の規定により変換する、他の個人保険の死亡保険金額（変額保険（終身型）および変額保険（有期型）にあっては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険およびユーロ建年金支払型特殊養老保険にあっては基本死亡保険金額、積立利率変動型終身保険にあっては保険金額。以下、本条において同じとします。）の限度は、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が同じ場合
変換日における被変換部分の死亡保険金額の8割から第4項の規定により支払われるべき解約返戻金の額を差し引いた金額
 - (2) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合
前号の金額を、変換を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額
- 3 第1項の規定により変換する他の個人保険が保険料一時払の契約の場合は、前項の規定にかかわらず、変換後の保険契約の死亡保険金額から一時払保険料を差し引いた金額が、前項各号の金額を超えないものとします。
- 4 第1項の変換が行われた場合は、この特約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取り扱います。
- 5 変換後の保険契約には、変換後の保険契約の普通保険約款が適用されます。
- 6 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

第20条（管轄裁判所）

この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

第23条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第5条（特約の保険料の払込免除）、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項から第10項までおよび第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

第24条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が連生終身保険に付加されている場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 2 この特約条項において「被保険者」、および「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

- 3 第3条（特約保険金の支払）第1項中「被保険者が、この特約の保険期間中に死亡し、主約款の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき」は「主契約の第1被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき」と、「被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき」は「主契約の第1被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当したとき」とそれぞれ読み替えます。
- 4 この特約の保険金の支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）については、主約款の免責事由に関する規定を準用します。
- 5 主約款第33条（会社への通知による保険金受取人の指定、変更、成年後見等の開始）第2項の規定にしたがい、高度障害保険金の受取人を変更した場合には、この特約高度障害保険金の受取人も同時に変更されたものとします。
- 6 第5条（特約の保険料の払込免除）の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除はつきの各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 主契約の第1被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したときは、会社は、つきの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときはを含みます。
- (2) 主約款第8条（保険料の払込免除）第4項から第8項まで、および主約款第9条（保険料の払込を免除しない場合）第1項および第2項を準用します。ただし、「被保険者」とあるのは、「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 主契約の保険料の払込が免除され、かつ、この特約の保険料の払込が免除されない場合、主契約の保険料払込免除後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つきのいずれかの方法により払い込んでください。
- ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
- イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (4) 前号の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
- (5) 第3号の場合のこの特約の保険料については、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項から第9項の規定を準用します。
- 7 第15条（特約の消滅）の規定に加え、主契約の第1被保険者が、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当したときにも、この特約は消滅します。

第25条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。
- 2 前項の場合、この特約の責任準備金を主契約の責任準備金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。

第26条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つきの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 特約基準保険金額
- (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。）
- (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とできるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、

保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。)から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第27条（年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

主約款第31条（年金開始日の繰上げ繰下げ）に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。このとき、第11条（解約返戻金）に定める解約返戻金を主約款第31条（年金開始日の繰上げ繰下げ）第2項の解約返戻金に加算し、年金月額を計算します。

第28条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第29条（積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
- (2) 主約款第34条（年金開始日の繰上げ繰下げ）に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。このとき、第11条（解約返戻金）に定める解約返戻金を主約款第34条（年金開始日の繰上げ繰下げ）第2項の解約返戻金に加算し、基本年金月額を計算します。

第30条（保険料遞減払の契約に関する特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- 2 第10条（特約の解約）の規定によりこの特約が解約された場合を除き、この特則の解約はできません。
- 3 保険契約者はこの特則の付加の際、つぎの各号に定める契約内容について、会社の定める取扱範囲内で、それぞれ指定して下さい。なお、本条で指定した契約内容については、保険期間の途中で変更することはできません。
 - (1) 保険料遞減限度 第1回保険料に対する最終保険年度の保険料の割合をいい、会社の定める範囲内とします。
 - (2) 保険料遞減間隔 保険料が遞減する際の単位となる年数をいい、会社の定める範囲内とします。
- 4 第2保険年度以降の各保険年度の保険料は、前項において指定された契約内容に基づいて会社の定める計算方法により計算した金額をいい、その金額は保険証券に表示します。
- 5 前項の保険料の計算については、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主約款の規定により、保険料の払込方法〈回数〉（以下、「払込回数」といいます。）が変更された場合の変更後の払込回数における保険料は、この特約の締結時から変更後の払込回数を選択したものとみなして前項に定める額を計算します。
 - (2) 主約款の規定により、保険料払込方法〈経路〉（以下、「払込経路」といいます。）が変更された場合の変更後の払込経路における保険料は、この特約の締結時から変更後の払込経路を選択したものとみなして前項に定める額を計算します。
 - (3) 主約款の規定により、契約年齢および性別の誤りについて、契約内容が更正された場合の更正後の保険料は、この特約の締結時から更正後の保険料であったとみなして前項に定める額を計算します。
 - (4) 第13条（特約基準保険金額の減額）の規定により、特約基準保険金額が減額された場合の減額後の保険料は、この特約の締結時から減額後の特約基準保険金額であったとみなして前項に定める額を計算します。
 - (5) 第14条（特約の復旧）の規定により、この特約が復旧された場合の復旧後の保険料は、この特約の締結時から復旧後の特約基準保険金額であったとみなして前項に定める額を計算します。
 - (6) 第19条（他の個人保険への変換）の規定により、この特約の一部が変換された場合の変換後の保険料は、この特約の締結時から変換後の特約基準保険金額であったとみなして前項に定める額を計算します。
- 6 この特約に、特別条件付保険特約の規定による特別保険料領収法が適用される場合には、第2保険年度以降のこの特約の特別保険料についても、この特則を適用して計算します。

疾病障害による保険料払込免除特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 疾病障害による保険料払込免除
- 第3条 保険料の払込を免除しない場合
- 第4条 保険料の払込免除の請求手続
- 第5条 特約保険料
- 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の解約
- 第11条 解約返戻金
- 第12条 特約の復旧
- 第13条 特約の消滅
- 第14条 告知義務および告知義務違反
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 契約者配当
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則

- 第20条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則
- 第21条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第22条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
- 第23条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第24条 ファミリー保険に付加されている場合の特則
- 第25条 がん保険に付加されている場合の特則
- 第26条 連生終身保険に付加されている場合の特則
- 第27条 新通増定期保険に付加されている場合の特則
- 第28条 医療保険または新医療保険に付加されている場合の特則
- 第29条 介護保障保険に付加されている場合の特則
- 第30条 終身介護保険、介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
- 第31条 特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合の特則
- 第32条 解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）に付加されている場合の特則
- 第33条 介護一時金保険に付加されている場合の特則
- 第34条 介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則

疾病障害による保険料払込免除特約条項

この特約の趣旨

この特約は主たる保険契約の被保険者が疾病により所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社が、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合には、この特約の責任開始期は、主契約の払込方法（回数）に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険契約者に通知します。

第2条（疾病障害による保険料払込免除）

- 1 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契

約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（買増権保証特約、新買増権保証特約、認知症保険料払込免除特約、無解約返戻金型就労不能障害特約および無解約返戻金型就労不能障害一時金特約を除きます。）の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（附則）に該当したときを含みます。

- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、主約款およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の特約条項（以下、「特約条項」といいます。）の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および特約条項の規定を準用します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、主契約またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約が保険料一時払の場合には、主契約の保険料または特約の保険料の払込を免除しません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に保険料の払込の免除事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
 - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は保険料の払込を免除します。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項の規定に該当した場合には、会社は保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被保険者の薬物依存（平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。）によるとき

第4条（保険料の払込免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、前項の保険料の払込の免除事由が生じたときは、すみやかに会社所定の書類（別表4）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
- 3 前2項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第5条（特約保険料）

- 1 この特約の保険料は、会社の定める計算方法により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額（保険料一時払の主契約および特約ならびに買増権保証特約、新買増権保証特約、認知症保険料払込免除特約、無解約返戻金型就労不能障害特約および無解約返戻金型就労不能障害一時金特約の保険料を除きます。以下、本条において同じとします。）に基づいて計算します。
- 2 この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合には、会社の定める計算方法により、将来に向かってこの特約の保険料を更改します。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料払込期間がすべて満了する時までとします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
 - (1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - (2) 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- 4 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主契約の契約

応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。

- 5 この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金等を支払うときは、主契約の保険金等の受取人に支払います。
- 6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金等を支払うときは、主契約の保険金等の受取人に支払います。
- 7 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 8 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約応当日の前日までに払い込まれないとときは、主約款の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 9 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第7条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第10条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項に定める保険料の払込の免除事由の発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第11条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

第12条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。

第13条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金等を支払ったとき
 - (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき
 - (3) 不慮の事故（別表2）を直接の原因として、主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (4) 認知症保険料払込免除特約により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約（買増権保証特約、新買増権保証特約を除きます。）の保険料の払込が免除されたとき
 - (5) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第5号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第19条（平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知をしない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 2 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第20条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

第21条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 第13条（特約の消滅）第1項の規定にかかわらず、この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部が介護保障に移行した場合において、この特約と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約（買増権保証特約、新買増権保証特約および認知症保険料払込免除特約を除きます。）を継続するときには、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) この特約の保険料を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
 - ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
 - イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
 - (2) 本項の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1号に定めるこの特約の保険料については、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項から第8項の規定を準用します。
 - (4) 本項の規定によりこの特約が継続された場合において、介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部が介護保障に移行したときは、この特約は消滅することなく継続するものとします。

第22条（積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第23条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

第13条（特約の消滅）第1項の規定にかかわらず、この特約が付加されている主契約にかかる、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア.に定める解約による解約返戻金が、同特約条項の定めるところにより年金基金に充当された場合において、この特約と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約（買増権保証特約、新買増権保証特約および認知症保険料払込免除特約を除きます。）を継続するときには、つきの各号に定めるところによるものとします。

- (1) この特約の保険料を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つきのいずれかの方法により払い込んでください。
 - ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
 - イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (2) 本項の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅するものとします。
- (3) 第1号に定めるこの特約の保険料については、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項から第8項の規定を準用します。
- (4) 本項の規定によりこの特約が継続された場合において、年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。

第24条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

この特約がファミリー保険に付加されている場合には、この特約条項中、「被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

第25条（がん保険に付加されている場合の特則）

この特約ががん保険に付加されている場合には、つきの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項中、「主契約」とあるのは、「主契約（配偶者特則を含みます。以下、同じとします。）」と読み替えます。
- (2) 第13条（特約の消滅）第1項第3号を以下のとおり読み替えます。
「(3) 主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」

第26条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

1 この特約が連生終身保険に付加されている場合には、つきの各項のとおり取り扱います。

2 主契約の保険料の払込免除については、つきの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項をつきのとおり読み替えます。
「1 主契約の型に応じて、つきの各号のいずれかに該当した場合、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつきの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
 - (1) A型の場合
被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したとき
 - (2) B型の場合
いずれかの被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当し、かつ、他の被保険者がつきのいずれかの状態になったとき
 - ① 死亡したとき
 - ② 責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、高度障害状態（別表1）に該当したとき
 - ③ 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したとき、または、責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したとき

3 この特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の払込免除については、つきの各号のとおり取り扱い

ます。

- (1) この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
(2) 第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 主契約の第1被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以後の主契約に付加されている特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。」

- (3) 主約款第8条（保険料の払込免除）第4項から第8項まで、および主約款第9条（保険料の払込を免除しない場合）第1項および第2項を準用します。ただし、「被保険者」とあるのは、「第1被保険者」と読み替えます。

- 4 主契約の保険料の払込が免除され、かつ、この特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の払込が免除されない場合で、他の特約を継続するときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料払込免除後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (2) 前号の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
- (3) 第1号の場合のこの特約の保険料については、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項から第8項の規定を準用します。

- 5 第5条（特約保険料）をつぎのとおり読み替えます。

〔第5条（特約保険料）〕

- 1 この特約の保険料は、会社の定める計算方法により、この特約が付加されている主契約（保険料一時払の契約を除きます。）の保険料の額と、この特約と同一の主契約に付加されている他の特約（保険料一時払の特約ならびに買増権保証特約、新買増権保証特約、無解約返戻金型就労不能障害特約および無解約返戻金型就労不能障害一時金特約の保険料を除きます。以下、本条において同じとします。）の保険料の合計額とに区分して、計算します。
- 2 この特約が付加されている主契約の保険料の額またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額に変更があった場合には、会社の定める計算方法により、将来に向かってこの特約の保険料を更改します。」

- 6 第13条（特約の消滅）第1項第3号を以下のとおり読み替えます。

- 〔(3) 主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。〕

第27条（新通増定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が新通増定期保険に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読み替えます。

第28条（医療保険または新医療保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が医療保険または新医療保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が医療保険または新医療保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 5 医療保険普通保険約款第47条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）第1項に定める特約、新医療保険主約款第46条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）第1項に定める特約およびこの特約が付加されている同一の保険契約ならびにこの特約が付加されている医療保険の保険契約者が医療保険普通保険約款

第47条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）または新医療保険普通保険約款第46条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）の規定により医療保険または新医療保険（以下、「変更後保険」といいます。）に変更した場合に、会社の定める取扱範囲内で、会社の承諾を得て、この特約を変更後保険に付加して締結することができます。この場合には、医療保険普通保険約款第47条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）または新医療保険主約款第46条（入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則）の規定を準用します。

第29条（介護保障保険に付加されている場合の特則）

- この特約が介護保障保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
 - (2) 被保険者が主約款に定める介護給付金または介護年金の支払事由に該当し、主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、主約款の規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、主約款の規定により主契約の保険料の払込が再開した場合には、保険契約者は、以後のこの特約の保険料を払い込むことを要します。

第30条（終身介護保険、介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

- この特約が終身介護保険、介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
 - (2) 被保険者が主約款に定める介護年金の支払事由に該当し、主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、主約款の規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。

第31条（特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「がん給付以外の責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第32条（解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第33条（介護一時金保険に付加されている場合の特則）

この特約が介護一時金保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）

を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。

第34条（介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が介護一時金保険（定期型）に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が介護一時金保険（定期型）に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

附則 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つきのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
7. 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
9. 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
10. 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
11. 心臓に人工弁を置換したもの（備考8. (2)参照）
12. 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
13. ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
14. 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

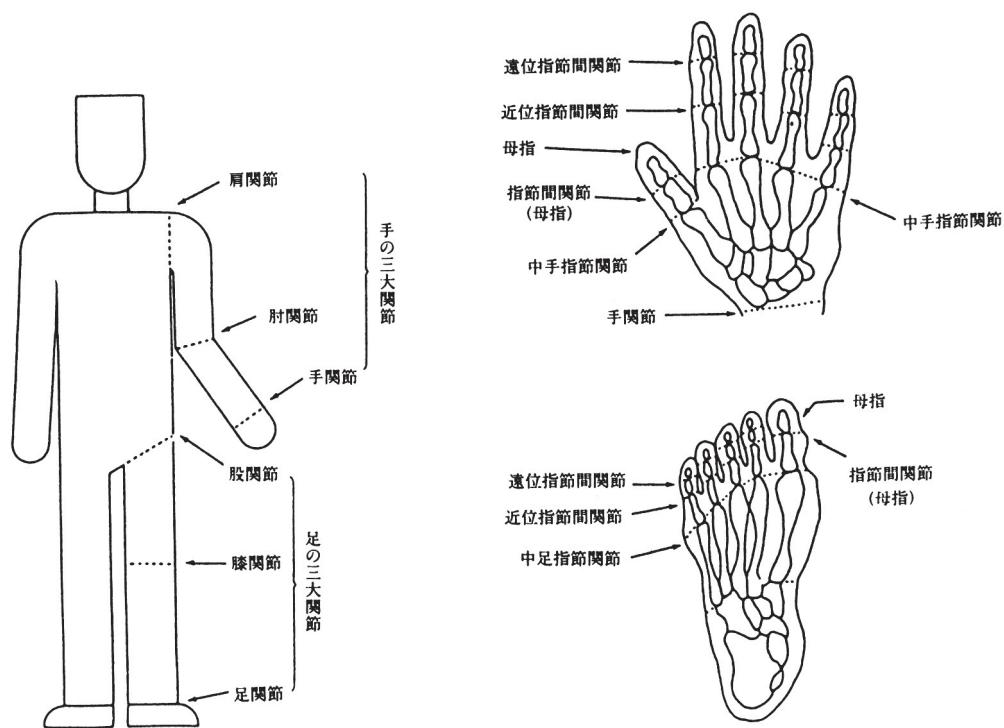
9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニクリアランス値が30ml／分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



リビング・ニーズ特約条項

目次

第1条	特約の締結	第18条	主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合の特則
第2条	保険金の支払と請求	第19条	主契約に質権が設定される場合の特則
第3条	保険金を支払わない場合	第20条	管轄裁判所
第4条	特約の復活	第21条	主約款の規定の準用
第5条	特約の解約	第22条	積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
第6条	解約返戻金	第23条	積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則
第7条	特約の復旧	第24条	主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約または無解約返戻金型通減定期保険特約が付加されている場合の特則
第8条	特約の消滅	第25条	主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則
第9条	告知義務および告知義務違反	第26条	年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に付加されている場合の特則
第10条	重大事由による解除	第27条	介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
第11条	契約者配当	第28条	主契約に無解約返戻金型就労不能障害特約が付加されている場合の特則
第12条	主契約に平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約または無解約返戻金型通減定期保険特約が付加されている場合の特則	第29条	特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則
第13条	平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則		
第14条	ファミリー保険に付加されている場合の特則		
第15条	変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則		
第16条	連生終身保険に付加されている場合の特則		
第17条	年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則		

リビング・ニーズ特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

第2条（保険金の支払と請求）

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、会社の定める取扱範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部を主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。ただし、主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の保険金についてもおよぶものとします。
- 2 前項に定めるこの特約の保険金の受取人（以下、「特約保険金受取人」といいます。）は、会社所定の書類（別表4）を提出して、前項に定めるこの特約の保険金を請求して下さい。
- 3 この特約の保険金を支払ったときは、支払った保険金額と同額の主契約の保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、この特約により支払った保険金額については支払いません。
- 4 この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- 5 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の保険金を支払いません。
- 6 この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める計算方法により計算した、余命期間相当分の利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。
- 7 主契約の保険金の全部が支払われた場合、主契約は消滅するものとし、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合には各特約は継続するものとします。ただし、特約が消滅した時の入院に関する取扱は、つきの各号のとおりとします。
 - (1) 入院総合保障特約、家族入院総合保障特約、がん入院特約、配偶者がん入院特約、配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約、成人病特約、女性疾病特約、無解約返戻金型入院総合保障特約、無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約、無解約返戻金型子供入院総合保障特約、無解約返戻金型がん入院特約、無解約返戻金型配偶者がん入院特約、無解約返戻金型成人病特約、無解約返戻金型女性疾病特約、無解約返戻金型入院初期給付特約、無解約返戻金型入院長期給付特約、無解約返戻金型新入院総合保障特約、無解約返戻金型短期入院特約、無解約返戻金型入院初期プラス特約、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）または無解約返戻金型三大疾病入院特約が消滅した場合に、その消滅時に各特約の被保険者が各特約条項に規定する入院中のときは、その入院は各特約の保険期間中の入院とみなし、この場合の給付金日額（入院一時金額を含みます。）は、消滅した日の前日のそれと同額とします。
 - (2) 無解約返戻金型入院療養特約が消滅した場合に、その消滅時に特約の被保険者が無解約返戻金型入院療養特約条項に規定する入院中のときは、特約が消滅した日の属する月内の期間に限り、その入院は無解約返戻金型入院療養特約の保険期間中の入院とみなします。
- 8 この特約の保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第3条（保険金を支払わない場合）

被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により第2条（保険金の支払と請求）第1項の規定に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

第4条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第5条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第6条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第7条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第8条（特約の消滅）

つきのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第9条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第10条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第11条（契約者配当）

この特約に対しては契約者配当はありません。

第12条（主契約に平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約または無解約返戻金型通減定期保険特約が付加されている場合の特則）

1 主契約に平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約または無解約返戻金型通減定期保険特約が付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約もしくは無解約返戻金型通減定期保険特約の特約死亡保険金額または家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価を合算した額とします。ただし、合算される通増定期保険特約、通減定期保険特約、新通増定期保険特約もしくは無解約返戻金型通減定期保険特約の特約死亡保険金額または家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価については、第2項に定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの金額は、つぎの各号のとおりとします。

(1) 合算される通増定期保険特約の特約死亡保険金額

……………この特約の請求日における特約死亡保険金額

(2) 合算される通減定期保険特約または無解約返戻金型通減定期保険特約の特約死亡保険金額

……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における特約死亡保険金額

(3) 合算される家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価

……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項第8条（年金の一時支払）第1項または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価

(4) 合算される新通増定期保険特約の特約死亡保険金額

……………この特約の請求日における特約死亡保険金額

3 保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条（保険金の支払と請求）第1項および第7項の規定にかかわらず、主契約、平準定期保険特約、通増定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約および新通増定期保険特約のこの特約の請求日における死亡保険金額または特約死亡保険金額ならびに通減定期保険特約、無解約返戻金型通減定期保険特約、家族収入特約および解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）のこの特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における特約死亡保険金額（家族収入特約については、家族収入特約条項第8条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）については、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価。以下、本条において同じとします。）のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。

4 この特約の保険金の請求は、それぞれの特約保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。

5 前項の規定にかかわらず、平準定期保険特約または無解約返戻金型平準定期保険特約が自動更新される場合には、平準定期保険特約または無解約返戻金型平準定期保険特約については、前項の「特約保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。

6 第2条（保険金の支払と請求）第3項、同条第4項、同条第5項および同条第6項の規定は本条の場合に適用します。

7 前項および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による保険金額の減額については、つぎの各号に定めるところによるものとします。

- (1) 通増定期保険特約
.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する特約基準保険金額を減額したものとして取り扱います。
- (2) 通減定期保険特約
.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における通減定期保険特約の第1保険年度の特約死亡保険金額または特約基準保険金額を減額したものとして取り扱います。
- (3) 家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）
.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入特約条項第8条（年金の一時支払）第3項または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第4項の定めるところにより減額したものとして取り扱います。
- (4) 新通増定期保険特約
.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する特約基準保険金額を減額したものとして取り扱います。
- (5) 無解約返戻金型通減定期保険特約
.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における特約基準保険金額を減額したものとして取り扱います。

第13条（平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）が自動更新される場合には、前項の「保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
- 3 この特約が通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、新通増定期保険または無解約返戻金型通減定期保険に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 通増定期保険
.....この特約の請求日における死亡保険金額
 - (2) 通減定期保険または無解約返戻金型通減定期保険
.....この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額
 - (3) 家族収入保険または解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）
.....この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入保険普通保険約款第8条（年金の一時支払）第1項または解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）普通保険約款第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の家族年金の全部の現価
- 4 第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による保険金額の減額については、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 通増定期保険
.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものとして取り扱います。
 - (2) 通減定期保険
.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この

特約の請求日における主契約の第1保険年度の死亡保険金額または基準保険金額を減額したものとして取り扱います。

(3) 家族収入保険または解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）

.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入保険普通保険約款第8条（年金の一時支払）第3項または解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）普通保険約款第7条（年金の一時支払）第4項の定めるところにより減額したものとして取り扱います。

(4) 新通増定期保険

.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものとして取り扱います。

(5) 無解約返戻金型遞減定期保険

.....本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における主契約の基準保険金額を減額したものとして取り扱います。

第14条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約がファミリー保険に付加されている場合、この特約の被保険者は主契約の「主たる被保険者」のみとします。
- 2 この特約がファミリー保険に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項の「主契約の死亡保険金額の一部または全部」を「主たる被保険者が死亡したときの主契約の死亡保険金額の全部」と読み替えます。
- 3 第2条（保険金の支払と請求）第7項の規定にかかわらず、主契約は妻子型保障に移行するものとします。

第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項の主契約の死亡保険金額は基本保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の変動保険金も支払われます。ただし、変動保険金額が負の場合には、これを0とします。
- 2 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合、この特約条項中、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。
- 3 この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。

第16条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が連生終身保険に付加されている場合、この特約の保険金の請求はいずれかの被保険者が死亡または高度障害状態に該当した後であることを要します。
- 2 この場合の被保険者は、
 - (1) 第1被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき
.....第2被保険者
 - (2) 第2被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき
.....第1被保険者とします。

第17条（年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合、この特約の保険金の請求は積立金額が基本死亡保険金額をこえない期間内であることを要します。
 - (1) 死亡保険金額を全部支払う場合
保険契約は消滅します。
 - (2) 死亡保険金額を一部支払う場合
この場合の支払額は、請求時の死亡保険金額内で定めることを要します。このとき積立金の残額により年金月額を再計算します。再計算された年金月額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- 2 この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

第 18 条（主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合の特則）

主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合、それぞれの移行部分についてこの特約は消滅します。

第 19 条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第 20 条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 21 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主契約の規定を準用します。

第 22 条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合、第 2 条（保険金の支払と請求）第 1 項の主契約の死亡保険金額は保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の増加死亡保険金も支払われます。

第 23 条（積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険金の請求は予定利率に基づき計算された積立金額が基本死亡保険金額をこえない期間内であることを要します。
 - ① 死亡保険金額を全部支払う場合
保険契約は消滅します。
 - ② 死亡保険金額を一部支払う場合
この場合の支払額は、請求時の死亡保険金額内で定めることを要します。この時積立金の残額により基本年金月額を再計算します。再計算された年金月額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
 - (2) この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金の支払にかかる確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。
 - (3) 第 2 条（保険金の支払と請求）第 1 項の主契約の死亡保険金額は積立利率変動型年金支払型特殊養老保険の死亡保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の増加保険金も支払われます。

第 24 条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、遞増定期保険特約、遞減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新遞増定期保険特約もしくは無解約返戻金型遞減定期保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、递増定期保険特約、递減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新递增定期保険特約もしくは無解約返戻金型递減定期保険特約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約第 2 条（特別条件）第 1 項第 1 号ア. に定める保険金削減期間中であるときには、第 2 条（保険金の支払と請求）第 1 項および第 6 項、第 12 条（主契約に平準定期保険特約、递増定期保険特約、递減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新递增定期保険特約、または無解約返戻金型递減定期保険特約が付加されている場合の特則）第 1 項から第 3 項ならびに第 13 条（平準定期保険、递増定期保険、递減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新递增定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型递減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）第 3 項の規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約第 2 条（特別条件）第 1 項第 1 号ア. に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第 2 条（保険金の支払と請求）第 3 項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。

第25条（主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護前払特約とあわせて主契約に付加する場合で、この特約の特約保険金の請求と介護前払特約の介護年金の請求を重ねて受けたときは、介護前払特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護前払特約の介護年金は支払いません。

第26条（年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に付加されている場合の特則）

1 この特約が年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は積立金額が基本死亡保険金額をこえない期間内であることを要します。

- (1) 死亡保険金額を全部支払う場合
保険契約は消滅します。

- (2) 死亡保険金額を一部支払う場合

この場合の支払額は、請求時の死亡保険金額内で定めることを要します。このとき積立金の残額により年金月額を再計算します。再計算された年金月額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。

2 支払抑制期間中に、この特約の保険金の請求をすることはできません。

3 第2条（保険金の支払と請求）第1項の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」と読み替えます。

4 この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

第27条（介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

1 この特約が介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は介護年金の支払事由発生前であることを要します。

- (1) 死亡給付金額を全部支払う場合
保険契約は消滅します。

- (2) 死亡給付金額を一部支払う場合

この場合の支払額は、請求時の死亡給付金額内で定めることを要します。このとき死亡給付金の残額により介護年金額を再計算します。再計算された介護年金額が会社所定の金額に満たない場合には、介護年金および認知症加算年金の支払は行わず、死亡給付金の残額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。

2 第2条（保険金の支払と請求）第1項の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」と読み替えます。

3 この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、死亡給付金、介護年金または認知症加算年金の支払を行いません。

第28条（主契約に無解約返戻金型就労不能障害特約が付加されている場合の特則）

第2条（保険金の支払と請求）第7項の規定にかかわらず、無解約返戻金型就労不能障害特約の就労不能障害年金の支払事由発生後にこの特約により主契約の保険金の全部が支払われた場合には、無解約返戻金型就労不能障害特約は消滅しません。

第29条（特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

1 この特約が特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

2 主契約に生存保険金特則が付加されている場合、第2条第3項から第5項および第7項に定める保険金に生存保険金は含みません。

3 第1保険期間中に、この特約の保険金の請求をすることはできません。

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 選択することができる支払方法
- 第3条 年金基金の設定または保険金等の据置
- 第4条 年金受取人または据置保険金等の受取人
- 第5条 年金証書および据置保険金等にかかる証書
- 第6条 年金支払日
- 第7条 据置期間
- 第8条 年金の種類
- 第9条 据置の内容
- 第10条 年金の分割支払
- 第11条 年金または据置保険金等の一時支払
- 第12条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払
- 第13条 年金受取人の変更
- 第14条 年金・死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続
- 第15条 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者
- 第16条 成年後見等の開始
- 第17条 特約の内容変更
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の消滅

- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付
- 第22条 年齢の計算
- 第23条 年齢および性別の誤りの処理
- 第24条 契約者配当
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用
- 第27条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則
- 第28条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則
- 第29条 傷害保険に付加された場合の特則
- 第30条 変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則
- 第31条 家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等について、一時支払にかわる支払方法により支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 2 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- 3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（選択することができる支払方法）

- 1 この特約の締結により選択することができる支払方法は、つぎの各号のいずれかとし、詳しくは、この特約条項の規定に定めるところによるものとします。
 - (1) 年金支払。ただし、つぎの種類に限ります。
 - ア. 保証期間付夫婦連生終身年金
 - イ. 保証期間付終身年金
 - ウ. 確定年金（年金支払期間指定型）
 - エ. 確定年金（年金額指定型）
 - (2) 据置支払
- 2 前項に定める支払方法を選択するには、その支払方法について会社の定める計算方法により計算される年金額また

は据え置かれる保険金等の額が、会社の定める金額以上であることを要します。

- 3 第1項第1号ア. の保証期間付夫婦連生終身年金を選択する場合には、第8条（年金の種類）第1項第1号に定める配偶者の同意を得ることを要します。

第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当し、または据え置きます。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、つぎの各号のいずれかとします。ただし、第1号においてア. の保険金が支払われない場合または第2号においてア. の解約返戻金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。

- (1) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計

ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金(給付の名称の如何を問いません。ただし、この特約の締結によつて据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まず、一時支払される年金開始日の前日の積立金を含むものとします。)

イ. 主契約に付加された特約の給付金

ウ. 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金

エ. その他、前ア. の保険金の支払時に会社が支払う金額

- (2) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計

ア. 主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後とする。また、保険料一時払の契約については、会社の定める期間の経過後とする。）に到来する主契約の契約応当日に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額

イ. 前ア. に伴うまたは前ア. と同時に行われた、主契約に付加されている特約の解約、減額または消滅による解約返戻金相当額

ウ. 主契約または主契約に付加されている特約の前納保険料の清算金

エ. その他前ア. の解約返戻金の支払時に会社が支払う金額

オ. 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

- 3 第2項の規定にかかわらず、月払契約、年払契約または半年払契約である養老保険、米国ドル建養老保険、ユーロ建養老保険、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）およびユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金相当額は、第2項第2号ア. に定める金額に当たりません。

第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）

- 1 この特約の年金受取人は、つぎの各号に定めるところによります。ただし、年金受取人が法人の場合には第8条（年金の種類）第1項第1号に定める保証期間付夫婦連生終身年金および同条同項第2号に定める保証期間付終身年金の取扱をしません。

- (1) 前条第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合

……………年金開始日において会社の定める取扱範囲内の年齢である年金基金に充当された保険金等の受取人となります。ただし、保険金等の受取人が法人の場合には、その法人の指定した者を年金受取人とします。

- (2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合

……………年金開始日において会社の定める取扱範囲内の年齢である主契約の保険契約者または被保険者とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定することとします。

- 2 この特約の締結によって据え置かれる保険金等（以下、「据置保険金等」といいます。）の受取人（以下、「据置保険金等の受取人」といいます。）は、その保険金等の受取人とします。

第5条（年金証書および据置保険金等にかかる証書）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により保険金等が据え置かれたときは、会社は据置保険金等にかかる支払期間その他必要事項を記載した証書を据置保険金等の受取人に交付します。

第6条（年金支払日）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金開始日は、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア. に定める解約または減額の日とします。
- 3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第7条（据置期間）

据置保険金等を据え置く期間（以下、「据置期間」といいます。）は、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間とします。

第8条（年金の種類）

- 1 年金の種類はつぎの各号のいずれかとし、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の申し出により、年金基金設定時は年金受取人の申し出により定めます。

(1) 保証期間付夫婦連生終身年金

あらかじめ定めた一定期間（以下、「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人の生存期間中、一定の年金（以下、「夫婦年金」といいます。）を支払います。年金受取人の死亡後は、夫婦年金の支払事由に定める配偶者の生存期間中、夫婦年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
夫婦年金	年金受取人または年金基金設定日に年金受取人と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下、「配偶者」といいます。）が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人または年金受取人が死亡したときは配偶者	配偶者の故意による年金受取人の致死
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		死亡一時金受取人の故意による年金受取人または配偶者の致死

(2) 保証期間付終身年金

保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

(3) 確定年金

保険契約者または年金受取人の指定するつぎのいずれかの型により、一定の年金を支払います。

ア. 確定年金（年金支払期間指定型）

指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

イ. 確定年金（年金額指定型）

指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	指定された年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金額に従い定まる年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

- 2 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。
- 3 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 4 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 第3項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 6 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 7 第3項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金の場合、第3項および第5項の死亡一時金受取人の変更は、配偶者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 9 第3項または第5項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 13 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が戸籍上の異動により第1項の規定に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 年金受取人は、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

(2) 会社は、年金の種類をつぎに定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める計算方法により改めます。

ア. 年金基金設定日以後保証期間中の最後の年金支払日前

保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金

イ. 保証期間経過後

終身年金

14 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が年金支払開始日前に死亡したときは、つぎのとおりとします。

(1) 年金受取人は、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

(2) 会社は、年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金に改めるとともに年金額を会社の定める計算方法により改めます。

15 第1項において、保証期間中に免責事由に該当して夫婦年金を支払わない場合には、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は年金受取人が死亡した時にさかのぼって消滅します。

16 前項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第9条（据置の内容）

1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の規定により保険金等を据え置いた場合には、据置期間、保険金等を会社に据え置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息を支払います。

2 前項の規定による据置支払については、据置開始時における会社所定の利率および計算方法により、計算します。

3 会社は、主務官庁に届け出て、前項に定める利率を将来に向かって変更することがあります。ただし、本項の規定により前項に定める利率を変更する場合には、会社はその旨を、前項に定める利率の変更日の1か月前までに据置保険金等の受取人に通知します。

4 据置期間中に、据置保険金等の受取人が死亡したときは、第2項に定める利率および計算方法による据置保険金等の受取人の死亡時の据置保険金等を、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

5 前項の場合、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人については、前条第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第10条（年金の分割支払）

1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。

2 前項の場合、保証期間付夫婦連生終身年金において年金受取人が死亡しかつ配偶者がすでに死亡していた場合、または配偶者が死亡しかつ年金受取人がすでに死亡していた場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してそれぞれの法定相続人に支払います。

3 第1項の場合、保証期間付終身年金および確定年金において年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

4 第2項の年金受取人および配偶者の死亡時の法定相続人ならびに第3項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第8条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第11条（年金または据置保険金等の一時支払）

1 年金受取人は保証期間中または確定年金の年金支払期間中の年金の支払にかえて、保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。

2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金（夫婦年金を含みます。）はそのまま存続します。この場合、年金受取人に通知します。

3 第1項の規定により確定年金において会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。

4 据置保険金等の受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申し出がない限り、据置支払を取りやめてその時の据置保険金等の一部または全部を一時金として請求することができます。

5 前項の規定により会社が据置保険金等の全部を一時金として支払った場合には、この特約は消滅します。

第12条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

1 第8条（年金の種類）の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由発生前は年金受取人の申し出により、死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人の申し出により、死亡一時金の支払にかえて、年金の種類に応じて、つぎの

期間中、死亡一時金受取人は年金を受け取ることができます。

- (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金

保証期間中

- (2) 確定年金

年金支払期間中

2 前項の場合、年金額は、第8条（年金の種類）第2項に定めるところにより計算された年金額と同額とします。ただし、年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金であり、かつ年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡した場合には、年金の種類を確定年金とみなして、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により年金額を再計算します。この場合、年金支払期間は、当初の保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金の保証期間と同じとします。

3 第1項の場合、この特約は、年金の種類に応じて、つぎの時に消滅します。

- (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金

保証期間が満了した時

- (2) 確定年金

年金支払期間が満了した時

4 第1項の規定により、死亡一時金の支払事由発生後、死亡一時金の支払にかえて年金を受け取る場合、死亡一時金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。（以後、死亡一時金受取人が年金受取人となるものとします。）

5 年金受取人の権利および義務を承継した死亡一時金受取人は、会社に対する通知により、新たに、死亡一時金受取人を指定して下さい。

6 前項の場合、新たな死亡一時金受取人については、第8条（年金の種類）第3項から第7項および第9項から第12項の規定を準用します。

第13条（年金受取人の変更）

年金受取人は、第8条（年金の種類）第1項に定める年金の種類が確定年金である場合に限り、会社の同意を得て、年金受取人の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

第14条（年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続）

年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第15条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）

1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してもした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第16条（成年後見等の開始）

1 年金受取人、死亡一時金受取人または据置保険金等の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。

2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第17条（特約の内容変更）

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

(2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第 18 条（特約の解約）

- 1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
 - (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第 19 条（特約の消滅）

- 1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 第 8 条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときまたは第 9 条（据置の内容）第 4 項の規定により据置保険金等が支払われたときは、この特約は消滅します。

第 20 条（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第 21 条（年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付）

年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付は取り扱いません。

第 22 条（年齢の計算）

年金受取人および配偶者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 23 条（年齢および性別の誤りの処理）

年金受取人および配偶者の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第 24 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 25 条（管轄裁判所）

この特約における年金、死亡一時金または据置保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 26 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 27 条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、特別勘定による運用はしません。

第 28 条（積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 29 条（傷害保険に付加された場合の特則）

この特約が傷害保険に付加された場合には、第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 1 号ア. を「主契約の災害死亡保険金または主約款に定める附則 1 の第 1 級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金もしくは災害高度障害保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金または給付金を含まないものとします。）」と読み替えて適用します。

第30条（変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則）

- 1 この特約が変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号ア. をつぎのとおり読み替えます。
「ア. 主契約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金を含まないものとし、かつ、変額年金保険（最低年金原資保証型）普通保険約款第19条（年金原資の一時支払）の規定により支払われる年金原資を含むものとします。）」
- 3 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア. をつぎのとおり読み替えます。
「ア. 主契約の契約日から会社の定める期間の経過後に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額」
- 4 第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）第1項第2号をつぎのとおり読み替えます。
「(2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
.....主契約の保険契約者または年金受取人とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定することとします。」
- 5 年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第31条（家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則）

- 1 この特約が家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の規定による保険金等の据え置きをすることはできません。
- 3 第3条第2項第1号ア. をつぎのとおり読み替えます。
「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価（ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。）」

新買増権保証特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 買増権の行使
- 第3条 買増の制限
- 第4条 特別買増事由による買増権の特別取扱
- 第5条 買増の手続
- 第6条 買増保険契約の責任開始期
- 第7条 買増が行われなかつたものとみなす取扱
- 第8条 特約の期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第9条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の解約
- 第13条 解約返戻金
- 第14条 特約金額の減額

- 第15条 特約の復旧
- 第16条 特約の消滅
- 第17条 告知義務および告知義務違反
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 契約者配当
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則
- 第22条 連生終身保険に付加されている場合の特則
- 第23条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
- 第24条 主契約に特定障害不担保特約が適用されている場合の特則
- 第25条 新通増定期保険に付加されている場合の特則

新買増権保証特約条項

この特約の趣旨

この特約は、あらかじめ特約保険料を払い込んでいただくことにより、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が特定年齢になったとき、あるいは結婚しましたは子供が出生したときに、一定限度内において、被保険者選択を受けることなく新たな保険契約を申し込む権利（以下、「買増権」といいます。）を主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）に付与し、会社が、この保険契約の引受を保証するものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条（買増権の行使）

- 1 主契約の責任開始の日（主契約の復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。主契約の復旧に伴うこの特約の復旧の取扱が行われた後は、最後の復旧の際の責任開始期。）からその日を含めて2年を経過した日の前日以後、この特約の期間中に、被保険者についてつぎの各号の事由が生じた場合には、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、会社の定める一定種類の保険契約を新たに申し込むことができます。

(1) 普通買増事由………

- 被保険者が、つぎのそれぞれの型に定める年齢になった日以後最初に到来するそれぞれの年単位の契約応当日の前日に生存しているとき
- ア. 40歳満了型……… 満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳または満40歳
 - イ. 46歳満了型……… 満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳、満40歳、満43歳または満46歳
 - ウ. 52歳満了型……… 満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳、満40歳、満43歳、満46歳、満49歳または満52歳

(2) 特別買増事由………

- ア. 出生または縁組等により、被保険者と同一戸籍に被保険者の子が記載されたとき
- イ. 婚姻により、被保険者と同一戸籍に被保険者の配偶者が記載されたとき

- 2 買増権は、つぎの各号に定める期間（以下、「買増権の行使期間」といいます。）中に限り、行使することができます。

(1) 普通買増事由による場合………

普通買増事由に該当する日からその日を含めて前2か月間

(2) 特別買増事由による場合………

特別買増事由に該当した日からその日を含めて2か月間。ただし、この期間中にこの特約の期間が満了する場合は、買増権の行使期間は、特別買増事由に該当した日からその日を含めてこの特約の期間の満了日までとします。

- 3 買増権の行使期間中に買増権を行使しなかった場合、その買増権は、買増権の行使期間の満了時に消滅します。

第3条（買増の制限）

- 1 買増権の行使は、この特約の期間を通じ、この特約の契約日における被保険者の契約年齢およびこの特約のそれぞれの型に応じて定められたつぎの回数を限度とします。

契約年齢	回数		
	40歳満了型	46歳満了型	52歳満了型
0歳～23歳	6回	8回	10回
24歳～26歳	5回	7回	9回
27歳～29歳	4回	6回	8回
30歳～32歳	3回	5回	7回
33歳～35歳	2回	4回	6回
36歳～38歳	1回	3回	5回
39歳～41歳	－	2回	4回
42歳～44歳	－	1回	3回
45歳～47歳	－	－	2回
48歳～50歳	－	－	1回

- 2 特別買増事由による買増権が行使できるのは、特別買増事由に該当した日からその日を含めて3年以内に、買増権の行使が可能な普通買増事由が存在する場合に限ります。
- 3 特別買増事由による買増権を使用した場合には、その特別買増事由に該当した日の直後の普通買増事由は消滅します。
- 4 この特約により買増される保険契約（以下、「買増保険契約」といいます。）の死亡保険金額（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険にあっては保険金額、変額保険（終身型）または変額保険（有期型）にあっては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険にあっては基本死亡保険金額、通減定期保険または無解約返戻金型通減定期保険にあっては第1保険年度の死亡保険金額、通増定期保険または新通増定期保険にあっては最終の保険年度の死亡保険金額、家族収入保険にあっては基準年金月額に会社の定める率を乗じて得た額、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）にあっては年金月額に会社の定める率を乗じて得た額。）は、1回の買増について、その買増時における特約金額（以下、「特約金額」といいます。）以下で、会社所定の金額以上であることを要します。
- 5 主契約と買増保険契約の取扱通貨が異なる場合、前項に定める特約金額は、買増保険契約を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額とします。

第4条（特別買増事由による買増権の特別取扱）

- 1 保険契約者が第2条（買増権の行使）第1項第2号の規定による買増権を使用する場合（ただし、縁組等による場合を除きます。）には、前条第4項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、第2項に定める買増保険契約の額を申し込むことができます。
- 2 前条第4項の規定にかかわらず、前項の規定による買増保険契約の額は、特約金額に、前項の規定による買増権を使用する被保険者の年齢およびこの特約のそれぞれの型に応じて定めたつぎの係数を乗じた額とします。この場合、この額は会社所定の範囲内であることを要します。

被保険者の年齢	40歳満了型	46歳満了型	52歳満了型
22歳～24歳	6	8	10
25歳～27歳	5	7	9
28歳～30歳	4	6	8
31歳～33歳	3	5	7
34歳～36歳	2	4	6
37歳～39歳	1	3	5
40歳～42歳	－	2	4
43歳～45歳	－	1	3

被保険者の年齢	40歳満了型	46歳満了型	52歳満了型
46歳～48歳	—	—	2
49歳～51歳	—	—	1

3 前2項の規定による買増権を行使した場合、第16条（特約の消滅）の規定にかかわらず、この特約は消滅するものとします。この場合、保険契約者に通知します。

第5条（買増の手続）

- 1 保険契約者が買増権を行使するときは、それぞれの買増権の行使期間中に、会社所定の書類（別表4）を会社に提出し、同時に買増保険契約の第1回保険料相当額を会社に払い込んでください。この場合、会社は、買増保険契約の第1回保険料相当額の払込をもって、買増権が行使されたものとして取り扱います。
- 2 買増保険契約の保険契約者および被保険者は、それぞれ主契約の保険契約者および被保険者と同一人とします。

第6条（買増保険契約の責任開始期）

- 1 会社は、つぎの各号に定める日から買増保険契約上の責任を負います。
 - (1) 普通買増事由による買増の場合
……………普通買増事由に該当した日の翌日
 - (2) 特別買増事由による買増の場合
……………特別買増事由に該当した日からその日を含めて2か月を経過した日（2か月を経過する日の属する月に応当する日がないときは、その月の末日）以後最初に到来する月単位の契約応当日
- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下、「買増日」といいます。）を、買増保険契約の契約日とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に定める保険種類を買増保険契約とする場合には、買増日の属する月の翌月1日を買増保険契約の契約日とします。
 - (1) 積立利率変動型終身保険
 - (2) 変額保険（終身型）
 - (3) 変額保険（有期型）
 - (4) 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険
 - (5) 積立利率変動型修正払込方式終身保険
- 4 会社が、買増保険契約の申込を承諾した場合には、その旨を書面で保険契約者に通知します。ただし、買増保険契約の保険証券の交付をもってその通知にかえることがあります。
- 5 買増保険契約およびその契約に付加された特約には、この特約条項に規定する他は、買増保険契約の契約日における普通保険約款および特約条項の規定が適用されます。また、買増保険契約の保険料率は、買増保険契約の契約日における標準体保険料率が適用されます。

第7条（買増が行われなかったものとみなす取扱）

- 前条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当したときは、会社は、買増日にその保険契約の買増が行われなかったものとして取り扱います。
- (1) 買増日の属する月の前の払込期月のこの特約の保険料が払い込まれず、買増日以後にこの特約が消滅したとき
 - (2) 買増日の属する月の前の払込期月の主契約の保険料が払い込まれず、買増日以後に、主契約が効力を失ったことにより、この特約が効力を失ったとき
 - (3) 買増日の前日までに、この特約が、特約の期間満了による場合を除き、消滅または効力を失ったとき

第8条（特約の期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、前項の特約の期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
 - (1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - (2) 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、第9条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- 4 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、前納の際割り引きした利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主

契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。

- 5 この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 7 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 8 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約応当日の前日までに払い込まれないとときは、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 9 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第9条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第10条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第11条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。

第12条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第13条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により計算します。また、会社は、この特約を締結する際または保険証券を交付する際に、解約返戻金額を保険契約者に通知します。
- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続きに関する規定を準用します。

第14条（特約金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、この特約の特約金額の減額を請求することができます。ただし、減額後のこの特約の特約金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額が減額された場合で、この特約の特約金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 本条の減額をしたときは、保険契約者に通知します。

第15条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第16条（特約の消滅）

- 1 第4条（特別買増事由による買増権の特別取扱）第3項に規定するほか、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき

- (2) 主契約が前号以外の事由により消滅したとき
 - (3) 被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われないとき
 - (4) 被保険者が身体障害状態（別表3）に該当したとき
 - (5) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第2号の規定によってこの特約が消滅したときは、第13条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。
ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。
- 3 第1項第3号および第4号の規定によってこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 4 第1項第5号の規定によってこの特約が消滅したときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
- 5 第1項第3号から第5号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

第17条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第18条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第19条（契約者配当）

この特約に対しても、契約者配当はありません。

第20条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第21条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

第22条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第23条（積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第24条（主契約に特定障害不担保特約が適用されている場合の特則）

主契約に特定障害不担保特約が適用されている場合には、買増保険契約（買増保険契約に付加される特約は除きます。）についても、主契約と同一の条件で特定障害不担保特約が適用されるものとします。

第25条（新遞増定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が新遞増定期保険に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読み替えます。

割増年金支払特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金の設定
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金証書
- 第5条 年金支払日
- 第6条 年金の種類
- 第7条 年金の分割支払
- 第8条 年金の一時支払
- 第9条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払
- 第10条 年金および死亡一時金の請求、支払の手続
- 第11条 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者
- 第12条 成年後見等の開始
- 第13条 特約の内容変更
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅
- 第16条 年金受取人に対する貸付
- 第17条 年齢の計算

- 第18条 年齢および性別の誤りの処理
- 第19条 契約者配当
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則
- 第23条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則
- 第24条 傷害保険に付加された場合の特則
- 第25条 変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則
- 第26条 家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則

割増年金支払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等の受取人が障害者である場合に、一時支払にかえて割増された年金を支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、つぎの各号のいずれにも該当する場合に、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
 - (1) 保険金等の受取人が、保険契約者による申し出の場合には申し出時において、保険金等の受取人による申し出の場合には保険金等の支払事由発生時において、つぎのいずれかに該当すること
 - ア. 主契約の被保険者
 - イ. 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - ウ. 主契約の被保険者の直系血族
 - エ. 主契約の被保険者の3親等以内の親族
 - (2) 保険金等の受取人がつぎのいずれかに該当し、将来、独立自活することが困難であると会社が認めること
 - ア. 知的障害者（知的障害者とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると会社が認めた者をいいます。）
 - イ. 身体障害者（附則1）
 - ウ. 精神または身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度がア.またはイ.と同等と会社が認めた者
- 2 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人の受取割合に応じて、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。ただし、この特約を締結することができるのは、前項に定める場合に限ります。
- 3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、受取人と同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各号の金額の合計とします。ただし、第1号の保険金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。
 - (1) 主契約および主契約に付加された特約の保険金（給付の名称の如何を問いません。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まず、一時支払される年金開始日の前日の積立金を含むものとします。）
 - (2) 主契約に付加された特約の給付金
 - (3) 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
 - (4) その他、第1号の保険金の支払時に会社が支払う金額

第3条（年金受取人）

この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。

第4条（年金証書）

第2条（年金基金の設定）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。

第5条（年金支払日）

- 1 年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第6条（年金の種類）

- 1 年金の種類は保証期間付終身年金とし、保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存している場合に限りその生存期間中、年金を支払います。年金または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額、受取人および支払事由に該当しても年金または死亡一時金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

- 2 前項に定める保証期間付終身年金における保証期間は、会社の定める取扱範囲内で、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の申し出により、年金基金設定時は年金受取人の申し出により定めます。この場合、その保証期間について会社の定める計算方法により計算される年金額が、会社の定める金額以上であることを要します。
- 3 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。ただし、この特約の締結時における会社所定の利率および計算方法により計算された年金額を下まわることはありません。
- 4 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、年金受取人は、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 5 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 第4項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 7 前項による死亡一時金受取人の変更是、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

- 8 第4項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 9 第4項または第6項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第7条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 前項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第6条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第8条（年金の一時支払）

- 1 年金受取人は保証期間中の年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金はそのまま存続します。この場合、年金受取人に通知します。

第9条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

- 1 第6条（年金の種類）の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由発生前は年金受取人の申し出により、死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人の申し出により、死亡一時金の支払にかえて、保証期間中、死亡一時金受取人は年金を受け取ることができます。
- 2 前項の場合、年金額は、第6条（年金の種類）第3項に定めるところにより計算された年金額と同額とします。ただし、年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡した場合には、年金の種類を確定年金とみなして、第6条（年金の種類）第3項の規定を準用して年金額を再計算します。この場合、年金支払期間は、当初の保証期間付終身年金の保証期間と同じとします。
- 3 第1項の場合、この特約は、保証期間が満了した時に消滅します。
- 4 第1項の場合、死亡一時金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 5 前項の場合、死亡一時金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 6 前項の場合、死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人については、第6条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金に関する規定を準用します。
- 7 死亡一時金受取人は、第1項に定める年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 8 前項の規定により会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。

第10条（年金および死亡一時金の請求、支払の手続）

年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第11条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対しても効力を生じます。

第12条（成年後見等の開始）

1 年金受取人または死亡一時金受取人の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。

2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第13条（特約の内容変更）

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社の定める取扱範囲内で、保証期間その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社の定める取扱範囲内で、保証期間その他年金支払の内容を変更することができます。

第14条（特約の解約）

1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
 - (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第15条（特約の消滅）

1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。

2 第6条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときは、この特約は消滅します。

3 年金基金設定日前に保険金等の受取人が第1条（特約の締結）第1項第2号に定める状態に該当しなくなったときは、この特約は消滅します。

4 年金基金設定日前に保険金等の受取人が死亡したときは、この特約は消滅します。

5 保険金等の支払事由発生前に保険金等の受取人が変更されたときは、この特約は消滅します。

第16条（年金受取人に対する貸付）

年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

第17条（年齢の計算）

年金受取人の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第18条（年齢および性別の誤りの処理）

年金受取人の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第19条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条（管轄裁判所）

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、特別勘定による運用はしません。

第23条（積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第24条（傷害保険に付加された場合の特則）

この特約が傷害保険に付加された場合には、第2条（年金基金の設定）第2項第1号を「主契約の災害死亡保険金または主約款に定める附則1の第1級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金もしくは災害高度障害保険金（ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約の締結によって据え置かれた保険金または給付金を含まないものとします。）」と読み替えて適用します。

第25条（変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則）

1 この特約が変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。

2 第2条（年金基金の設定）第2項第1号をつぎのとおり読み替えます。

〔(1) 主契約の保険金（ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約の締結によって据え置かれた保険金を含まないものとし、かつ、変額年金保険（最低年金原資保証型）普通保険約款第19条（年金原資の一時支払）の規定により支払われる年金原資を含むものとします。）〕

3 年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第26条（家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則）

この特約が家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合には、第2条（年金基金の設定）第2項第1号を「主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価（ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。）」と読み替えて適用します。

附則 1 身体障害者

身体障害者とは、身体障害者福祉法施行規則第5条（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）の障害の級別1級から3級に定める程度の障害の状態（下表）がある者をいいます。

級別	身体障害
1級	1. 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの 2. 両上肢の機能を全廃したもの 3. 両上肢を手関節以上で欠くもの 4. 両下肢の機能を全廃したもの 5. 両下肢の大脛の三分の一以上で欠くもの 6. 体幹の機能障害により坐っていることができないもの 7. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 8. 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの 9. 心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 10. じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 11. 呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 12. ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 13. 小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 14. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	15. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 16. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの 17. 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう） 18. 両上肢の機能の著しい障害 19. 両上肢のすべての指を欠くもの 20. 1上肢を上腕の三分の一以上で欠くもの 21. 1上肢の機能を全廃したもの 22. 両下肢の機能の著しい障害 23. 両下肢を下腿の三分の一以上で欠くもの 24. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 25. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの 26. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 27. 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの 28. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

級別	身体障害
3級	29. 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの 30. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90 % 以上のもの 31. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） 32. 平衡機能の極めて著しい障害 33. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失 34. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 35. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 36. 1 上肢の機能の著しい障害 37. 1 上肢のすべての指を欠くもの 38. 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの 39. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 40. 1 下肢を大腿の三分の一以上で欠くもの 41. 1 下肢の機能を全廃したものです 42. 体幹の機能障害により歩行が困難なもの 43. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 44. 不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの 45. 心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 46. じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 47. 呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 48. ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 49. 小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 50. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

(注)

- 身体障害の状態が、身体障害者障害程度等級表の4級の障害の2種目以上に重複して該当するために3級とみなされる場合、または4級以下の異なる等級の障害の2種目以上に重複して該当するために3級以上とみなされる場合も本表に該当したものとします。

(備考)

- 指を欠くもの
「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいいます。
- 指の機能障害
「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
- 上・下肢の障害
 - 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。
 - 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

指定代理請求特約条項

目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結	第9条 主約款および各特約の特約条項の規定の準用
第2条 特約の対象となる保険金等	第10条 主契約が更新される場合等の特則
第3条 指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回	第11条 ファミリー保険に付加されている場合の特則
第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求	第12条 連生終身保険に付加されている場合の特則
第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除	第13条 保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第6条 特約の解約	第14条 割増年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第7条 主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱	第15条 配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合の特則
第8条 保険金等の受取人の成年後見等の開始	

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主契約の被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定によってこの特約を付加したときは、保険契約者に通知します。
- この特約の締結日は、主契約の責任開始期とします。ただし、主契約締結の後に付加した場合は、会社が承諾した日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金等（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- 主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）

- この特約を付加した場合、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。
 - 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - 主契約の被保険者の直系血族
 - 主契約の被保険者の3親等内の親族
 - 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等（名称の如何を問わず、主契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
 - 前4号のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱い

ます。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- 1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情（以下、「特別な事情」といいます。）があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、会社所定の書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他、前2号に準じる状態である場合
- 2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がない場合にはその受取人と生計を一にする者）が、会社所定の書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人として指定されていなかったものとし、かつ、第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。なお、本項の規定により指定代理請求人として指定されていなかったものとするときは、第3項第3号に該当するものとして取り扱います。
- 6 前5項のほか、保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第8条（保険金等の受取人の成年後見等の開始）

- 1 保険金等の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金等の受取人もしくは指定代理請求人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（主契約が更新される場合等の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約の全部または一部が他の保険契約に変換される場合には、変換後の契約にもこの特約が自動的に付加され、そのまま継続するものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、更新日または変換後の保険契約の締結日（以下、「変換日」といいます。）に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は、更新日または変換日に会社が締結を取り扱っている他の特約または保険契約（この特約と趣旨を同一とするものに限ります。）に変更され継続するものとします。

第11条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

この特約がファミリー保険に付加されている場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。ただし、妻子型保障および妻型保障の場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者の妻」と読み替えます。

第12条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。ただし、第1条（特約の締結）第1項および第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）中、「主契約の被保険者の同意を得て」については、「主契約の第1被保険者および第2被保険者の同意を得て」と読み替えます。

第13条（保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。
「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一である年金に限ります。」
 - (2) 第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）

- 1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の直系血族
 - (3) 年金受取人の3親等内の親族
 - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受けける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、年金受取のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

第14条（割増年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 割増年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日前、主契約の被保険者および割増年金支払特約の年金受取人の同意を得て、保険契約者の申し出により、会社の承諾を得て、割増年金支払特約の将来の年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
 - (2) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、割増年金支払特約による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
 - (3) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号または第2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金等は、割増年金支払特約による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一である年金に限ります。」

- 3 第1項第1号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主契約の被保険者および割増年金支払特約の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された割増年金支払特約の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の直系血族
 - (3) 年金受取人の3親等内の親族
 - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受けける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日前、保険契約者は、主契約の被保険者および年金受取人の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、年金受取人は、第1項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」
- 4 第1項第2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）

- 1 この特約を付加した場合、割増年金支払特約の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された割増年金支払特約の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の直系血族
 - (3) 年金受取人の3親等内の親族
 - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受けける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

第15条（配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合の特則）

この特約が配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合は、特約条項中「主契約の被保険者」とあるのを、「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

特別条件付保険特約条項

目次

第1条	特約の適用	第12条	特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則
第2条	特別条件	第13条	がん診断保険に付加されている場合の特則
第3条	契約内容の変更の制限	第14条	介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
第4条	変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則	第15条	介護一時金保険または介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則
第5条	連生終身保険に付加されている場合の特則	第16条	解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則
第6条	積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則	第17条	平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則
第7条	積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則		
第8条	特約の消滅		
第9条	新遞増定期保険に付加されている場合の特則		
第10条	主契約または特約に特別保険料領収法が付加される場合の特則		
第11条	終身介護保険に付加されている場合の特則		

特別条件付保険特約条項

第1条（特約の適用）

保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないと認めたときは、会社は、この特約を適用します。

第2条（特別条件）

1 この特約が適用された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。

(1) 保険金・給付金削減支払法

ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡しました高度障害状態（別表1）に該当し、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

イ. 会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が死亡しました被保険者が入院もしくは手術を受け、主約款また

は特約条項の規定により給付金（入院一時金を含みます。以下、本号において同じとします。）が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額（入院一時金額を含みます。以下、本号において同じとします。）に前ア.に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。

(2) 特別保険料領収法

ア. 保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。

イ. この条件が付加された主契約または特約（主約款または特約条項の規定により解約返戻金がない保険契約を除きます。）の解約返戻金については、前ア.の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、主約款または特約条項の規定を適用して計算します。また、責任準備金についても、前項の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。

ウ. 復活の際にこの条件を付加する場合、付加しない場合と責任準備金の差額があるときは、保険契約者は、これを払い込むことを要します。

エ. 主約款の規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合は、この特約の特別保険料の払込を免除します。

2 前項第1号の条件が付加された契約について、主約款または特約条項の規定により年金月額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第1号ア.の規定を準用します。

第3条（契約内容の変更の制限）

1 この特約が適用された保険契約については、主約款に規定する契約内容の変更等のうち、つぎの各号の取扱は行いません。

(1) 払済保険への変更（ただし、保険金削減期間の経過後または会社の取扱範囲内である場合は取り扱います。）

(2) 延長定期保険への変更

(3) 原保険契約への復旧

(4) 保険期間の変更

(5) 年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険における年金開始日の繰下げ

(6) 保険料払込期間の変更

2 主契約に付加された特約のみに特別条件が適用されているときは、前項の規定にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で、前項第1号から第3号の取扱を行います。

3 この特約が付加されている保険契約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 前条第1項第1号に定める特別条件が適用されている場合には、主約款の規定にかかわらず、主契約の保険期間満了の日までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の保険契約には更新前に付加した特別条件は適用されません。

(2) 前条第1項第2号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の保険契約の特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の保険契約の保険期間に基づいて計算します。

第4条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

1 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約を付加した場合で、特別保険料払込中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長定期保険への変更を取り扱いません。

(2) 第2条（特別条件）第1項第1号ア.①中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から変動保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じて得た金額」と読み替えます。

(3) 第2条（特別条件）第1項第1号ア.②中、「支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額」は「支払うべき保険金額から一時払保険料および変動保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料および変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額」と読み替えます。

(4) 第2条（特別条件）第1項第2号イ.の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。また、責任準備金についても、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。

- (5) 第3条(契約内容の変更の制限)中、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。
- (6) 特別保険料は、主約款に定める特別勘定による運用はしません。
- (7) 主約款の契約者貸付の規定中、「解約返戻金の9割(本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額)」は「解約返戻金の9割(特別保険料に対する解約返戻金を含みません。本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額)」と読み替えます。
- (8) この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合には、変額保険(有期型)普通保険約款第45条(変額保険・一時払への変更)は取り扱いません。
- (9) 特別保険料領収法が付加された場合には、「変額払済保険」への変更は取り扱いません。

第5条(連生終身保険に付加されている場合の特則)

この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。

第6条(積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、つきの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特別条件)第1項第1号ア. ①中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。
- (2) 積立利率変動型終身保険の場合、第2条(特別条件)第1項第1号ア. ②中、「支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額」は「支払うべき保険金額から一時払保険料および増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料および増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。
- (3) 第2条(特別条件)第1項第2号イ. の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。また、責任準備金についても、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。
- (4) 特別保険料は、主約款第2条(積立金)の規定は適用しません。
- (5) 特別保険料領収法が付加された場合には、「払済保険」への変更は取り扱いません。

第7条(積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つきの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特別条件)第1項第1号ア. ①中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と読み替えます。
- (2) 第2条(特別条件)第1項第2号イ. の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。また、責任準備金についても、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。
- (3) 特別保険料は、主約款第2条(積立金)の規定は適用しません。
- (4) 特別保険料領収法が付加された場合には、「払済保険」への変更は取り扱いません。

第8条(特約の消滅)

会社が、第2条(特別条件)第1項に定める条件が付加されている契約について、会社所定の取扱条件を満たし、かつ、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合することを承諾した場合、会社の定める取扱範囲内で、この特約は将来に向かって消滅します。この場合、この特約が消滅することによる解約返戻金の差額があるときは、これを保険契約者に支払います。

第9条(新遞増定期保険に付加されている場合の特則)

この特約が新遞増定期保険に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読み替えます。

第10条（主契約または特約に特別保険料領収法が付加される場合の特則）

1 平成21年2月26日以前に締結（更新および特約の中途付加を含みます。）された保険契約に、特別保険料領収法が付加されている場合または復活の際に特別保険料領収法が付加される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本項の対象となる保険種類は、つぎのいずれかの保険種類とします。

- ア. 修正払込方式終身保険
- イ. 有期払込終身保険
- ウ. 養老保険
- エ. 平準定期保険
- オ. 通増定期保険
- カ. 年金支払型特殊養老保険
- キ. 米国ドル建終身保険
- ク. 終身保険
- ケ. 新通増定期保険
- コ. 低解約返戻金型平準定期保険
- サ. 米国ドル建年金支払型特殊養老保険
- シ. 米国ドル建養老保険
- ス. ヨーロ建終身保険
- セ. ヨーロ建養老保険
- ソ. ヨーロ建年金支払型特殊養老保険
- タ. 平準定期保険特約
- チ. 通増定期保険特約
- ツ. 新通増定期保険特約

(2) 第2条第1項第2号を以下のとおり読み替え適用します。

〔(2) 特別保険料領収法〕

保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。この場合、特別保険料に対する解約返戻金はありません。なお、主約款の規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合は、この特約の特別保険料の払込を免除します。」

(3) 第3条（契約内容の変更の制限）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

〔(1) 払済保険への変更（ただし、特別保険料払込期間および保険金削減期間の経過後は取り扱います。）〕

(4) 第8条（特約の消滅）を以下のとおり読み替え適用します。

〔第8条（特約の消滅）〕

会社が、第2条（特別条件）第1項に定める条件が付加されている契約について、会社所定の取扱条件を満たし、かつ、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合することを承諾した場合、会社の定める取扱範囲内で、この特約は将来に向かって消滅します。

」

2 平成25年3月31日以前に締結（更新および特約の中途付加を含みます。）された保険契約に、特別保険料領収法が付加されている場合または復活の際に特別保険料領収法が付加される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本項の対象となる保険種類は、つぎのいずれかの保険種類とします。

- ア. 通減定期保険
- イ. ファミリー保険
- ウ. 家族収入保険
- エ. 変額保険（終身型）
- オ. 変額保険（有期型）
- カ. 連生終身保険
- キ. 積立利率変動型終身保険
- ク. 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険
- ケ. 積立利率変動型修正払込方式終身保険
- コ. 通減定期保険特約
- サ. 災害死亡給付特約
- シ. 家族収入特約
- ス. 入院総合保障特約
- セ. 家族入院総合保障特約
- ソ. 傷害特約

- タ. 配偶者傷害特約
- チ. 子供傷害特約
- ツ. 配偶者入院総合保障特約
- テ. 子供入院総合保障特約
- ト. 成人病特約
- ナ. 女性疾病特約

(2) 本項の場合には、前項第2号から第4号までの規定を準用します。

3 つきのいずれかの保険種類に、特別保険料領収法が付加されている場合または復活の際に特別保険料領収法が付加される場合には、第1項第2号から第4号までの規定を準用します。

- ア. 医療保険
- イ. 新医療保険
- ウ. 終身介護保険
- エ. 解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）
- オ. 解約返戻金抑制型就労不能障害保険

第11条（終身介護保険に付加されている場合の特則）

この特約が終身介護保険に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

〔

(1) 介護年金削減支払法

会社の定めた介護年金削減期間内に、被保険者が死亡した場合は被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により介護年金または死亡給付金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて第1回介護年金または死亡給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき介護年金額または死亡給付金額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を介護年金または死亡給付金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき介護年金または死亡給付金の全額を支払います。

経過期間 介護年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

〕

第12条（特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

〔

(1) 保険金・給付金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を特定疾病保険金として支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。ただし、死亡給付金については本規定を適用しません。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

第13条（がん診断保険に付加されている場合の特則）

この特約ががん診断保険に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

〔

(1) 保険金・給付金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額をがん診断保険金または上皮内がん診断保険金として支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。ただし、死亡給付金については本規定を適用しません。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…がん診断保険金については、がん診断保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と一時払保険料の合計額とし、上皮内がん診断保険金については、その合計額に上皮内がん支払割合を乗じて得た金額。

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

第14条（介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

この特約が介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

〔

(1) 給付金・年金削減支払法

会社の定めた給付金・年金削減期間内に、被保険者が死亡しましたは被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により死亡給付金、介護年金または認知症加算年金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて死亡給付金、第1回介護年金または認知症加算年金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき死亡給付金額または介護年金額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を死亡給付金、介護年金または認知症加算年金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき死亡給付金、介護年金または認知症加算年金の全額を支払います。

経過期間 給付金・年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—

経過期間 給付金・年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

第15条（介護一時金保険または介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則）

この特約が介護一時金保険または介護一時金保険（定期型）に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

(1) 介護一時金削減支払法

会社の定めた介護一時金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により介護一時金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて介護一時金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき介護一時金額に次表に定める割合を乗じて得た額を介護一時金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき介護一時金の全額を支払います。

経過期間 介護一時金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

第16条（解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則）

この特約を解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に適用する場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

(1) 給付金・年金削減支払法

① 会社の定めた給付金・年金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主約款または特約条項の規定により就労不能障害年金、特定障害年金、就労障害サポート年金または就労不能障害一時金（以下、「就労不能障害年金等」といいます。）が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて就労不能障害年金等の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき就労不能障害年金等の額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を就労不能障害年金等として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき就労不能障害年金等の全額を支払います。

② ①にかかわらず、特定障害年金もしくは就労障害サポート年金を支払った後に新たに就労不能障害年金を支払う場合、就労障害サポート年金を支払った後に新たに特定障害年金を支払う場合または特定障害年金を支払った後に新たに就労障害サポート年金を支払う場合、契約日または復活日からその日を含めて新たに就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金（以下、「年金」といいます。）の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、新たに支払うべき年金の額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を年金として支払います。

経過期間 給付金・年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

第17条（平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）

この特約が平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合には、第2条第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

(1) 保険金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が保険金の支払事由に該当し、主約款の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を死亡保険金、高度障害保険金または重度介護保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50 %	—	—	—	—
2年	30 %	60 %	—	—	—
3年	25 %	50 %	75 %	—	—
4年	20 %	40 %	60 %	80 %	—
5年	15 %	30 %	45 %	60 %	80 %

」

特定障害不担保特約条項

目次

第1条 特約条項の適用

第2条 不担保とする特定障害

第3条 主契約に付加された新買増権保証特約による買
増保険契約における取扱

第4条 特約の消滅

第5条 解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返
戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金
型就労不能障害一時金特約に付加されている
場合の特則

特定障害不担保特約条項

第1条（特約条項の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）およびつぎの各号に定める特約を主契約に付加して締結する際、被保険者（ファミリー保険の場合、主たる被保険者。連生終身保険の場合、第1被保険者または第2被保険者。以下、同じとします。）の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款（主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下、「主約款等」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

- (1) 平準定期保険特約
- (2) 通減定期保険特約
- (3) 災害死亡給付特約
- (4) 家族収入特約
- (5) 通増定期保険特約
- (6) がん死亡保険特約
- (7) 傷害特約
- (8) 無解約返戻金型平準定期保険特約
- (9) 疾病障害による保険料払込免除特約
- (10) 新通増定期保険特約
- (11) 無解約返戻金型通減定期保険特約
- (12) 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）
- (13) 無解約返戻金型就労不能障害特約
- (14) 無解約返戻金型就労不能障害一時金特約

第2条（不担保とする特定障害）

この特約により不担保とする特定障害は、視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 視力障害

被保険者が主約款等に定める高度障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下、「身体の障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める高度障害保険金、高度障害年金、がん高度障害保険金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、高度障害年金、がん高度障害保険金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

(2) 聴力障害

被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

第3条（主契約に付加された新買増権保証特約による買増保険契約における取扱）

この特約が適用されている主契約に新買増権保証特約が付加されている場合には、新買増権保証特約条項の規定により買増される保険契約（買増される保険契約に付加される特約は除きます。）についても、主契約と同一の条件でこの特約が適用されるものとします。

第4条（特約の消滅）

会社が、会社所定の取扱条件を満たし、かつ、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合することを承諾した場合、会社の定める取扱範囲内で、この特約は将来に向かって消滅します。

第5条（解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則）

この特約が解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に適用される場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（不担保とする特定障害）第1号中、「高度障害状態または身体障害の状態」を「高度障害状態、就労不能障害状態、就労制限障害状態または身体障害の状態」と、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」を「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」、「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」、「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」もしくは「両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第1号もしくは2級の第1号に該当したと認定されたもの、または障害厚生年金の支給要件のうち3級の第1号に該当したと認定されたもの」と、「高度障害年金」を「就労不能障害年金、就労障害サポート年金、就労不能障害一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（不担保とする特定障害）第2号中、「身体障害の状態」を「就労不能障害状態、就労制限障害状態または身体障害の状態」と、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」を「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」、「両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」もしくは「両耳の聴力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第2号もしくは2級の第2号に該当したと認定されたもの、または障害厚生年金の支給要件のうち3級の第2号に該当したと認定されたもの」と、「障害給付金」を「就労不能障害年金、就労障害サポート年金、就労不能障害一時金」とそれぞれ読み替えます。

団体扱特約条項

目次

- 第1条 特約の適用範囲
- 第2条 契約日の特則
- 第3条 契約日前の事故
- 第4条 保険料率
- 第5条 保険料の払込方法〈経路〉
- 第6条 保険料領収証
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 特約が消滅した保険契約の取扱

- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合の特則
- 第11条 連生終身保険に適用されている場合の特則
- 第12条 がん保険またはがん診断保険に適用されている場合の特則
- 第13条 特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則

団体扱特約条項

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、かつ保険契約者が20人以上いる場合に、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つきの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約で、被保険者が20人以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じとします。）して20人以上いる場合
 - (3) 団体の事業所が2つ以上あるときは、1つの事業所に、前項の保険契約者が20人以上いる場合または前号の保険契約者と被保険者を合算して20人以上いる場合
- 3 前2項の員数については、年払および半年払の契約のみ、または月払の契約のみにより、その員数を満たすことを要するものとします。

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料は別に定めた団体扱保険料率とします。

第5条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、第2回以後の保険料を団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が適用されている保険契約では、前納の取扱をしません。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

- つきの場合には、この特約は消滅します。
- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
 - (2) 団体取扱契約が解約されたとき
 - (3) 団体に所属する保険契約者または被保険者の数が第1条（特約の適用範囲）に規定する員数未満になった場合に、その時から6か月を経過してもなおそれを補充できなかったとき

第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

- 1 この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3号によってこの特約が消滅した場合で、残存する保険契約者または被保険者の数が10人以上である場合は、残存保険契約を特別団体扱に変更します。この場合の保険料率は、個別扱の料率になります。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合には、この特約条項の第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第11条（連生終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に適用されている場合には、この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第12条（がん保険またはがん診断保険に適用されている場合の特則）

この特約ががん保険またはがん診断保険に適用されている場合には、つきの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく死亡保険金（死亡給付金を含みます。以下、本号において、同じとします。）の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、死亡保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第13条（特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険に適用されている場合には、つきの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく特定疾病保険金（主約款第4条（保険金等の支払）第1項第1号に規定する支払事由に該当した場合を除く。以下、本条において同じとします。）もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、特定疾病保険金または死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

特別団体扱特約条項

目次

第1条 特約の適用範囲	第8条 変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合の特則
第2条 契約日の特則	第9条 連生終身保険に適用されている場合の特則
第3条 契約日前の事故	第10条 がん保険またはがん診断保険に適用されている場合の特則
第4条 保険料の払込方法（経路）	第11条 特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則
第5条 保険料領収証	
第6条 特約の消滅	
第7条 主約款の規定の準用	

特別団体扱特約条項

第1条（特約の適用範囲）

- この特約は、会社と特別団体取扱契約を締結した官公署、会社、組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下、「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、かつ保険契約者が10人以上いる場合、または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者が10人以上いる場合に、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 前項の員数については、年払および半年払の契約のみ、または月払の契約のみにより、その員数を満たすことを要するものとします。

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料の払込方法（経路））

- 保険契約者は、第2回以後の保険料を団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- この特約が適用されている保険契約では、前納の取扱をしません。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
- 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
 - 特別団体取扱契約が解約されたとき
 - 団体に所属する保険契約者または被保険者の数が第1条（特約の適用範囲）に規定する員数未満になった場合に、その時から6か月（月払契約のときは3か月）を経過してもなおそれを補充できなかったとき

第7条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第8条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険 または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合には、この特約条項の第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第9条（連生終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に適用されている場合には、この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第10条（がん保険またはがん診断保険に適用されている場合の特則）

この特約ががん保険またはがん診断保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく死亡保険金（死亡給付金を含みます。以下、本号において、同じとします。）の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、死亡保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第11条（特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく特定疾病保険金（主約款第4条（保険金等の支払）第1項第1号に規定する支払事由に該当した場合を除く。以下、本条において同じとします。）もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、特定疾病保険金または死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

集団扱特約条項

目次

- 第1条 特約の適用範囲
- 第2条 契約日の特則
- 第3条 契約日前の事故
- 第4条 保険料率
- 第5条 保険証券
- 第6条 保険料の払込方法〈経路〉
- 第7条 保険料領収証

- 第8条 他の個人保険への変換規定の不適用
- 第9条 特約の消滅
- 第10条 特約が消滅した保険契約の取扱
- 第11条 集団との取りきめによる取扱
- 第12条 主約款の規定の準用
- 第13条 特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則
- 第14条 がん診断保険に適用されている場合の特則

集団扱特約条項

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と集団取扱契約を締結した会社、事業所、官公庁、組合、連合会等その集団において保険料の一括集金のできる集団（以下、「集団」といいます。）の所属員（所属員が事業団体の場合にはその構成員を含めます。以下、同じとします。）を保険契約者とする保険契約で、かつ保険契約者が10人以上いる場合に、その集団を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員（その親族または使用人を含めます。）を被保険者とする保険契約で、被保険者が10人以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じとします。）して10人以上いる場合
 - (3) 集団の事業所が2つ以上あるときは、1つの事業所に、前項の保険契約者が10人以上いる場合または前号の保険契約者と被保険者を合算して10人以上いる場合
- 3 前2項の員数については、年払および半年払の契約のみ、または月払の契約のみにより、その員数を満たすことを要するものとします。

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

- 1 この特約を適用する年払保険契約、半年払保険契約および月払保険契約の保険料は別に定めた集団扱保険料率とします。
- 2 前項の保険料率は、被保険者の増減に応じて会社の定めるところにより変更します。

第5条（保険証券）

会社は、個々の保険証券にかえて一括保険証券を集団またはその代表者に発行することができます。

第6条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、第2回以後の保険料を集団を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、集団から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が適用されている保険契約では、前納の取扱をしません。

第7条（保険料領収証）

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第8条（他の個人保険への変換規定の不適用）

この特約が適用されている保険契約については、主約款の規定にかかわらず、他の個人保険への変換の取扱をしません。

第9条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
- (1) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
 - (2) 集団取扱契約が解約されたとき
 - (3) 集団に所属する保険契約者または被保険者の数が第1条（特約の適用範囲）に規定する員数未満になった場合に、その時から6か月を経過してもなおそれを補充できなかったとき

第10条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第11条（集団との取りきめによる取扱）

会社と集団とが、契約日の取扱、保険料の払込またはその他の事項について、特別の取りきめを行った場合には、第2条（契約日の特則）または第6条（保険料の払込方法〈経路〉）の規定にかかわらず、その取りきめによるものとします。

第12条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第13条（特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく特定疾病保険金（主約款第4条（保険金等の支払）第1項第1号に規定する支払事由に該当した場合を除く。以下、本条において同じとします。）もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、特定疾病保険金または死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第14条（がん診断保険に適用されている場合の特則）

この特約ががん診断保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく死亡給付金の支払事由

または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

特別集団扱特約条項

目次

第1条 特約の適用範囲

第2条 契約日の特則

第3条 契約日前の事故

第4条 保険料率

第5条 保険証券

第6条 保険料の払込方法（経路）

第7条 保険料領収証

第8条 他の個人保険への変換規定の不適用

第9条 特約の消滅

第10条 特約が消滅した保険契約の取扱

第11条 協議内容の決定および変更

第12条 主約款の規定の準用

第13条 特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則

第14条 がん診断保険に適用されている場合の特則

特別集団扱特約条項

第1条（特約の適用範囲）

1 この特約は、会社と特別集団取扱契約を締結した、預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金の預金者集団または集団の主たる目的が物品等の購入に際し、信用供与を受けるものである集団で、保険料の一括集金のできる集団（以下、「集団」といいます。）の所属員を保険契約者とする保険契約で、かつ保険契約者が10人以上いる場合に、その集団を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。

(1) 集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員（その親族もしくは使用人を含めます。）を被保険者とする保険契約で、被保険者が10人以上いる場合

(2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じとします。）して10人以上いる場合

3 前2項の員数については、年払および半年払の契約のみ、または月払の契約のみにより、その員数を満たすことを要するものとします。

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始日の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

1 この特約を適用する年払保険契約、半年払保険契約および月払保険契約の保険料は別に定めた特別集団扱保険料率とします。

2 前項の保険料率は、被保険者の増減に応じて会社の定めるところにより変更します。

第5条（保険証券）

会社は、個々の保険証券にかえて一括保険証券を集団またはその代表者に発行することがあります。

第6条（保険料の払込方法（経路））

1 保険契約者は、第2回以後の保険料を集団を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、集団から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

2 この特約が適用されている保険契約では、前納の取扱をしません。

第7条（保険料領収証）

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

第8条（他の個人保険への変換規定の不適用）

この特約が適用されている保険契約については、主約款の規定にかかわらず、他の個人保険への変換の取扱をしません。

第9条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
- (2) 特別集団取扱契約が解約されたとき
- (3) 集団に所属する保険契約者または被保険者の数が第1条（特約の適用範囲）に規定する員数未満になった場合に、その時から6か月を経過してもなおそれを補充できなかったとき

第10条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第11条（協議内容の決定および変更）

1 つぎの各号の事項については、特別集団取扱契約締結の際、保険契約者（集団の所属員を保険契約者とする場合はその代表者とします。以下、本条において同じとします。）と会社とが協議のうえ定めます。

- (1) 被保険者の加入に関する事項
- (2) 被保険者の選択に関する事項
- (3) 被保険者の脱退に関する事項
- (4) 保険金額に関する事項
- (5) 保険期間に関する事項
- (6) 保険料に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定によって定められた事項については、特別集団取扱契約締結後においても保険契約者と会社とが協議のうえ、会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。

3 本条の規定によって定められた事項は、特別集団取扱契約内容の一部となるものです。

第12条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第13条（特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく特定疾病保険金（主約款第4条（保険金等の支払）第1項第1号に規定する支払事由に該当した場合を除く。以下、本条において同じとします。）もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、特定疾病保険金または死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第14条（がん診断保険に適用されている場合の特則）

この特約ががん診断保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく死亡給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

別表

別表1 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考3. 参照）
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（備考4. 参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

5. その他

上記1.2.および4.中の「回復の見込のない場合」ならびに上記3.中の「常に介護を要するもの」については、例えば、以下に定める「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を指すものではなく、仮に継続的な治療等を行ったとしても回復する見込がない状態や、當時かつ永続的に他人の介護を要する状態をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しましたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D – 1 0(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故 (V 01~V 99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W 00~X 59)	
・転倒・転落 (W 00~W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 (W 20~W 49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露 (W 42) ・振動への曝露 (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 (W 50~W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65~W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75~W 84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥<吸引> (W 78) ・気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W 79) ・気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W 85~W 99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W 94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X 00~X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10~X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20~X 29)	
・自然の力への曝露 (X 30~X 39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X 30) (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X 40~X 49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病的診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤などの化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食飴性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50~X 57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X 51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・食糧の不足 (X 53) ・水の不足 (X 54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X 58~X 59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85~Y 09)	

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
4. 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y 35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
- (6) 1手の5手指を失ったか、または第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
- (7) 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
- (9) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
- (10) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
- (11) 心臓に人工弁を置換したものの（備考8. (2)参照）
- (12) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
- (13) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
- (14) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したものの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メーターで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

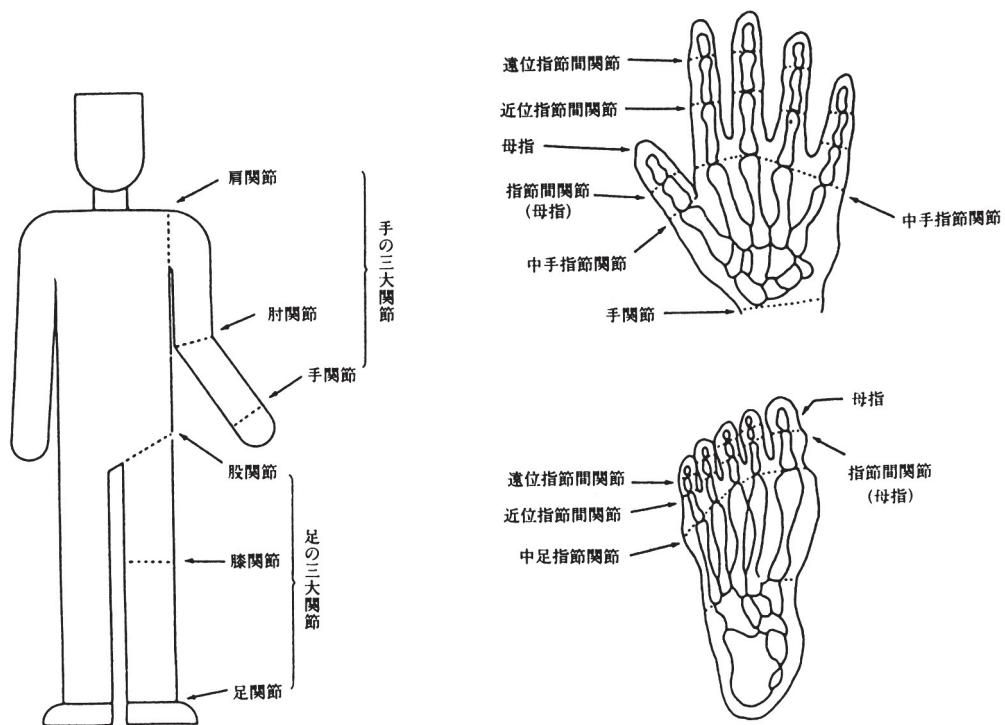
9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニクリアランス値が30ml／分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



別表4 請求書類

〔I〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	必要書類
死亡保険金 死亡給付金 家族年金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、死亡保険金受取人。配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 保険金、給付金等の受取人の戸籍抄本（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者） (6) 保険金、給付金等の受取人の印鑑証明書（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者） (7) 保険金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者）（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
高度障害保険金 高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金 高度障害療養加算年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 保険金、給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 保険金、給付金等の受取人の印鑑証明書 (7) 保険金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
満期保険金 生存保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金受取人または生存保険金受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金受取人または生存保険金受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金受取人または生存保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

請求項目	必要書類
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除 認知症保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合) (3) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証(認知症保険料払込免除を請求する場合) (4) 医師の診断書＊ (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
災害入院給付金 疾病入院給付金 成人病入院給付金 女性疾病入院給付金 災害入院初期給付金 疾病入院初期給付金 災害入院長期給付金 疾病入院長期給付金 災害短期入院給付金 疾病短期入院給付金 災害入院初期プラス給付金 疾病入院初期プラス給付金 災害入院一時金 疾病入院一時金 災害継続入院給付金 疾病継続入院給付金 三大疾病継続入院給付金 三大疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(災害入院に関する給付金等を請求する場合) (3) 医師の診断書＊ (4) 入院した病院または診療所の入院証明書＊ (5) 病院または診療所以外において医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていることを証する書類(病院または診療所に入院しているものとみなした給付金等を請求する場合) (6) 被保険者の住民票(配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約および家族入院総合保障特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (7) 給付金等の受取人の戸籍抄本 (8) 給付金等の受取人の印鑑証明書 (9) 給付金等の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (10) 最終の保険料領収証 (11) 保険証券
手術給付金 入院時手術給付金 成人病手術給付金 女性疾病手術給付金 入院中手術給付金 外来手術給付金 放射線治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書＊ (3) 手術等を受けた病院または診療所の手術等の証明書＊ (4) 被保険者の住民票(配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約および家族入院総合保障特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

請求項目	必要書類
介護保障移行特約による介護給付金、介護年金、死亡給付金または健康祝金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書*（介護給付金または介護年金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書*（死亡給付金を請求する場合） (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金等の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 介護保障証書
年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金（年金開始後）	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
リビング・ニーズ特約による保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) リビング・ニーズ特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) リビング・ニーズ特約による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	必要書類
介護年金 介護給付金 認知症加算年金 介護一時金 重度介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 年金、給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 年金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金、給付金等の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
被保険者の死亡の通知	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
先進医療給付金 入院療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (4) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類または入院中の療養に対する費用を証明する書類 (5) 被保険者の住民票 (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求	指定代理請求人により保険金等の請求を行う場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の戸籍抄本 (2) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたとき） (3) 指定代理請求人の印鑑証明書 (4) 指定代理請求人の住民票
特定疾病保険金 がん診断保険金 上皮内がん診断保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	必要書類
就労不能障害年金	(1) 会社所定の請求書*
特定障害年金	(2) 被保険者が国民年金法または被用者年金制度に基づき障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類
就労障害サポート年金	(3) 医師の診断書*
就労不能障害一時金	(4) 被保険者の住民票 (5) 年金または一時金の受取人の戸籍抄本 (6) 年金または一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 年金または一時金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券

別表

〔年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、予定利率変動型個人年金保険、年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）およびユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に関する請求書類一覧〕

以下の請求書類の他、保険金の支払に関する請求書類については、上記で特に不都合がなければそれを準用します。

請求項目	必要書類
年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回の年金の場合） (7) 年金証書（第1回の年金の場合は保険証券）
死亡一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の住民票 (7) 年金証書
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

(備考)

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求める事、必要書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることができます。
4. この別表は、各保険共用のものとして、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。
5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人および死亡給付金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金および死亡給付金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）、高度障害保険金（高度障害年金および高度障害療養加算年金を含みます。以下、本項において同じとします。）、特定疾病保険金、がん診断保険金（上皮内がん診断保険金を含みます。）、介護一時金または重度介護保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上あるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金、特定疾病保険金、がん診断保険金（上皮内がん診断保険金を含みます。）、介護一時金または重度介護保険金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
(1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
(2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

[II] その他手続請求の場合

請求項目	必要書類
[1] 保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての告知書＊（無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）の場合は、被保険者および死亡保険金受取人）
[2] 契約内容の変更 (1) 保険金額、基本死亡保険金額、基準保険金額または年金額の減額、増額(復旧) (2) 年金月額の減額 (3) 保険料払込方法〈回数〉の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 変額払済保険への変更 (8) 延長定期保険への変更 (9) 定額払済終身保険への変更 (10) 変額払済終身保険への変更 (11) 定額延長定期保険への変更 (12) 払済終身保険への変更 (13) 年金開始日の繰上げ繰下げ (14) 保険料の変更 (15) 保険料の払込再開 (16) 積立金の一部取崩し (17) 給付倍数または月間支払限度の変更 (18) 保険契約の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書＊（無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）の場合は、被保険者および死亡保険金受取人）（会社が特に提出を求めた場合）
[3] 保険種類の変換	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[4] （会社への通知による） 保険金受取人の変更 家族年金受取人の変更 年金受取人の変更 後継年金受取人の変更 死亡給付金受取人の変更 介護年金等の受取人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
[5] 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
[6] 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
[7] 60歳払済終身保険への移行	(1) 会社所定の請求書 (2) 妻が被保険者でなくなったことを証する戸籍抄本 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

請求項目	必要書類
[8] 終身保険契約申込の特別取扱	(1) 会社所定の申込書 (2) 特別取扱の事由に該当することとなったことを証する戸籍抄本 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[9] 定額保険への変更	(1) 会社所定の申込書 (2) 最終の保険料領収証 (3) 保険証券
[10] 年金種類の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
[11] 指定代理請求人の変更指定または指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票（変更指定時のみ）
[12] 買増権保証特約または新買増権保証特約による買増保険契約	(1) 会社所定の申込書 (2) 最終の保険料領収証 (3) 保険証券（特別買増事由による買増権の特別取扱の場合に限ります。） (4) 特別買増事由による買増権を行使する場合、特別買増事由に該当することとなったことを証する戸籍抄本
[13] 各特別勘定への繰入比率の指定、変更 積立金の移転	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[14] 受取人による保険契約または特約の継続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等に金銭を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。

別表5 手術給付倍率表

(記載省略)

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病

身体部位の名称	
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、舌、頸下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	胃および十二指腸（当該部位の手術にともない、空腸の手術を受けた場合、空腸を含む）
8	小腸および大腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	直腸および肛門
11	肝臓、胆嚢、および胆管
12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術にともない、胸郭の手術を受けた場合には、胸郭を含む）
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
18	卵巣、卵管および子宮付属器
19	子宮（帝王切開を受けた場合に限る）
20	乳房（乳腺を含む）
21	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る）
22	頸椎部（当該神経を含む）
23	胸椎部（当該神経を含む）
24	腰椎部（当該神経を含む）
25	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
26	左肩関節部
27	右肩関節部
28	左股関節部
29	右股関節部
30	左上肢（左肩関節部を除く）
31	右上肢（右肩関節部を除く）
32	左下肢（左股関節部を除く）
33	右下肢（右股関節部を除く）
34	子宮（異常分娩が生じた場合を含む）
35	皮膚
36	眼球および眼球付属器
特定疾病の名称	
37	異常妊娠、異常分娩
38	外傷とともにう合併症、後遺症

別表7 手術

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。

別表8 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つきのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1 健康保険法
- 2 国民健康保険法
- 3 国家公務員共済組合法
- 4 地方公務員等共済組合法
- 5 私立学校教職員共済法
- 6 船員保険法
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年3月31日までは老人保健法）

別表9 診療報酬点数表

(記載省略)

別表10 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰(かい)白髄(ずい)炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡(とうそう)	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限ります。)	

別表 11 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害 主として妊娠に関連するその他の母体障害	O10～O16 O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。） 主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O81～O84 O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表 12 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

なお、歯科診療報酬点数表（手術または放射線治療を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。）により手術料または放射線治療料の算定された手術または放射線治療であっても、医科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定対象として定められている手術または放射線治療は含みます。

別表

別表 13 就労不能障害状態

就労不能障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表（ただし、障害等級1級の第10号および2級の第16号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの）および障害等級1級の第11号および2級の第17号（身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの）を除きます。）と同程度の状態として、下表に定める状態（ただし、「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を除きます。）をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

	状態1	状態2
1. 所定の疾患等による障害	つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの (a) 呼吸器疾患 (b) 心疾患 (c) 腎疾患 (d) 肝疾患 (e) 血液・造血器疾患 (f) 悪性新生物 (g) 高血压	つぎのいずれかの状態に該当したもの ・心臓移植を受けたもの ・人工心臓を装着したもの ・CRT（心臓再同期医療機器）またはCRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの ・永続的な人工透析療法を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの
2. 眼の障害	両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
3. 耳の障害	両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
4. 平衡機能の障害	平衡機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
5. そしゃく機能の障害	そしゃく・嚥下の機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
6. 言語機能の障害	音声または言語機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	喉頭全摘出手術を施した結果、言語機能を喪失したもの

	状態1	状態2
7. 上・下肢の障害	<p>つぎのいずれかにより、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの ・四肢の機能に障害を有するもの 	<p>つぎのいずれかの状態に該当したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の障害	体幹の機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	

(備考)

1. 所定の疾患等による障害

- (1)「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。
- (2)「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
- (3)「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (4)「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (5)「疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。なお、以下で使用する「一般状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

[一般状態区分]

区分	状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業（例えば、軽い家事、事務など）はできるもの
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあります、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就寝しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就寝を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(a)呼吸器疾患

肺結核	<p>①胸部X線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」といいます。）のI型（広汎空洞型）、II型（非広汎空洞型）またはIII型（不安定非空洞型）で病巣の拡がりが3（大）であるもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの</p> <p>②直前の6か月以内に排菌があり、胸部X線所見が学会分類のIII型で病巣の拡がりが1（小）または2（中）であるもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの</p>
じん肺	胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の1/3以上のもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

呼吸不全	つきのいずれかに該当するもの ①つきのA表の(i)および(ii)ならびにB表の判定基準をすべて満たすもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの														
	A表 動脈血ガス分析値 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>検査項目</th><th>単位</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(i)</td><td>動脈血O₂分圧</td><td>Torr</td><td>60以下</td></tr> <tr> <td>(ii)</td><td>動脈血CO₂分圧</td><td>Torr</td><td>51以上</td></tr> </tbody> </table>					検査項目	単位	判定基準	(i)	動脈血O ₂ 分圧	Torr	60以下	(ii)	動脈血CO ₂ 分圧	Torr
	検査項目	単位	判定基準												
(i)	動脈血O ₂ 分圧	Torr	60以下												
(ii)	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	51以上												
B表 予測肺活量1秒率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>単位</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予測肺活量1秒率</td><td>%</td><td>30以下</td></tr> </tbody> </table>				検査項目	単位	判定基準	予測肺活量1秒率	%	30以下						
検査項目	単位	判定基準													
予測肺活量1秒率	%	30以下													
②常時(24時間)の在宅酸素療法を施行中のもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの															
慢性気管支喘息	①最大限の薬物療法を行っても発作強度が大発作となり、無症状の期間がなく一般状態区分のオに該当する場合であって、予測肺活量1秒率が高度異常(測定不能を含みます)、かつ、動脈血ガス分析値が高度異常で常に在宅酸素療法を必要とするもの ②呼吸困難を常に認める。常時とは限らないが、酸素療法を必要とし、一般状態区分のウ、エまたはオに該当する場合であって、プレドニゾロンに換算して1日10mg相当以上の連用、または5mg相当以上の連用と吸入ステロイド600μg以上の連用を必要とするもの														

(b)心疾患

弁疾患	①病状(障害)が重篤で安静時においても、心不全の症状(NYHA心機能分類クラスIV)を有し、かつ、一般状態区分のオに該当するもの ②人工弁を装着術後、なお病状をあらわす臨床所見が5つ以上、かつ、異常検査所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ③異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち2つ以上の所見、かつ、病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの
心筋疾患	①病状(障害)が重篤で安静時においても、心不全の症状(NYHA心機能分類クラスIV)を有し、かつ、一般状態区分のオに該当するもの ②異常検査所見のFに加えて、病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ③異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち2つ以上の所見および心不全の病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの
虚血性心疾患 (心筋梗塞、狭心症)	異常検査所見が2つ以上、かつ、軽労作で心不全あるいは狭心症などの症状をあらわし、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの
難治性不整脈	①病状(障害)が重篤で安静時においても、常時心不全の症状(NYHA心機能分類クラスIV)を有し、かつ、一般状態区分のオに該当するもの ②異常検査所見のEがあり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの ③異常検査所見のA、B、C、D、F、Gのうち2つ以上の所見および病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

臨床所見			
・動悸	・呼吸困難	・息切れ	・胸痛
・咳	・痰	・失神	・チアノーゼ
・頸静脈怒張	・ばち状指	・尿量減少	・浮腫
・器質的雜音			

異常検査所見	
A	安静時の心電図において、0.2mV以上のSTの低下もしくは0.5mV以上の深い陰性T波（aVR誘導を除く。）の所見のあるもの
B	負荷心電図（6Mets未満相当）等で明らかな心筋虚血所見があるもの
C	胸部X線上で心胸郭係数60%以上または明らかな肺静脈性うっ血所見や間質性肺水腫のあるもの
D	心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性異常のあるもの
E	心電図で、重症な頻脈性または徐脈性不整脈所見のあるもの
F	左室駆出率（EF）40%以下のもの
G	BNP（脳性ナトリウム利尿ペプチド）が200pg/ml相当を超えるもの

(c)腎疾患

つぎの表の①から③までのいずれかの判定基準を満たすもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

	検査項目	単位	判定基準
①	内因性クレアチニンクリアランス値	ml/分	20未満
②	血清クレアチニン濃度	mg/dl	5以上
③	(i) 1日尿蛋白量	g/日	3.5 g以上を持続する
	(ii) 血清アルブミン	g/dl	かつ、3.0 g以下
	(iii) 血清総蛋白	g/dl	又は、6.0 g以下

(注1) ③の場合は、(i)かつ(ii)または(i)かつ(iii)の状態をいいます。

(注2) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

(d)肝疾患

つぎの表の①から⑤までの判定基準をすべて満たすもので、かつ、腹水および肝性脳症の臨床所見があり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

	検査項目	判定基準	
①	総ビリルビン(mg/dl)	2以上	
②	血清アルブミン(g/dl)	3.5未満	
③	血小板数(万/ μ l)	10未満	
④	プロトロンビン時間(PT)	(%)	50未満
		(秒)	4以上の延長

(e)血液・造血器疾患

難治性貧血群（再生不良性貧血・溶血性貧血等）	<p>つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの</p> <p>A表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">臨床所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">① 中度の出血傾向または関節症状のあるもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 凝固因子製剤を時々輸注しているもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>B表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">検査所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">① 出血時間（デューク法）が8分以上のもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② APTT が基準値の2倍以上のもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 血小板数が5万/μl未満のもの</td> </tr> </tbody> </table>	臨床所見	① 中度の出血傾向または関節症状のあるもの	② 凝固因子製剤を時々輸注しているもの	検査所見	① 出血時間（デューク法）が8分以上のもの	② APTT が基準値の2倍以上のもの	③ 血小板数が5万/ μ l未満のもの
臨床所見								
① 中度の出血傾向または関節症状のあるもの								
② 凝固因子製剤を時々輸注しているもの								
検査所見								
① 出血時間（デューク法）が8分以上のもの								
② APTT が基準値の2倍以上のもの								
③ 血小板数が5万/ μ l未満のもの								
出血傾向群（血小板減少性紫斑病・凝固因子欠乏症等）								

	つきのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つきのB表のいずれか1つ以上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの		
造血器腫瘍群（白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髓腫等）	<p>A表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>臨床所見</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの ② 輸血を時々必要とするもの ③ 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの ④ 急性転化の症状を示すもの</td></tr> </tbody> </table>	臨床所見	① 発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの ② 輸血を時々必要とするもの ③ 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの ④ 急性転化の症状を示すもの
臨床所見			
① 発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの ② 輸血を時々必要とするもの ③ 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの ④ 急性転化の症状を示すもの			
	<p>B表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査所見</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 病的細胞が出現しているもの ② C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの ③ 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの ④ 白血球数が正常化し難いもの ⑤ 末梢血液中の赤血球数が300万／μl未満のもの ⑥ 末梢血液中の血小板数が5万／μl未満のもの ⑦ 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000／μl未満のもの ⑧ 末梢血液中の正常リンパ球数が600／μl未満のもの</td></tr> </tbody> </table>	検査所見	① 病的細胞が出現しているもの ② C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの ③ 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの ④ 白血球数が正常化し難いもの ⑤ 末梢血液中の赤血球数が300万／μl未満のもの ⑥ 末梢血液中の血小板数が5万／μl未満のもの ⑦ 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000／μl未満のもの ⑧ 末梢血液中の正常リンパ球数が600／μl未満のもの
検査所見			
① 病的細胞が出現しているもの ② C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの ③ 乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの ④ 白血球数が正常化し難いもの ⑤ 末梢血液中の赤血球数が300万／μl未満のもの ⑥ 末梢血液中の血小板数が5万／μl未満のもの ⑦ 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000／μl未満のもの ⑧ 末梢血液中の正常リンパ球数が600／μl未満のもの			

(f) 悪性新生物

悪性新生物による衰弱または障害のため、一般状態区分のウ、エまたはオに該当するもの

(g) 高血压

つきの①または②のいずれかに該当するもの

①つきのⅰからivまでをすべて満たす「悪性高血圧症」（単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しない）

- ⅰ 高い拡張期性高血圧（通常最小血圧が120mmHg以上）
- ⅱ 眼底所見て、下記のKeith-Wagener分類のⅢ群以上のもの
- ⅲ 腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる。
- ⅳ 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う。

②直前の1年以内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

[Keith-Wagener分類]

Keith-Wagener 分類	眼底所見
I群	細動脈に軽度の狭細と硬化を認め、眼底所見は軽微である。
II群	眼底はI群に比べて細動脈の変化が著明である。
III群	細動脈に著明な緊張亢進と痙攣が認められ、硬化性変化を含む動脈系の変化は広汎かつ明瞭であるが、これとともに軽度あるいは明白な血管痙攣性網膜症（動脈の著しい狭細、口径不同、網膜浮腫、綿花状白斑、出血、硬性白斑など）がある。
IV群	網膜細動脈の機能的、器質的狭細とともに、広範囲な血管痙攣性網膜症が認められる。これとともに計測可能な程度以上の乳頭浮腫がある。

2. 眼の障害

- (1) 「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、両眼の視力の和が0.08以下のもの、または両眼の視野が5度以内のものをいいます。
- (2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」には該当しません。
- (3) 視力の測定は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力

について測定します。

- (4) 視野の測定は、原則ゴールドマン視野計を用いて行います。この場合、中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4の視標を用います。

3.耳の障害

- (1) 「両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\text{両耳の平均純音聴力レベル値} = \frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

が90デシベル以上のもの、または80デシベル以上かつ最良語音明瞭度（語音明瞭度が最も高い値）が30%以下のものをいいます。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100(\%)$$

- (2) 聴力の測定は、オージオメータ（JIS規格またはこれに準ずる標準オージオメータ）で行います。

- (3) 最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s式語表」あるいは「67s式語表」とします。

4.平衡機能の障害

「平衡機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼で起立・立位保持が不能または閉眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度のものをいいます。

5.そしゃく機能の障害

- (1) 「そしゃく・嚥下の機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、流動食以外は摂取できないもの、経口的に食物を摂取することができないもの、および、経口的に食物を摂取することが極めて困難なもの（食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならぬもの、または、一日の大半を食事に費やさなければならない程度のもの）をいいます。

- (2) 歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

6.言語機能の障害

「音声または言語機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。

- (a) 音声または言語を喪失するか、または音声もしくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの
 (b) 口唇音（ま行音、ば行音、ぱ行音等）、歯音・歯茎音（さ行、た行、ら行等）、歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じや等）、軟口蓋音（か行音、が行音等）の4種の語音のうち3種以上が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの

7.上・下肢の障害

- (1) 「1上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。

- (a) 不良肢位で強直しているもの

- (b) 関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

- (c) 筋力が著減または消失しているもの

筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、つぎの5段階に区分します。（(4)の筋力についても同じとします。）

正常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	検者の加える抵抗には抵しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	自分の体部分の重さには抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

- (2)「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、中手指節関節、近位指節間関節（おや指においては指節間関節）の運動範囲がいずれも 10 度以下のものをいいます。
- (3)「上肢の指を欠くもの」とは、中手指節関節以上で欠くものをいいます。
- (4)「1 下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1 下肢の 3 大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか 2 関節以上がつぎのいずれかに該当する程度のもの、または一側下肢長が他側下肢長の 4 分の 1 以上短縮しているもの（下肢長の測定は、上前脛骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測によります。）をいいます。
- (a) 不良肢位で強直しているもの
 - (b) 関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
 - (c) 筋力が著減または消失しているもの（測定基準は上肢と同じ）
- (5)「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の 10 足趾を中足趾節関節以上で欠くものをいいます。
- (6)「1 下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。
- (7)「両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1 上肢および 1 下肢の機能に相当程度の障害を有するもの」とは、両上肢の機能もしくは両下肢の機能、または 1 上肢および 1 下肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態（下表において、A から C の合計点数が 4 点以上）をいいます。
- (8)「四肢の機能に障害を有するもの」とは、四肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の一部が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態（下表において、A から C の合計点数が 1 点以上）をいいます。

区分		状態	点数
A	食物の摂取	ア. 箸を使用して可能 イ. 食器・食物を選定すれば自力で可能 ウ. 自力では困難 エ. 介助がなければ全く不可能	0 点 1 点 2 点 3 点
B	排便・排尿・その後始末	ア. 通常便器で、自力で可能 イ. 特別の器具を使用すれば自力で可能 ウ. 特別の器具により、自力で排泄できるが、後始末は自力で不能 エ. おしめ、特別の器具を使用しており、自力では不能	0 点 1 点 2 点 3 点
C	衣服着脱・起居・歩行・入浴	ア. 通常の身のまわりの動作が自力で可能 イ. ベッド上の起居・周囲歩行・衣服着脱・入浴がかろうじて自力で可能 ウ. ベッド上の起居・周囲歩行のみかろうじて自力で可能 エ. ねがえり・ベッド上の小移動のみ自力で可能 オ. 全くのねたきり状態	0 点 1 点 2 点 3 点 4 点

8. 体幹の障害

「体幹の機能に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、体幹の機能の障害により、つぎのいずれかに該当する程度の障害を有するものをいいます。

- (a)腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもできない
- (b)臥位または座位から自力のみで立ち上がりがれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができる
- (c)室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある

別表 14 特定障害状態

特定障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表（障害等級1級の第10号および2級の第16号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの））と同程度の状態として、つぎに定める状態（ただし、「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を除きます。）をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

精神の障害	精神の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの
-------	---

（備考）

「精神の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。なお、以下で使用する「精神障害状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔精神障害状態区分〕

区分	状態
ア	精神障害（病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等）を認めるが、社会生活は普通にできるもの
イ	精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要であるもの
ウ	精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要であるもの
エ	精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要であるもの
オ	精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要であるもの

(a) 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害並びに気分（感情）障害

- ①統合失調症、統合失調症型障害または妄想性障害によるものにあっては、医師により医学的に必要であると証明された入院による治療を行ったかまたは行っているにもかかわらず、残遺状態または病状があるため人格変化、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるため、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの
- ②気分（感情）障害によるものにあっては、医師により医学的に必要であると証明された入院による治療を行ったかまたは行っているにもかかわらず、気分、意欲・行動の障害および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返したりするため、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの

(b) 症状性を含む器質性精神障害

医師により医学的に必要であると証明された入院による治療を行ったかまたは行っているにもかかわらず、認知障害、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの

(c) てんかん

つぎの①または②のいずれかに該当するもの

- ①医師による必要な治療を行っているにもかかわらず、てんかん性発作のⅰまたはⅱが年に2回以上あり、かつ、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの
- ②医師による必要な治療を行っているにもかかわらず、てんかん性発作のⅲまたはⅳが月に1回以上あり、かつ、精神障害状態区分のエまたはオに該当するもの

[てんかん性発作]

- ⅰ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
- ⅱ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- ⅲ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ⅳ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作

別表 15 就労制限障害状態

就労制限障害状態とは、厚生年金保険法施行令第3条の8別表第1（ただし、第13号（精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの）および第14号（傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの）を除きます。）と同程度の状態として、下表に定める状態（ただし、「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を除きます。）をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

	状態 1	状態 2
1. 所定の疾患等による障害	つぎの疾患または身体の機能の障害により、労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの (a) 呼吸器疾患 (b) 心疾患 (c) 腎疾患 (d) 肝疾患 (e) 血液・造血器疾患 (f) 悪性新生物 (g) 高血圧	つぎのいずれかの状態に該当したもの ・人工弁を装着したもの ・心臓ペースメーカーを装着したもの ・ICD（植込型除細動器）を装着したもの ・人工肛門または人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの
2. 眼の障害	両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
3. 耳の障害	両耳の聴力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
4. 平衡機能の障害	平衡機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
5. そしゃく機能の障害	そしゃく・嚥下の機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	
6. 言語機能の障害	音声または言語機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	

別表

	状態 1	状態 2
7. 上・下肢の障害	<p>つぎのいずれかにより、労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの ・長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの ・おや指およびひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの ・1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの ・1下肢をリストラン関節以上で失ったもの ・1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの ・両下肢の10趾の用を廃したもの ・1上肢および1下肢に機能障害を残すもの 	<p>つぎのいずれかの状態に該当したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1上肢のおや指およびひとさし指を失ったもの、またはおや指もしくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの ・1上肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭または人工関節をそう入置換したもの ・1下肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭または人工関節をそう入置換したもの
8. 脊柱の障害	脊柱の機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの	

(備考)

1. 所定の疾患等による障害

- (1) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
- (2) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (3) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (4) 「疾患または身体の機能の障害により、労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。なお、以下で使用する「一般状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

[一般状態区分]

区分	状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にあるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業（例えば、軽い家事、事務など）はできるもの
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあります、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(a)呼吸器疾患

肺結核	<p>① 直前の6か月以内に排菌がなく、胸部X線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」といいます。）のI型（広汎空洞型）、II型（非広汎空洞型）またはIII型（不安定非空洞型）で、積極的な抗結核薬による化学療法を施行しているもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの</p> <p>② 直前の6か月以内に排菌があり、胸部X線所見が学会分類のIV型（安定非空洞型）であるもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの</p>
-----	---

じん肺	胸部X線所見がじん肺法の分類の第3型のもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの																				
呼吸不全	<p>つきのいずれかに該当するもの ①つきのA表の(i)および(ii)ならびにB表の判定基準をすべて満たすもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの</p> <p>A表 動脈血ガス分析値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>検査項目</th> <th>単位</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(i)</td> <td>動脈血O₂分圧</td> <td>Torr</td> <td>70以下</td> </tr> <tr> <td>(ii)</td> <td>動脈血CO₂分圧</td> <td>Torr</td> <td>46以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>B表 予測肺活量1秒率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>検査項目</th> <th>単位</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>予測肺活量1秒率</td> <td>%</td> <td>40以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>②常時(24時間)の在宅酸素療法を施行中のもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの ③慢性肺疾患により非代償性の肺性心を生じているもの</p>		検査項目	単位	判定基準	(i)	動脈血O ₂ 分圧	Torr	70以下	(ii)	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	46以上		検査項目	単位	判定基準		予測肺活量1秒率	%	40以下
	検査項目	単位	判定基準																		
(i)	動脈血O ₂ 分圧	Torr	70以下																		
(ii)	動脈血CO ₂ 分圧	Torr	46以上																		
	検査項目	単位	判定基準																		
	予測肺活量1秒率	%	40以下																		
慢性気管支喘息	喘鳴や呼吸困難を週1回以上認める。非継続的なステロイド薬の使用を必要とする場合があり、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当する場合であって、吸入ステロイド中用量以上及び長期管理薬を追加薬として2剤以上の連用を必要とし、かつ、短時間作用性吸入β ₂ 刺激薬頓用を少なくとも週に1回以上必要とするもの																				

(b) 心疾患

弁疾患	異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち1つ以上の所見、かつ、病状をあらわす臨床所見が2つ以上あり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの
心筋疾患	<p>①EF値が50%以下を示し、病状をあらわす臨床所見が2つ以上あり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの</p> <p>②異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち1つ以上の所見および心不全の病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの</p>
虚血性心疾患 (心筋梗塞、 狭心症)	異常検査所見が1つ以上、かつ、心不全あるいは狭心症などの症状が1つ以上あるもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの
難治性不整脈	異常検査所見のA、B、C、D、F、Gのうち1つ以上の所見および病状をあらわす臨床所見が1つ以上あり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの
大動脈疾患	<p>①胸部大動脈解離(Stanford分類A型・B型)や胸部大動脈瘤により、人工血管を挿入し、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの</p> <p>②胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤に、難治性の高血圧を合併したもの</p>

臨床所見					
・動悸	・呼吸困難	・息切れ	・胸痛		
・咳	・痰	・失神	・チアノーゼ	・浮腫	
・頸靜脈怒張	・ばち状指	・尿量減少			
・器質的雜音					

異常検査所見	
A	安静時的心電図において、0.2mV以上のSTの低下もしくは0.5mV以上の深い陰性T波（aVR誘導を除く。）の所見のあるもの
B	負荷心電図（6Mets未満相当）等で明らかな心筋虚血所見があるもの
C	胸部X線上で心胸郭係数60%以上または明らかな肺静脈性うつ血所見や間質性肺水腫のあるもの
D	心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性異常のあるもの
E	心電図で、重症な頻脈性または徐脈性不整脈所見のあるもの
F	左室駆出率（EF）40%以下のもの
G	BNP（脳性ナトリウム利尿ペプチド）が200pg/ml相当を超えるもの

(c)腎疾患

つきの表の①から③までのいずれかの判定基準を満たすもので、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの

	検査項目	単位	判定基準
①	内因性クレアチニクリアランス値	ml/分	30未満
②	血清クレアチニン濃度	mg/dl	3以上
③	(i) 1日尿蛋白量	g/日	3.5 g以上を持続する
	(ii) 血清アルブミン	g/dl	かつ、3.0 g以下
	(iii) 血清総蛋白	g/dl	又は、6.0 g以下

(注1) ③の場合は、(i)かつ(ii)または(i)かつ(iii)の状態をいいます。

(注2) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

(d)肝疾患

つきの表の①から⑤までの判定基準をすべて満たすもので、かつ、腹水および肝性脳症の臨床所見があり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの

	検査項目	判定基準
①	総ビリルビン(mg/dl)	2以上
②	血清アルブミン(g/dl)	3.5未満
③	血小板数(万/ μ l)	10未満
④	プロトロンビン時間(PT)	(%) 50未満
		(秒) 4以上の延長

(e)血液・造血器疾患

	<p>つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表の①から④までのうち、3つ以上に該当（ただし、溶血性貧血の場合は、つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表の①に該当）し、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの</p> <p>A表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>臨床所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの</td> </tr> <tr> <td>② 輸血を必要に応じて行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	臨床所見	① 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの	② 輸血を必要に応じて行うもの				
臨床所見								
① 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの								
② 輸血を必要に応じて行うもの								
難治性貧血群（再生不良性貧血・溶血性貧血等）	<p>B表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの i ヘモグロビン濃度が10.0g/dl未満のもの ii 赤血球数が350万/μl未満のもの</td> </tr> <tr> <td>② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの i 白血球数が4,000/μl未満のもの ii 顆粒球数が2,000/μl未満のもの</td> </tr> <tr> <td>③ 末梢血液中の血小板数が10万/μl未満のもの</td> </tr> <tr> <td>④ 骨髄像で、つぎのいずれかに該当するもの i 有核細胞が10万/μl未満のもの ii 巨核球数が50/μl未満のもの iii リンパ球が20%以上のもの iv 赤芽球が15%未満のもの</td> </tr> </tbody> </table>	検査所見	① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの i ヘモグロビン濃度が10.0g/dl未満のもの ii 赤血球数が350万/ μ l未満のもの	② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの i 白血球数が4,000/ μ l未満のもの ii 顆粒球数が2,000/ μ l未満のもの	③ 末梢血液中の血小板数が10万/ μ l未満のもの	④ 骨髄像で、つぎのいずれかに該当するもの i 有核細胞が10万/ μ l未満のもの ii 巨核球数が50/ μ l未満のもの iii リンパ球が20%以上のもの iv 赤芽球が15%未満のもの		
検査所見								
① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの i ヘモグロビン濃度が10.0g/dl未満のもの ii 赤血球数が350万/ μ l未満のもの								
② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの i 白血球数が4,000/ μ l未満のもの ii 顆粒球数が2,000/ μ l未満のもの								
③ 末梢血液中の血小板数が10万/ μ l未満のもの								
④ 骨髄像で、つぎのいずれかに該当するもの i 有核細胞が10万/ μ l未満のもの ii 巨核球数が50/ μ l未満のもの iii リンパ球が20%以上のもの iv 赤芽球が15%未満のもの								
出血傾向群（血小板減少性紫斑病・凝固因子欠乏症等）	<p>つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表のいずれか1つ以上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの</p> <p>A表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>臨床所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 軽度の出血傾向または関節症状のあるもの</td> </tr> <tr> <td>② 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>B表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 出血時間（デューク法）が6分以上のもの</td> </tr> <tr> <td>② APTTが基準値の1.5倍以上のもの</td> </tr> <tr> <td>③ 血小板数が10万/μl未満のもの</td> </tr> </tbody> </table>	臨床所見	① 軽度の出血傾向または関節症状のあるもの	② 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの	検査所見	① 出血時間（デューク法）が6分以上のもの	② APTTが基準値の1.5倍以上のもの	③ 血小板数が10万/ μ l未満のもの
臨床所見								
① 軽度の出血傾向または関節症状のあるもの								
② 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの								
検査所見								
① 出血時間（デューク法）が6分以上のもの								
② APTTが基準値の1.5倍以上のもの								
③ 血小板数が10万/ μ l未満のもの								
造血器腫瘍群（白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髓腫等）	<p>つぎのA表の臨床所見があり、かつ、つぎのB表の検査所見があり、かつ、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの</p> <p>A表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>臨床所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>B表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白血球が増加しているもの</td> </tr> </tbody> </table>	臨床所見	治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの	検査所見	白血球が増加しているもの			
臨床所見								
治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの								
検査所見								
白血球が増加しているもの								

(f) 悪性新生物

悪性新生物による著しい全身倦怠のため、一般状態区分のイ、ウ、エまたはオに該当するもの

(g) 高血圧

つきの①または②のいずれかに該当するもの

①頭痛、めまい、耳鳴、手足のしびれ等の自覚症状があり、1年以上前に一過性脳虚血発作のあったものまたは眼底に著明な動脈硬化の所見を認めるもの

②大動脈解離や大動脈瘤を合併した高血圧

2. 眼の障害

- (1) 「両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、両眼の視力がそれぞれ0.1以下のものをいいます。
- (2) 眼瞼下垂による視力障害は「両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」には該当しません。
- (3) 視力の測定は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

3. 耳の障害

- (1) 「両耳の聴力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\text{両耳の平均純音聴力レベル値} = \frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

が70デシベル以上のもの、または50デシベル以上かつ最良語音明瞭度（語音明瞭度が最も高い値）が50%以下のものをいいます。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100(\%)$$

- (2) 聴力の測定は、オージオメータ（JIS規格またはこれに準ずる標準オージオメータ）で行います。

- (3) 最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s式語表」あるいは「67s式語表」とします。

4. 平衡機能の障害

「平衡機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼で起立・立位保持が不安定で、閉眼で直線を10メートル歩いたとき、多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す程度のものをいいます。

5. そしゃく機能の障害

- (1) 「そしゃく・嚥下の機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないためにゾンデ栄養の併用が必要なもの、または、全粥もしくは軟食以外は摂取できない程度のものをいいます。

- (2) 歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

6. 言語機能の障害

「音声または言語機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音等）、歯音・歯茎音（さ行、た行、ら行等）、歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）、軟口蓋音（か行音、が行音等）の4種の語音のうち2種以上が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「1上肢のおや指およびひとさし指を失ったもの、またはおや指もしくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの」については、おや指は指節間関節以上で欠くもの、おや指以外は近位指節間関節以上で欠くものをいいます。
- (2) 「1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの」とは、1上肢の3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。

- (3)「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。(偽関節は、骨幹部または骨幹端部に限るものとし、著しい障害とは、関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。)
- (a)上腕骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
 - (b)桡骨および尺骨の両方に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
 - (c)大腿骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
 - (d)脛骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- (4)「おや指およびひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの」とは、おや指およびひとさし指を併せ1上肢の4指が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。
- (a)指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの
 - (b)中手指節関節または近位指節間関節(おや指においては指節間関節)に著しい運動障害(関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの
- (5)「1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの」とは、1下肢の3大関節(股関節、ひざ関節および足関節)中のいずれか2関節以上の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すものをいいます。
- (6)「1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、一側下肢長が10センチメートル以上または一側下肢長が他側下肢長の10分の1以上短縮したものをいいます。
- (7)「両下肢の10趾の用を廃したもの」とは、両下肢の10趾がつぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。
- (a)第1趾は、末節骨の2分の1以上、その他の4趾は遠位趾節間関節以上で欠くもの
 - (b)中足趾節関節または近位趾節間関節(第1趾においては趾節間関節)に著しい運動障害(関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの
- (8)「1上肢および1下肢に機能障害を残すもの」とは、1上肢および1下肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の一部が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態(下表において、AからCの合計点数が1点以上)をいいます。

区分		状態	点数
A	食物の摂取	ア. 箸を使用して可能 イ. 食器・食物を選定すれば自力で可能 ウ. 自力では困難 エ. 介助がなければ全く不可能	0点 1点 2点 3点
B	排便・排尿・その後始末	ア. 通常便器で、自力で可能 イ. 特別の器具を使用すれば自力で可能 ウ. 特別の器具により、自力で排泄できるが、後始末は自力で不能 エ. おしめ、特別の器具を使用しており、自力では不能	0点 1点 2点 3点
C	衣服着脱・起居・歩行・入浴	ア. 通常の身のまわりの動作が自力で可能 イ. ベッド上の起居・周囲歩行・衣服着脱・入浴がかろうじて自力で可能 ウ. ベッド上の起居・周囲歩行のみかろうじて自力で可能 エ. ねがえり・ベッド上の小移動のみ自力で可能 オ. 全くのねたきり状態	0点 1点 2点 3点 4点

8. 脊柱の障害

「脊柱の機能に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、脊柱または背部・軟部組織の明らかな器質的变化のため、脊柱の最大他動可動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限されたものをいいます。

■説明事項ご確認のお願い

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

しおりのページ

●生命保険募集人（当社のライフプランナー）の権限について	6
●契約申込の撤回等（クーリング・オフ）について	7
●生命保険会社の財産状態の変化による 生命保険契約への影響の可能性について	11
●健康状態・職業などの告知義務について	15
●保険会社の責任開始時期について	18
●払込方法について	64、65
●保険料の払込猶予期間と契約の失効について	66
●保険契約の復活について	70
●解約と解約返戻金について	75
●保険金などを支払わない場合または保険料の お払込を免除できない場合について	84

などは、お申込に際してぜひご理解いただきたい重要なことがらですので、特に注意してご覧いただくようお願いいたします。

なお、わかりにくい点がございましたら、下記の担当ライフプランナーまたは支社へお気軽にお問い合わせください。

ご契約の際には、「契約概要」「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
- 記載の取扱いは登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。



A 20170200172 A

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <http://www.prudential.co.jp>
パンフレットのご請求または保険に関するお問合わせ・お手続きや
ご契約に関する苦情・照会につきましては、下記へお電話ください。
パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター 0120-810740
※携帯電話からもご利用になれます